

令和2年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち

クリーンウッド法定着実態調査

報告書

令和4年3月

林野庁

# 目次

第1章 はじめに.....	1
第2章 素材生産事業者に対するアンケート調査 結果取りまとめ.....	2
摘要.....	2
はじめに.....	3
調査方法.....	3
結果.....	3
第3章 木材関連事業者に対するアンケート調査 結果取りまとめ.....	35
摘要.....	35
はじめに.....	37
調査方法.....	37
結果.....	38
第4章 第2種木材関連事業を行う建築建設関係事業者へのヒアリング調査.....	87
摘要.....	87
はじめに.....	87
調査方法.....	88
結果.....	89

## 巻末資料

- Appnedix.1 素材生産事業者向けアンケート用紙
- Appendix.2 木材関連事業者向けアンケート用紙
- Appendix.3 ヒアリング項目



## 第 1 章 はじめに

TPP 協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、各国が違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。これらに対応するために、我が国の違法伐採木材への対策として平成 29 年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)を着実に運用する必要がある。このため、本法に基づく木材の合法性の確認等の取組について、その取組の定着状況を確認した。同様の趣旨の調査は既に平成 30 年度、令和元年度、2 年度の 3 回に渡って実施されてきた(表 1)が、今年度事業では素材生産事業者へのアンケート調査(第 2 章)、木材関連事業者へのアンケート調査(第 3 章)、建築建設事業者へのヒアリング調査(第 4 章)を実施した。

表 1 平成 30 年度～令和 2 年度クリーンウッド法定着実態調査の内容

平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>• 木材関連事業者(合法木材供給認定+建築建設)へのアンケート調査</li><li>• 木材関連事業者(流通、加工、家具)へのヒアリング調査</li></ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"><li>• 木材関連事業者(流通、加工、家具、建築建設)へのヒアリング調査</li></ul>
令和 2 年度 (本事業)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 素材生産事業者へのアンケート調査</li><li>• 木材関連事業者(合法木材供給認定)へのアンケート調査</li><li>• 木材関連事業者(建築建設)のヒアリング調査</li></ul>

## 第2章 素材生産事業者に対するアンケート調査 結果取りまとめ

### 摘要

- 青森、秋田、長野、岐阜、宮崎、鹿児島県の6県を除く41都道府県の500素材生産事業者に対するアンケート調査を行った。有効回答数は217であった。
- 立木売買の方法別の素材生産量総計は、私有林立木購入、私有林伐採受託、その他がほぼ同量と推定された。私有林立木購入またはその他の方法による素材生産量は北海道、東北で多く、私有林伐採受託による素材生産量は九州で多かった。
- 私有林からの立木売買
  - 立木直接購入、立木仲介購入、伐採受託を行っている事業者のうち、常にまたは求められたとき以外は森林所有者との売買契約書を作成していなかった事業者はそれぞれ5%、0%、12%を占めた。また、登記簿等による森林所有権の確認を行っていない事業者はそれぞれ13%、19%、21%を占めた。さらに現地立ち合いによる森林所有者との境界の確認を行っていない事業者はそれぞれ23%、20%、29%を占めた。立木購入よりも伐採受託の方がこれら不十分な合法性確認の割合が高かったが、有意な差ではなかった。
  - 立木購入における森林の所有権確認やの境界確認の実施状況は、仲介人を介すか否かによる違いは見られなかった。
  - 57%の事業者は木材加工業者へ直接販売を行い、77%の事業者は原木市場や木材流通事業者を通じての出荷を行っていた。
- 販売
  - 木材加工業者への直接販売よりも、原木市場や木材流通事業者を通じての出荷を行った事業者の方が、販売先へ合法性証明書類を提出しない事業者の割合が高かった。
  - 私有林立木購入または受託伐採を行っている事業者が合法性証明のために販売先へ提出している書類としては 7割近くが行政手続き書類(伐採届、適合通知書等)を使用しており、5割近くが団体認定に基づく合法木材証明書を使用していた。
- 森林所有者とのトラブルの経験は、18%の事業者が有していた。九州が最も多かったが、全国に分布し、東北～中部では平均以上に割合が高かった。私有林立木購入や伐採受託の割合が高い事業者でトラブルの経験がある割合が高かった。大部分の事業者は示談金の支払い、話し合いによってトラブルを解決していた。
- 誤伐盗伐等のトラブルの風聞については、22%の事業者が聞いたことがあると回答した。九州が最も多かったが全国に分布し、北海道と関東でも平均以上に割合が高かった。
- クリーンウッド法について、94%の事業者は聞いたことがあり、43%は第一種・第二種木材関連事業、木材関連事業者登録制度などの内容まで理解していた。
- 37%の事業者は、クリーンウッド法が施行された2017年以降、木材の合法性を確認できる書類を求められることが増加したと回答した。しかし北海道、中部と関西はその割合が2割程度と低

かった。また、木材加工事業者への直接販売を行った事業者よりも原木市場や木材流通事業者を通じた販売を行った事業者の方がやや高かった。

- 木材を販売する際に合法性を担保して販売することについては 85%の事業者が必要だと考えていた。

## はじめに

素材生産事業者はクリーンウッド法の直接の対象ではなく、主に森林法に従って素材生産を行っている。しかし木材関連事業者がクリーンウッド法に従って、国産材が合法的に伐採されたかを確認するうえで、彼らがどのように法的な手続きを行っているか理解することが重要である。

## 調査方法

調査は青森、秋田、長野、岐阜、宮崎、鹿児島県の 6 県を除く 41 都道府県の素材生産事業者に対して行った。森林経営管理法に基づく「意欲と能力のある林業経営体」及び林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者から、各都道府県より対象外とする要請があった事業者を除外して調査対象事業者リストを作成した。リストに含まれた素材生産事業者は 1,955 事業者であった。

1,955 事業者のうちランダム抽出した 500 事業者に対してアンケート用紙(Appendix1)を送付した。返信は郵送、Fax、メールのいずれも可能とした。アンケートの発送は 2021 年 9 月 2 日に行い、返送の締切日は 2021 年 9 月 22 日とした。

## 結果

### 1. 回答数

返送されたアンケートの総数は 215 であったが、アンケートを送っていないにも関わらず送付のあった事業者<sup>1</sup>が 2 事業者あった。この結果 217 事業者から回答を得(表 2)、回収率は 43.4%であった。元々のリストにあった 1,955 事業者の 11%から回答を得たことなる。回答のあった地方に大きな偏りはなかった(図 1)。

なお本年度事業のアンケート調査では素材生産事業者、木材関連事業者合わせて 3,000 事業者に送付し、952 事業者から回答を得たが、このうち郵送による回答は 837、メールまたは FAX による回答は 115 であった。

---

<sup>1</sup> おそらく web ページ上で公開していたアンケート用紙をダウンロードして回答、送付したものと思われる。なお元々の 1,955 事業者リストには含まれている事業者であった。

表 2 都道府県別の回答数

都道府県	事業者数	送付数	回収数
北海道	185	47	29
青森県	調査対象外		
岩手県	86	19	7
宮城県	44	10	4
秋田県	調査対象外		
山形県	52	11	4
福島県	91	27	13
茨城県	24	4	3
栃木県	37	9	3
群馬県	62	19	12
埼玉県	11	3	3
千葉県	8	1	0
東京都	16	5	2
神奈川県	15	3	2
新潟県	51	6	6
富山県	17	5	2
石川県	26	6	3
福井県	23	4	3
山梨県	47	20	3
長野県	調査対象外		
岐阜県	調査対象外		
静岡県	51	11	6*
愛知県	24	4	2
三重県	49	17	7
滋賀県	161	46	11
京都府	39	8	3
大阪府	9	3	0
兵庫県	58	17	5
奈良県	51	7	4
和歌山県	30	10	4

都道府県	事業者数	送付数	回収数
鳥取県	37	13	6
島根県	53	12	5
岡山県	50	14	6
広島県	45	12	8
山口県	19	9	6
徳島県	28	12	6*
香川県	8	3	1
愛媛県	73	14	3
高知県	89	18	8
福岡県	38	9	5
佐賀県	15	6	5
長崎県	44	8	2
熊本県	91	23	6
大分県	92	23	8
宮崎県	調査対象外		
鹿児島県	調査対象外		
沖縄県	6	2	1
合計	1955	500	217

\*:それぞれ1事業者はアンケートを送っていないにもかかわらず回答があった。

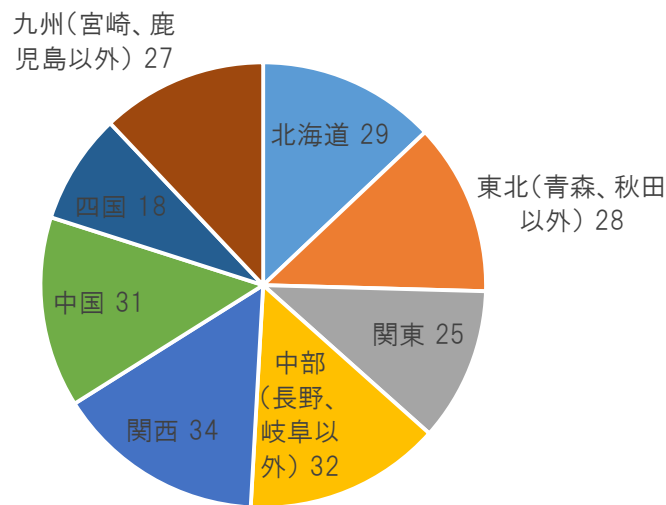


図 1 地方別の回答数

## 2. 事業概要

### 1) 売上高 (問 2)

前年度(2020年度)売上高について、207事業者から回答を得た。206事業者からは金額での回答を得たが、1事業者は素材生産とそれ以外の事業の売上げの割合のみを回答した。なお一部の事業者の数値は素材生産量(問4)に比べて大きすぎ、単位の間違いであると判断して修正・集計した。

素材生産の売上げがあった事業者<sup>2</sup>は194事業者で、うち素材生産以外の事業からの売上げはなかった事業者、あった事業者<sup>3</sup>はそれぞれ38、156事業者であった。13事業者は素材生産による売上げがなかった。

素材生産からの売上高は5,000万円以下の事業者が半分近く(91事業者)を占めた(図2)。しかしその半分以上(51事業者)は、全事業のうち素材生産からの売上が小さい(20%以下)の事業者であった。素材生産からの売上割合が大きい(80%以上)事業者では、素材生産からの売上が5,000万円～1億円の事業者が最も多かった。

素材生産以外の事業としては造林と回答した事業者が最も多く(118事業者)、加工、チップ製造が続いた(表3)。素材生産からの売上高が全売上高の中で占める割合は、20%以下の事業者(66事業者)と80%以上の事業者(65事業者)が多く、中間的な20～80%の事業者は76事業者であった。

<sup>2</sup> 金額が0より大きかった事業者

<sup>3</sup> 金額が0より大きかった事業者



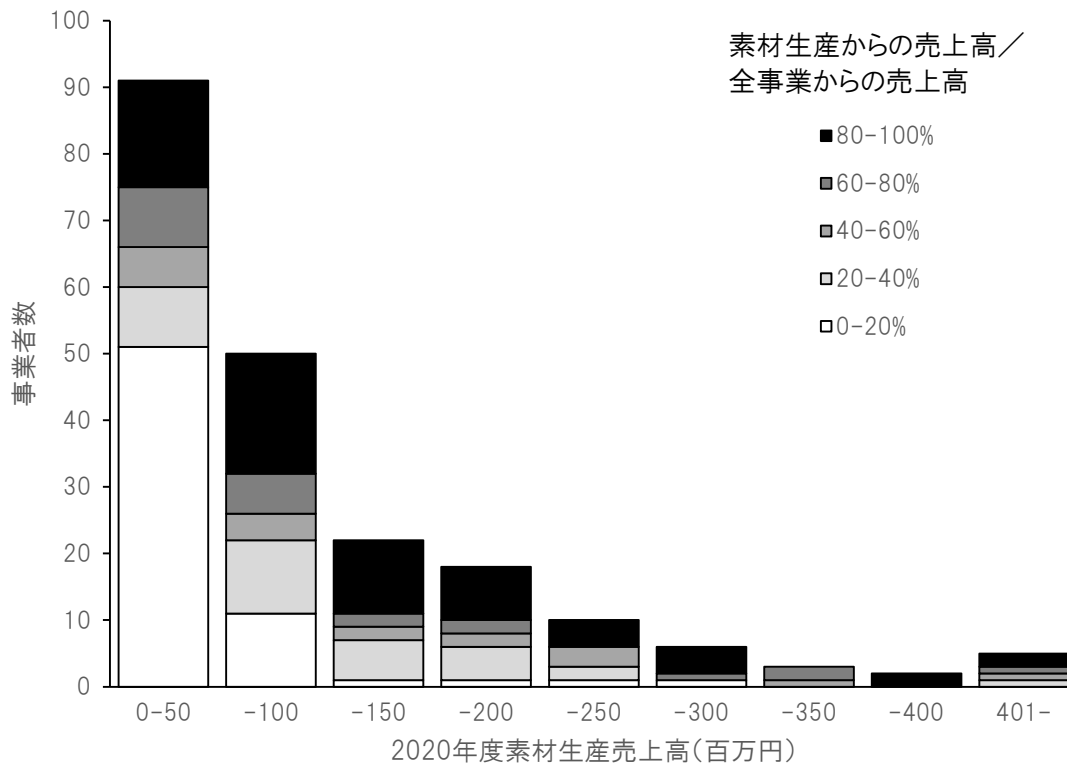


図 2 素材生産からの売上高(百万円)別の事業者数  
全事業からの売上高のうち、素材生産からの売上高の占める割合で段階分けした。

表 3 素材生産以外の事業(複数回答可)

事業の種類	事業者数
造林	118
加工	45
チップ製造	25
その他	103

その他の内訳:山林・地籍調査、地質調査、森林整備(保育間伐、林道工事、草刈、病虫害防除、里山整備、ゴルフ場林帯整備を含む)、送電保安伐採、シイタケ原木生産、木炭・薪生産、流通、木材以外の建材販売、土木(公共工事、緑化工事を含む)、除雪、建設、建設コンサル、造園、不動産、公園管理、運送、生コン、砕石、産業廃棄物処理、重機・鉄板リース、農業、発電所の運営

## 2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者(問3)

回答のあった 207 事業者のうち 182 事業者は、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者であったが、25 事業者はそうではなかった。この非認定 25 事業者のうち 17 事業者は素

材生産からの売り上げがある事業者(問2)であったが、比較的売り上げは少なく、11事業者は5,000万円以下であった。

### 3) 素材生産量とその内訳(問4)

前年度(2020年度)の素材生産量について回答があり、それが0より大きかった事業者は191事業者であった。その素材生産量の合計は190万 $m^3$ で、調査対象41都道府県の令和元年木材需給報告書<sup>4</sup>記載の2019年度の素材生産量合計1,605万 $m^3$ の12%に相当した。半数近い90事業者は5,000 $m^3$ 以下の生産量であったが、4万 $m^3$ 以上の事業者も6事業者あった(図3)。

191事業者のうち、178事業者<sup>5</sup>からは素材生産量のうち私有林立木購入を行った割合または私有林伐採受託を行った割合についての回答も得た(両者とも0割と回答した事業者を含む)。私有林立木購入、私有林伐採受託、その他のうち単一の立木売買方法のみを行っていた事業者<sup>6</sup>は43%で、残りの事業者は複数の方法を取っていたが、3つの方法を全て行っていた事業者は8%と少なく、49%の事業者は2つの方法を用いていた(表4、図4)。

立木売買の方法について回答した178事業者の素材生産量の合計は178万 $m^3$ であった。このうち、私有林立木購入は93事業者によって行われ、素材生産量合計は59万 $m^3$ と推定された<sup>7</sup>(図5)。私有林伐採受託は113事業者<sup>8</sup>によって行われ、素材生産量合計は63万 $m^3$ と推定された。私有林立木購入や伐採受託以外のその他の素材生産(公有林伐採など)は82事業者<sup>9</sup>によって行われ、素材生産量合計は56万 $m^3$ と推定された。立木売買方法(私有林立木購入/私有林伐採受託/その他)ごとに各事業者の素材生産量を比較すると、立木売買方法ごと間で大きな差はなく、生産量5,000 $m^3$ 以下の事業者が半数以上を占めた(図6)。

また、立木売買方法ごとの事業者数に地域的な差がないかを検討した(図7)が、有意な差はなかった(カイニ乗検定、 $p < 0.05$ )。一方、立木売買方法ごとの素材生産量合計では有意な地域間差が存在した(図8)(カイニ乗検定、 $p < 0.05$ )。北海道と東北では私有林立木購入またはその他の方法による素材生産量の割合が多く、九州では私有林伐採受託による素材生産量が多かった。

<sup>4</sup> 令和元年木材需給報告書<<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500217&tstat=000001014476&cycle=7&year=20190&month=0&tclass1=000001014477&tclass2=000001138748&tclass3val=0>>から算出。なお本来は令和2年度の素材生産量と比較すべきだが、本報告書執筆時点で公開されていないかった。

<sup>5</sup> 私有林立木購入を行った割合と私有林伐採受託を行った割合の回答の合計が10割を超えた事業者もあったが、質問を誤って解釈したと考えて含めなかった。

<sup>6</sup> それぞれの立木売買方法の割合が0より大きい事業者

<sup>7</sup> 「個々の事業者の素材生産」と「私有林立木購入の割合」の積の合計値。伐採受託、その他による素材生産量についても同様に算出した。

<sup>8</sup> 私有林伐採受託による素材生産の割合が0より大きい事業者

<sup>9</sup> 素材生産量が0より大きく、かつ私有林立木購入+伐採受託の割合の合計が10割に達していない事業者

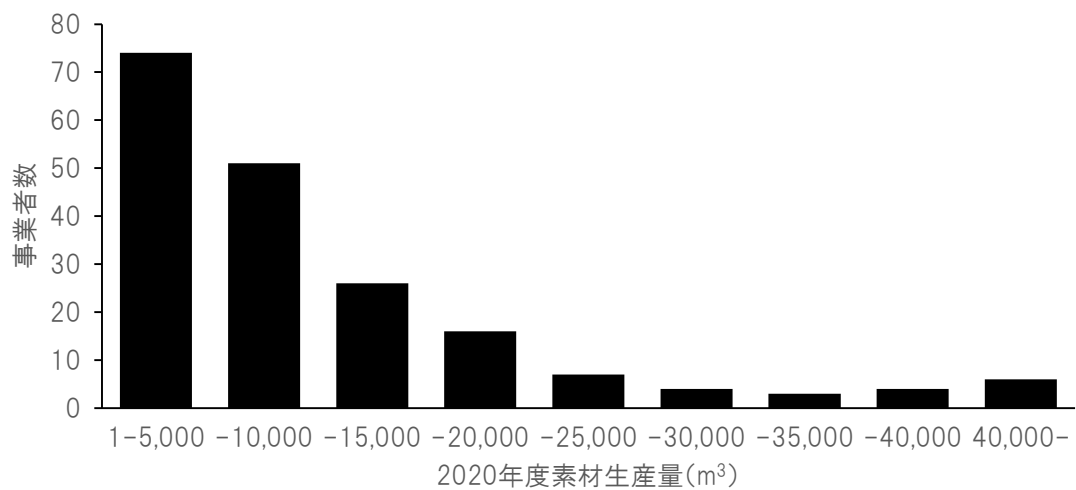


図 3 2020 年度の素材生産量ごとの事業者数

表 4 立木売買方法ごとの事業者数

立木売買方法	事業者数
①	17
②	39
③	20
①+②	33
①+③	28
②+③	26
①+②+③	15
合計	178

①:私有林立木購入

②:私有林伐採受託

③:その他

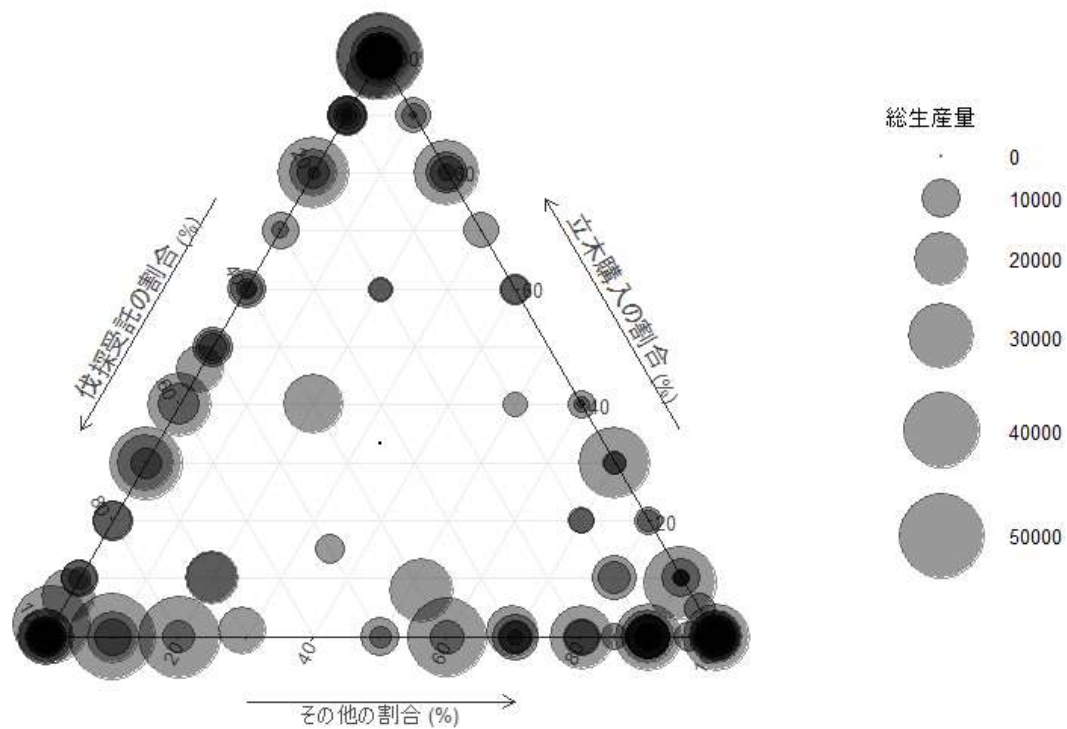


図 4 各事業者の総素材生産量(m<sup>3</sup>)と立木売買方法の割合

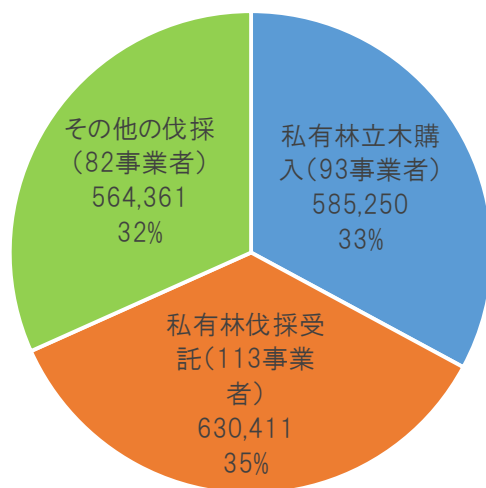


図 5 立木売買方法ごとの総素材生産量(m<sup>3</sup>)(推定値)

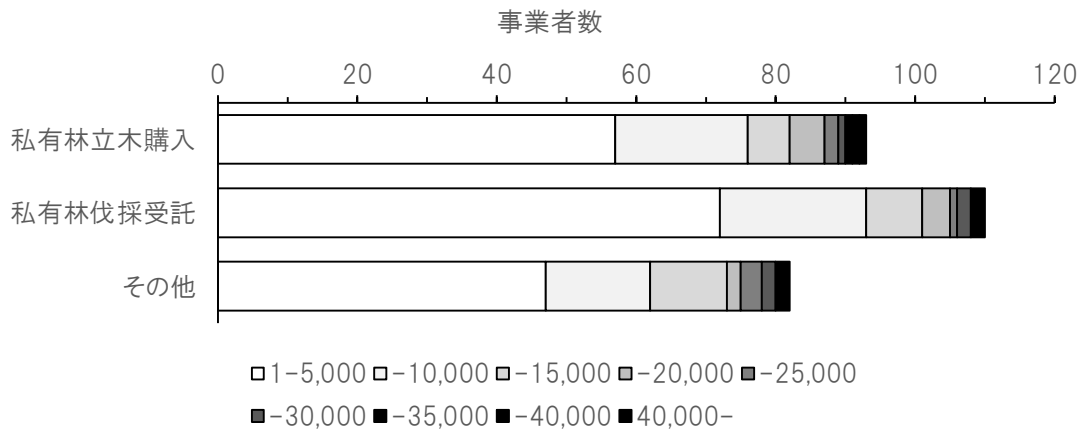


図 6 立木売買方法ごとの素材生産事業者数(それぞれの生産量(m³)段階別)

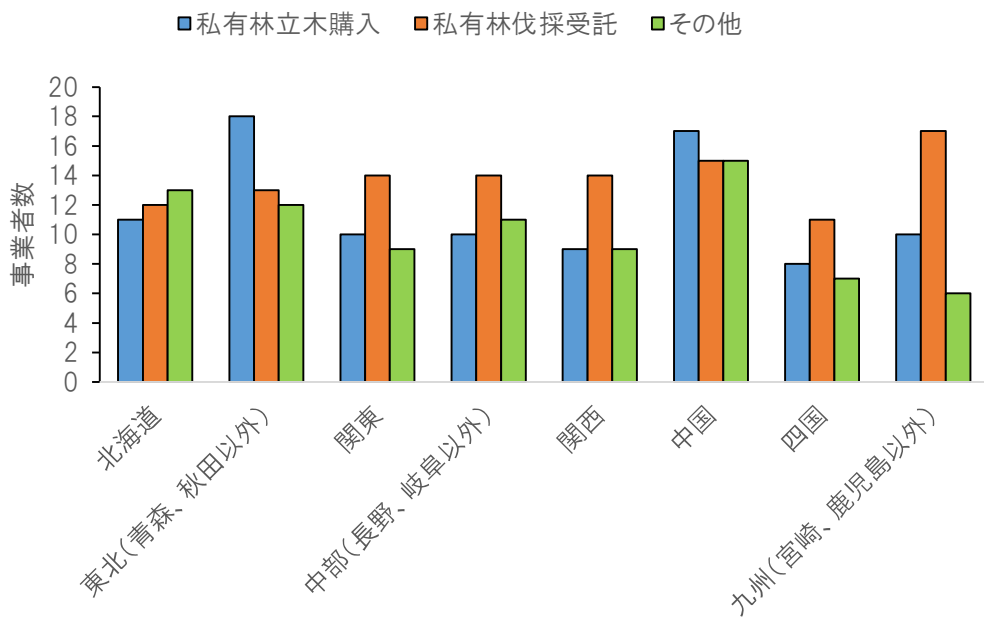


図 7 地方別の立木売買方法ごとの素材生産を行った事業者数

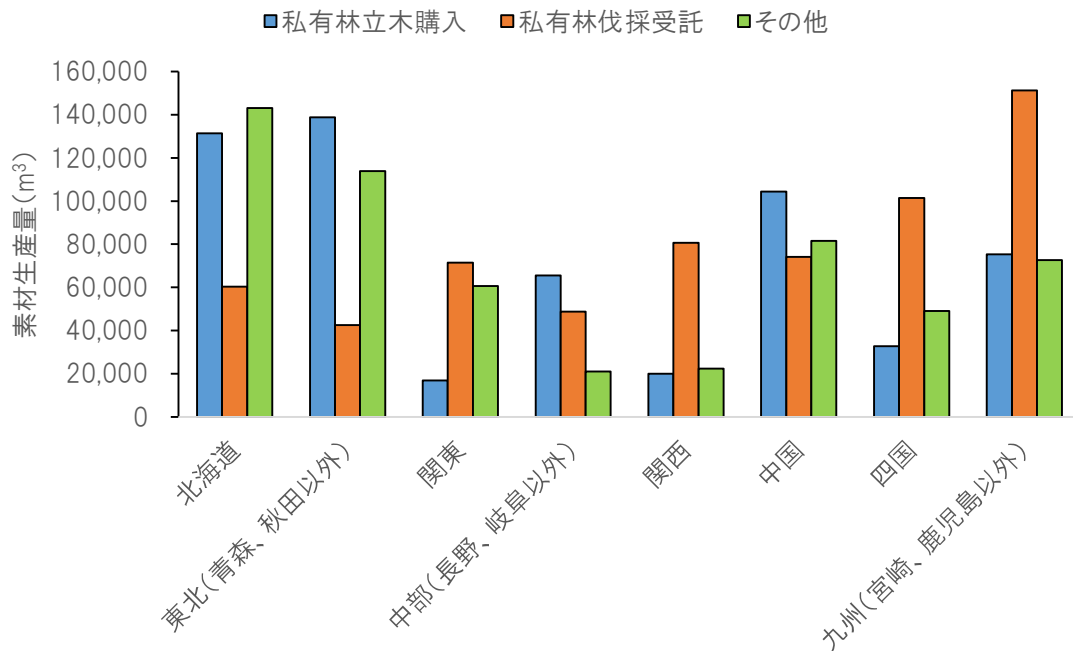


図 8 立木売買方法ごとの素材生産量合計(推定値)

各事業者の総生産量 x 立木売買方法ごとの割合を算出して地方ごとに合計

### 3. 素材生産の際の合法性確認

#### 1) 私有林立木購入の際の仲介人の有無(問5、問8)

私有林の所有者からの立木購入の方法について104事業者から回答を得た(表5)。95事業者は森林所有者からの直接購入のみを行っていたが、9事業者は仲介人を利用した購入を行っていた。その地方別の内訳は、北海道2、東北2、関東1、中部1、四国1、九州1で、地域的な偏りはなかった。

仲介人に期待する役割については22事業者から回答があった(図9)。事業地の確保を挙げる事業者が最も多かったが、所有者との交渉、特定、トラブル対応を挙げる事業者も多かった。

表 5 私有林立木購入の方法

	事業者数
①	95
②	2
①+②	4
①+②+③	3

- ①森林所有者から直接購入
- ②手数料を払って仲介人を通して森林所有者から購入
- ③仲介人から転売で購入

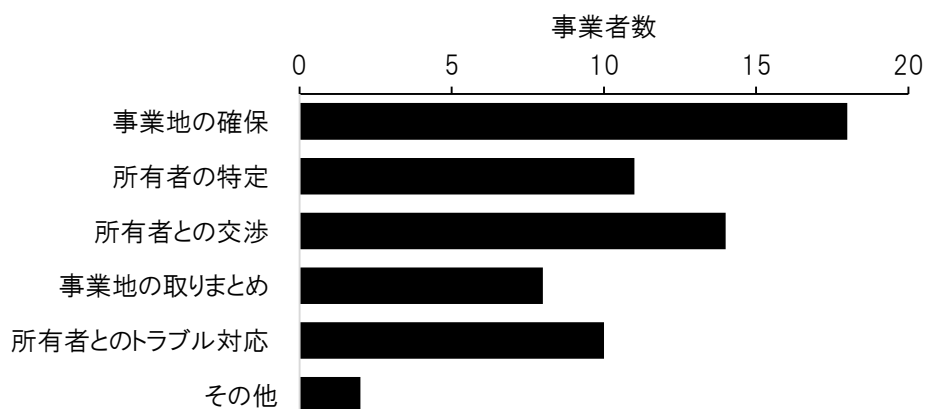


図 9 仲介人に期待する役割(複数回答可)

その他:所有者代表を決めて仲介してもらっている。

## 2) 森林所有者との売買契約書の作成 (問 6、問 7、問 9)

森林所有者との契約について、私有林立木直接購入を行う事業者の 95%、私有林立木仲介購入を行う事業者の 100%、私有林伐採受託を行う事業者の 88%は自主的に森林所有者と契約書を作成していた(表 6、図 10)。しかし、立木直接購入について 1 事業者、伐採受託について 8 事業者は契約書を作成していなかった。また、それぞれ 4 事業者、7 事業者は求められた場合に作成すると回答した。これらの売買契約書作成の有無の立木売買方式間の差は有意ではなかった(カイニ乗検定、 $p < 0.05$ )。

契約書を作成しない理由としては、森林所有者が請負元である森林組合や木材市場と契約を結んでいる、森林所有者と森林経営委託契約を結んでいるなど、素材生産事業者が伐採に関する契約を結ぶ必要がないケースもあったが、取引内容が事前に決まらない、必要性を感じない、慣行である、手間がかかる等の理由を挙げる事業者もあった(図 12)。

契約書作成の有無ごとの素材生産量を推定<sup>10</sup>すると、立木購入で生産された素材の 99%、受託伐採で生産された素材の 89%については森林所有者との契約書が自主的に作成されていたが、残りの合計 7.3 万 m<sup>3</sup>(総量の 6%)の素材については契約書が作成されていないか、求められた場合にのみ作成されていたと推定された(図 11)。

表 6 森林所有者との契約書作成の有無別の事業者数

	私有林立木購入 (直接)	私有林立木購入 (仲介)	私有林伐採受託
契約書は自主的に作成	99	23	109
求められたら作成	4	0	7
作成しない	1	0	8
合計	104	23	124

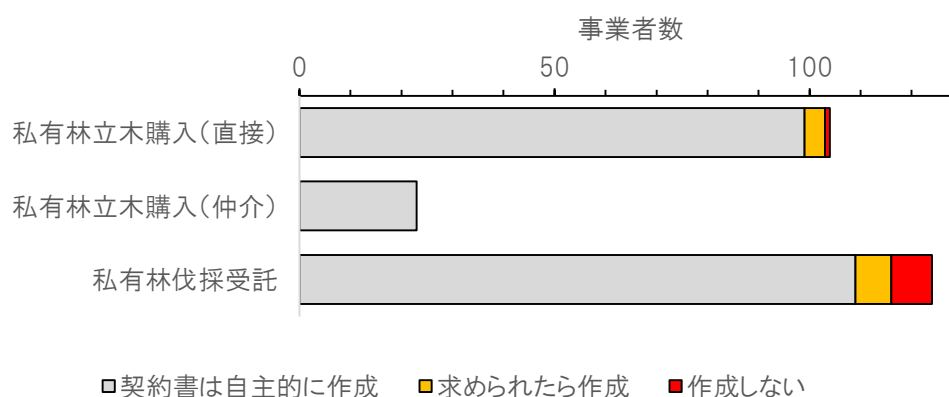


図 10 森林所有者との契約書作成の有無別の事業者数

<sup>10</sup> 各事業者の総素材生産量 x 立木売買方法ごとの素材生産量の割合を合計したものを、契約書作成の有無ごとに合計。なお各事業者の私有林立木の直接購入、仲介購入の割合は分からないが、契約書は「求められたら作成」または「作成しなかった」事業者は全て、仲介による購入は行っていないなかったか、立木購入による素材生産量がゼロであったため、この算定が可能であった。



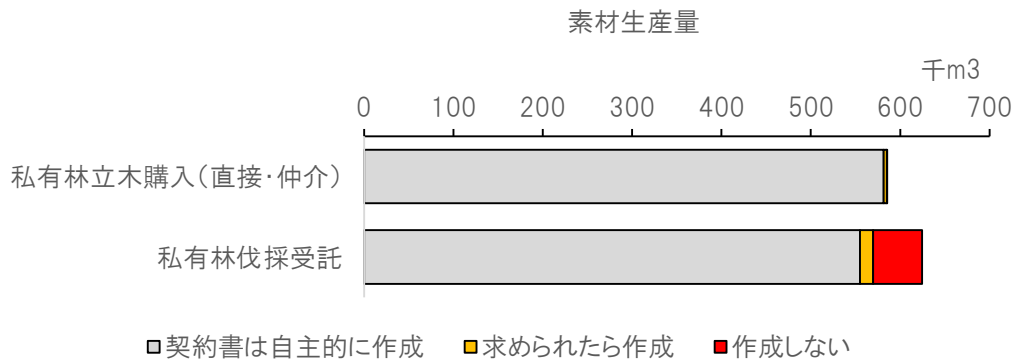


図 11 森林所有者との契約書作成の有無別の素材生産量(推定値)

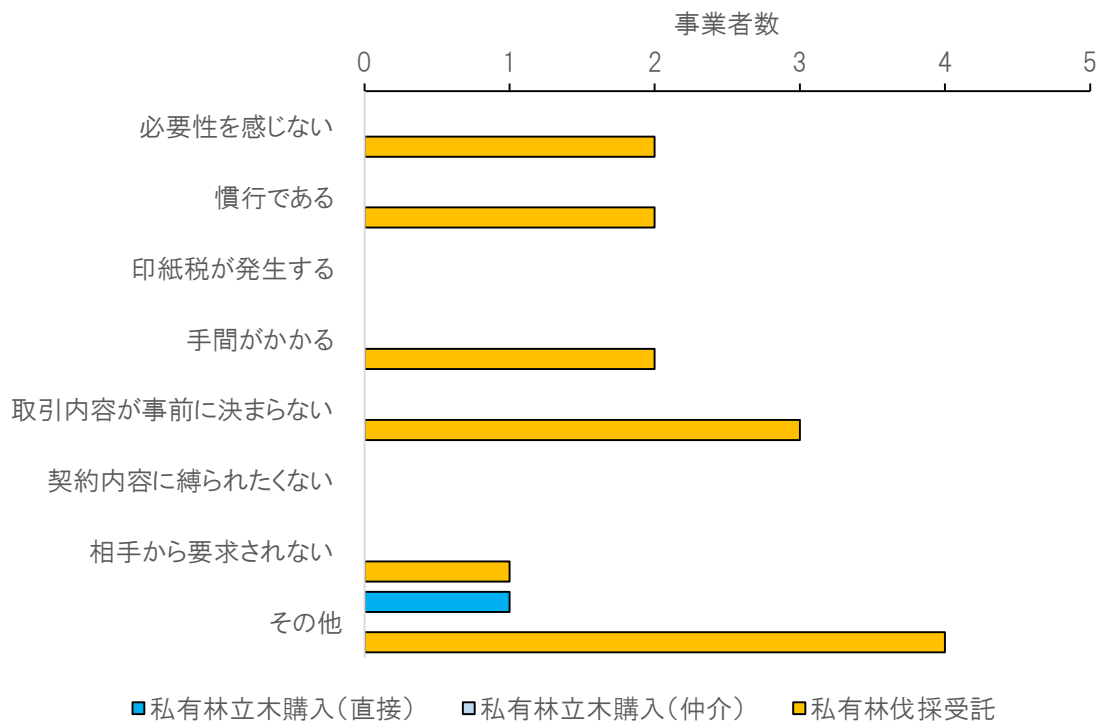


図 12 契約書を作成しない理由

その他の理由: <立木購入(直接)>所有者が伐採した丸太の購入のため。<伐採受託>森林経営委託契約を締結してある山林であるため。森林組合を通してあるので森林組合が作成するため。木材市場の下請けなので、市場と契約しているため。代表者が同じ会社のため。

### 3) 森林所有権や立木所有権の確認(問6、問7、問9)

登記簿等による森林所有権の確認について、立木直接購入事業者の87%、立木仲介購入事業

者の 81%、伐採受託事業者の 79%が確認を行っていた(表 7、図 13)。なお、これらの差は有意ではなかった(カイ二乗検定、 $p < 0.05$ )。仲介人を介した立木購入を行った事業者のうち、森林所有者からではなく仲介人からの転売によって立木を購入した事業者は全て、仲介人と森林所有者との間の売買契約書類を確認していた(表 8)。

森林所有権の確認の有無ごとの素材生産量を推定<sup>11</sup>すると、立木購入で生産された素材の 92%、受託伐採で生産された素材の 77%については確認がされていたが、残りの合計 19.4 万 m<sup>3</sup>(総量の 16%)の素材については確認がなされていなかったと推定された(図 14)。

表 7 登記簿等による森林所有権の確認有無別事業者数

	私有林立木購入 (直接)	私有林立木購入 (仲介)	私有林伐採受託
確認する	88	-	99
自ら確認する※	-	17	-
仲介人に書類提出を求める※	-	6	-
確認しない	13		27
仲介人に任せ自らは確認しない※	-	3	-
合計	101	26	126

※: 仲介人を介した私有林立木購入についてのみの選択肢

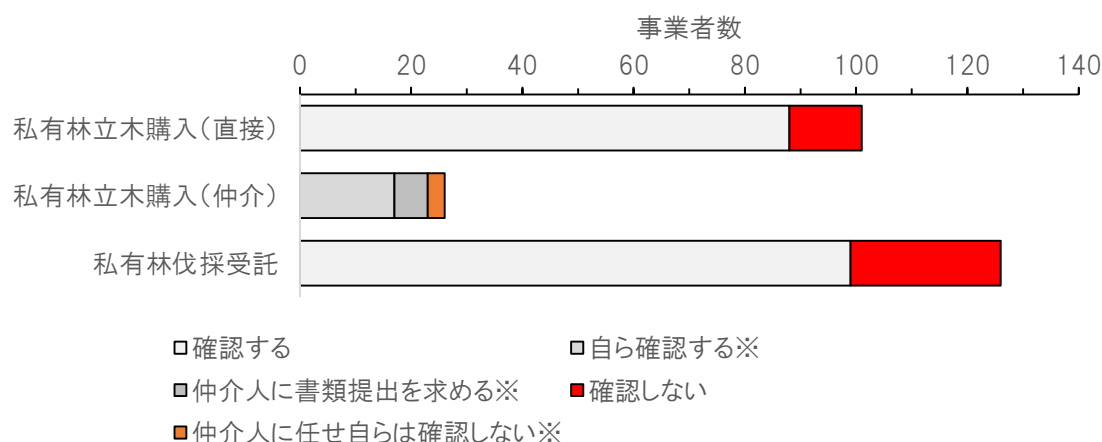


図 13 登記簿等による森林所有権の確認有無別事業者数

※: 仲介人を介した私有林立木購入についてのみの選択肢

<sup>11</sup> 各事業者の総素材生産量 x 立木売買方法ごとの素材生産量の割合を合計したものを、森林所有権の確認の有無ごとに合計。なお各事業者の私有林立木の直接購入、仲介購入の割合は分からないが、契約書は「求められたら作成」または「作成しなかった」事業者は全て、仲介による購入は行っていなかったか、立木購入による素材生産量がゼロであったため、この算定が可能であった。

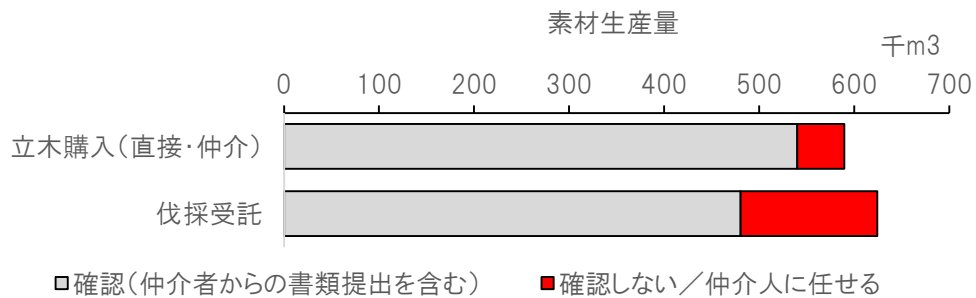


図 14 登記簿等による森林所有権の確認有無別素材生産量(推定値)

表 8 仲介人から転売で購入する場合の立木所有権の確認方法

	事業者数
森林所有者との売買契約書類を確認する	16
森林所有者との売買契約書類を確認しない	0

#### 4) 境界の確認 (問 6、問 7、問 9)

現地立ち合いによる森林所有者との境界の確認(森林所有者とのみ、隣接所有者も加えての両方を含む)について、立木直接購入事業者の 77%、立木仲介購入事業者の 80%(仲介人によるものを含む)、伐採受託事業者の 71%が現地立ち合いによる境界確認を行っていた(表 9、図 15)。残りの事業者の多くは地図等の書類によって確認していた<sup>12</sup>。全く確認していなかった事業者は伐採受託の 1 事業者のみであった。境界確認の有無の割合は、立木売買方法間で有意な差はなかった(カイ二乗検定、 $p < 0.05$ )。

<sup>12</sup> なおその理由として、森林経営計画の策定などで既に境界が明らかになっているケースも含まれていることも考えられる。

表 9 境界の確認方法別事業者数

	立木購入 (直接)	立木購入 (仲介)	伐採受 託
森林所有者のみと現地立ち会いで確認	46	11	55
森林所有者、隣接所有者と現地立ち会いで確認	43	12	45
現地立ち会いはしないが、伐採区域の地図(実際に施業を行う場所を示したもの)を確認	26	3	40
仲介人に伐採区域の地図等の書類提出を求め、その書類を確認※	-	3	-
仲介人が所有者と現地立ち会いで確認しているが、自らは確認に参加しない※	-	1	-
現地立ち会いや伐採区域の地図等の書面による境界確認はしない	0	0	1
合計	115	30	141

※: 仲介人を介した私有林立木購入についてのみの選択肢

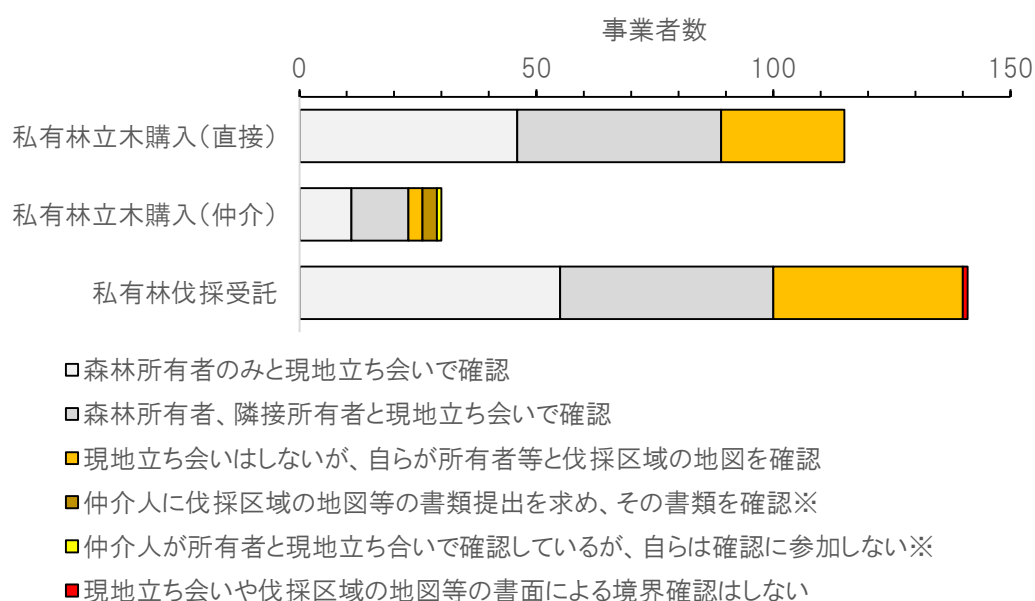


図 15 境界の確認方法別事業者数

※: 仲介人を介した私有林立木購入についてのみの選択肢

## 5) 伐採届の提出 (問 6、問 7、問 9)

伐採届の提出について回答のあった 245 事業者のうち、立木直接購入事業者の 88%、立木仲介

購入事業者の 79%、伐採受託事業者の 84%が、自ら提出を行った(表 10、図 16)。次いで森林所有者が行う事業者が多かった。

表 10 伐採届を提出する主体

	私有林立木購入 (直接)	私有林立木購入 (仲介)	私有林伐採 受託
素材生産事業者自身が行う	89	19	101
森林所有者が行う	7	2	11
仲介人が行う※	-	2	-
伐採届の対象となる森林の伐採は 行わなかった	2	0	4
その他	3	1	4
合計	101	24	120

その他:<立木購入(直接)>森林経営委託契約に基づく。所有者が伐採。森林組合が提出。<立木購入(仲介)>森林組合が提出。<伐採受託>森林組合が提出。市場が提出。森林委託契約に基づく。

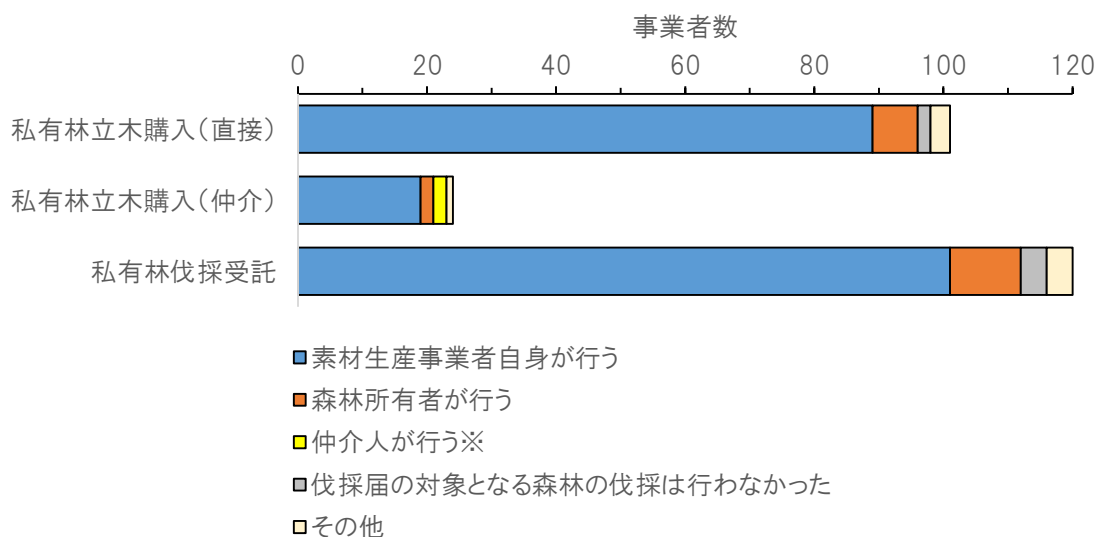


図 16 伐採届を提出する主体

※:仲介人を介した私有林立木購入についてのみの選択肢

#### 4. 私有林材の合法性に関する情報提出

##### 1) 素材の販売方法（問 10）

前年度(2020 年度)の販売方法について 197 事業者から回答を得た。うち販売のなかった事業者を除いた 179 事業者のうち、57%は製材・合板・木材チップ製造工場等の木材加工業者へ直接販売を行い、77%は原木市場や木材流通事業者を通じての出荷を行った。両方の販売方法を取った事業者は 65 事業者であった(表 11)。また、事業者が行っている立木売買方法(私有林立木購入、私有林受託販売、その他)の違いによって販売方法が異なる傾向は見られなかった(図 17)。

地方別でみると、北海道でのみ、木材加工事業者への直接販売を行った事業者の方が原木市場や木材流通事業者を通じて出荷した事業者が多く、他の地域では後者の方が多かったが、有意な差ではなかった(図 18、ボンフェローニの多重比較の調整を行ったカイニ乗検定、 $p < 0.05$ )。

表 11 素材の販売方法(複数回答可)別事業者数

販売方法	全事業者	立木売買方法(重複有)		
		立木購入	伐採受託	その他の伐採
製材・合板・木材チップ製造工場等の木材加工業者へ直接販売	102	60	51	46
原木市場や木材流通事業者を通じての出荷	138	72	79	57
その他の方法で販売	11	1	2	3
販売しなかった	18	1	8	4

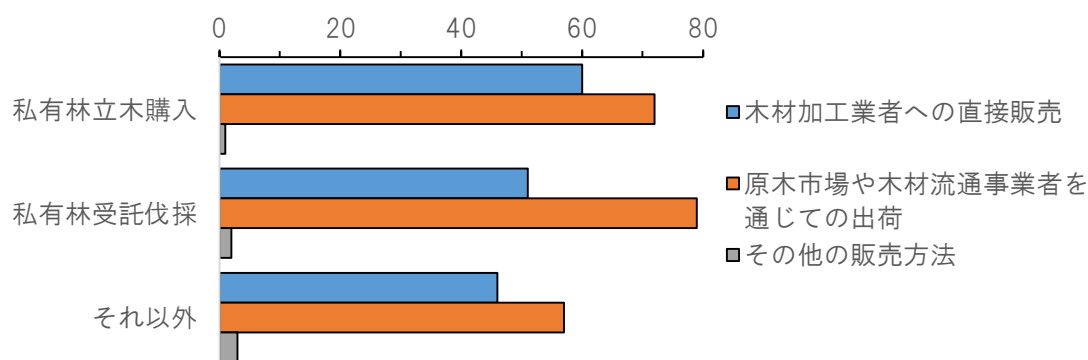


図 17 実施している立木購入方法別の販売方法別事業者数(※)

※同一の事業者が複数の立木購入方法、複数の販売方法を取っていることもある

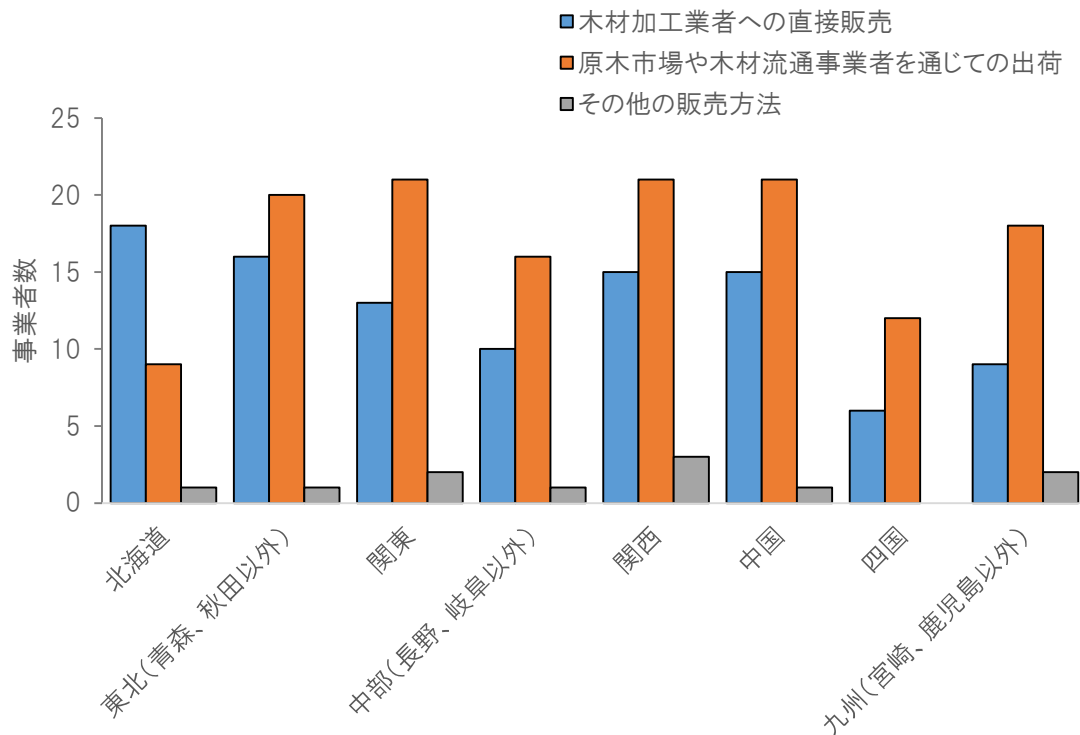


図 18 地方別の販売方法別事業者数

## 2) 販売先との契約書の作成 (問 11、問 13)

木材加工業者への直接販売、または原木市場や木材流通事業者を通じた販売の際に売買契約書類または委託契約書類(委託販売の場合)を作成しているかについて、それぞれ 110、154 事業から回答を得た(表 12、図 19)。売買契約書類を自主的に作成している事業者はそれぞれ 39%、35%に留まり、それぞれ 32%、37%の事業者は全く作成していなかった。販売方法による差は有意ではなかった(カイ二乗検定、 $p < 0.05$ )。

契約書類を作成しない理由としては「慣行である」が販売方法に関わらず多く、原木市場や木材流通事業者を通じた販売では「必要性を感じない」、「相手から要求されない」を挙げた事業者が多かった(表 13、図 20)。

表 12 販売先との売買契約書類または委託契約書類(委託販売の場合)作成の有無

	木材加工業者への直接販売	原木市場や木材流通事業者を通じた販売
自主的に作成	43	54
求められたら作成	32	43
作成しない	35	57
合計	110	154

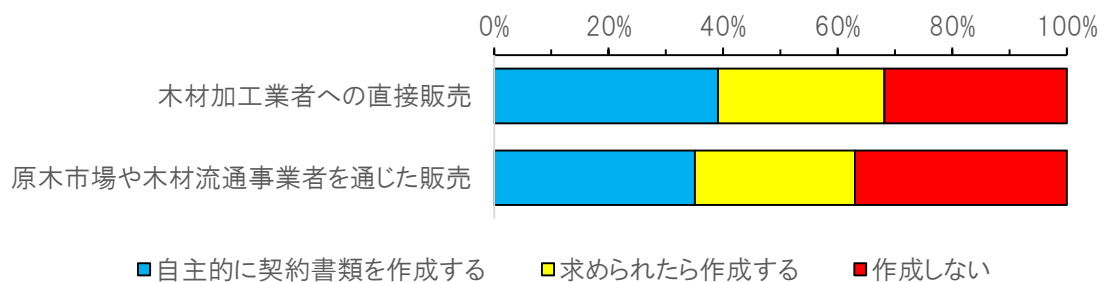


図 19 販売先との売買契約書類または委託契約書類(委託販売の場合)作成の有無

表 13 契約書類を作成しない理由(複数回答可)

	木材加工業者への直接販売	原木市場や木材流通事業者を通じた販売
必要性を感じない	7	16
慣行である	17	18
印紙税が発生する	1	0
手間がかかる	1	3
取引内容が事前に決まらない	8	9
契約内容に縛られたくない	0	1
相手から要求されない	8	17
その他	18	9

その他：＜直接販売＞取引基本契約書で取引(6)、自社の工場や市場のためまたは代表者が同じ(4 事業者)、遅れて発表される(3)、協定販売(3)、市場や組合が作成(2)、納品書、請求書、出荷伝票、単価が決まっている。＜原木市場・木材流通事業者を通じた販売＞出荷伝票で取引(3)、協定書で取引(2)、市場出荷に契約書はない(2)、共販所を所有している、市売り伝票、請求書、販売明細書、県有林請負事業のため



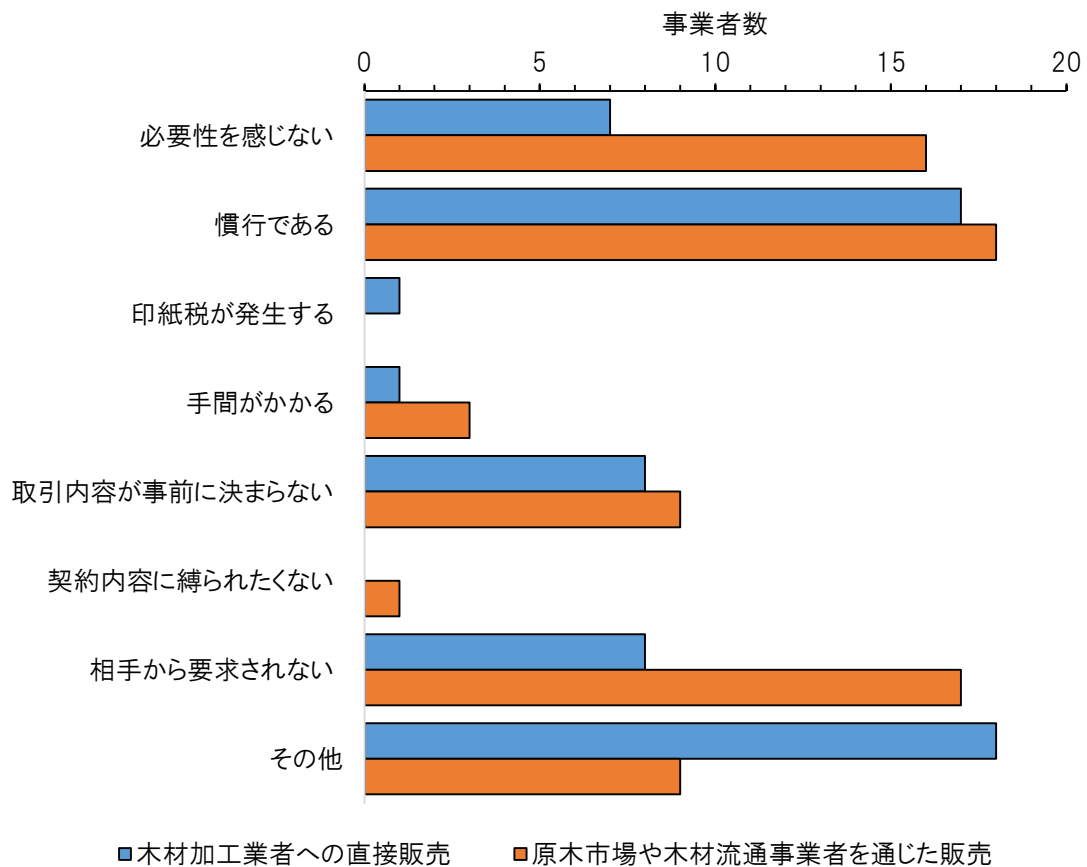


図 20 契約書類を作成しない理由(複数回答可)

### 3) 販売先へ合法性証明種類を提出する割合(問12、問14)

木材加工事業者への直接販売、または原木市場や木材流通事業者を通じた販売の際に、販売量の何割程度で合法性証明書類を提出しているかについて、それぞれ110、145事業者から回答を得た(表14、図21)。木材加工事業者への直接販売の方が合法性証明書類を提出している割合が高かった。木材加工事業者への直接販売を行った事業者の61%、原木市場や木材流通事業者を通じた販売を行った事業者の55%は販売量の全量に対して合法性証明書類を提出していた。一方それぞれ21%、33%の事業者は販売量の3割以下しか合法性証明書の提出をしていなかった。

表 14 販売量のうち合法性証明書類を提出している割合毎の事業者数

	木材加工業者への直接販売	原木市場や木材流通事業者を通じた販売
0割	9	25
1～3割	15	23
4～6割	8	6
7割	2	2
8割	4	4
9割	5	5
10割	67	80
合計	110	145

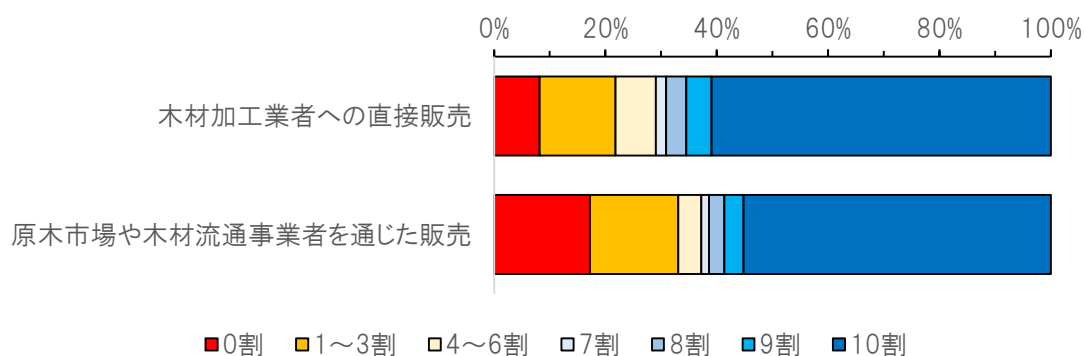


図 21 販売量のうち合法性証明書類を提出している割合毎の事業者の割合

#### 4) 合法性証明のために販売先へ提出している書類（問 12、問 14）

合法性証明のために販売先へ提出している書類について、103 事業者から回答を得た（表 15）。そのうち私有林の立木購入または受託伐採を行っていた事業者（私有林伐採事業者とする）は 81 事業者であった。

私有林伐採事業者の中で見ると<sup>13</sup>、7 割弱の事業者は、①伐採届（受付印あり）、②適合証明書、③その他の行政手続の書類（保安林伐採許可書、森林経営計画の認定書など伐採地の要件に応じた書類）のいずれかの行政手続書類を提出しており、5 割強の事業者は森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者（ガイドライン認定事業者）からの合法木材証明書を提出していた（図 22）。販売方法の違いによる差は見られなかった。

<sup>13</sup> ただし対象となった木材は私有林以外の由来の木材を含む。

表 15 販売先へ提出している書類別の事業者数(複数回答可)

書類の種類	全ての事業者		私有林伐採事業者(注4)	
	木材加工業者への直接販売	原木市場や木材流通事業者を通じた販売	木材加工業者への直接販売	原木市場や木材流通事業者を通じた販売
行政手続書類(①、②、③のいずれか)	56	40	51	36
① 伐採届(受付印あり)	40	53	31	21
② 適合通知書	29	28	27	18
③ その他の行政手続書類(注1)	41	57	33	24
合法木材供給事業者(注2)の認定番号の入った請求書や納品書等	53	54	40	28
丸太・チップ等の木材の種類、木材の重量・数量・体積が記載された書類(納品書等)	38	24	28	19
認証材の証明書(注3)	25	27	18	13
その他	4	7	2	1
総回答事業者	91	61	74	53

その他: <直接販売> 合法性を証明する文言の入った運材伝票、森林管理署と交わした売買契約書、森林経営計画に係る伐採等の届出書。 <原木市場・木材流通事業者を通じた販売> 産地証明書(2)、合法性を証明する文言の入った運材伝票、森林管理署と交わした売買契約書、立木売買契約書

注1: 保安林伐採許可書、森林経営計画の認定書など伐採地の要件に応じた書類

注2: 森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた事業者/ガイドライン認定事業者

注3: FSC、PEFC、地域材等

注4: 総素材生産量のうち、私有林立木購入または伐採受託の割合が0より大きかった事業者

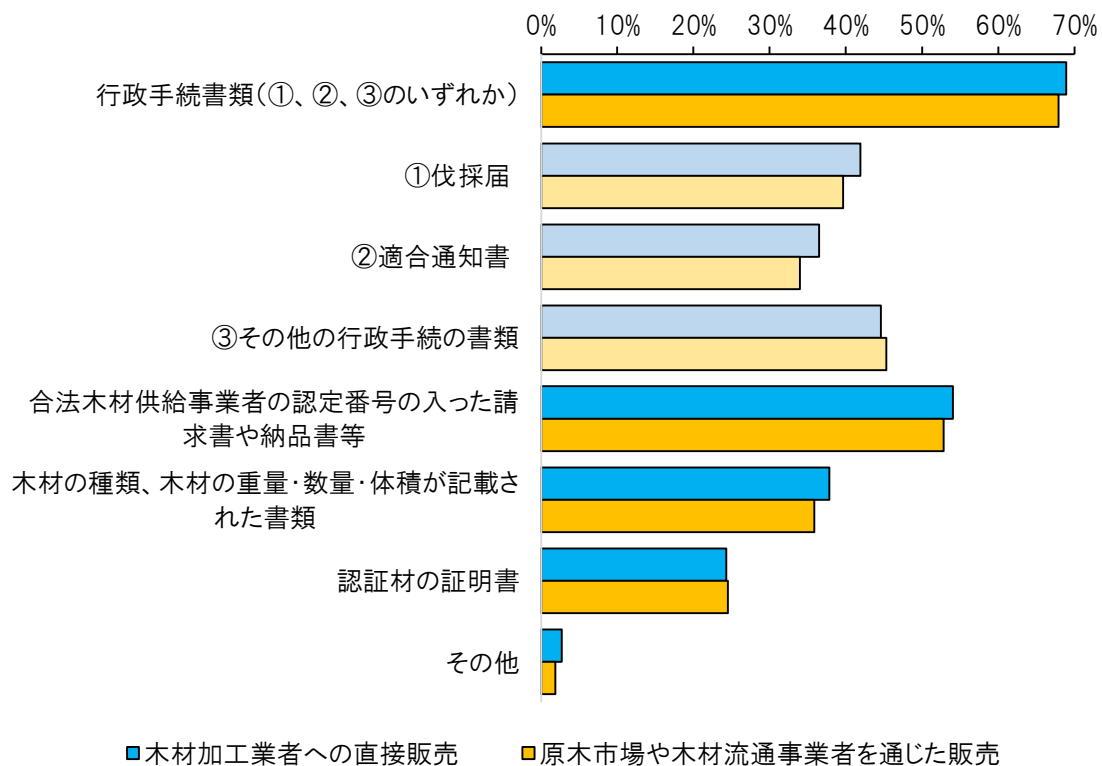


図 22 私有林伐採事業者のうち、合法性証明のために販売先へ提出している書類の種類ごとの使用した事業者の割合(※)。複数回答可。

※提出した書類の対象は私有林以外からの木材を含む

#### 5) 販売先への書類提出方法 (問 12、問 14)

販売先への書類提出方法としては直接手渡しまたは郵送(※)が多かった(表 16、図 23)。原木市場や木材流通事業者を通じた販売では FAX や電子データを用いる事業者も多かったが、次の項目にあるようにこの販売方法を取る事業者は材の出荷前に合法性証明書類を提出する事業者が多かったからと考えられる。

表 16 販売先への提出方法

	木材加工業者への 直接販売	原木市場や木材流通 事業者を通じた販売
FAX	18	30
電子データ	11	18
直接手渡し	49	70
郵送※	50	
第三者を通じて手渡し	21	22

※:木材加工業者への直接販売についてのみ与えた選択肢

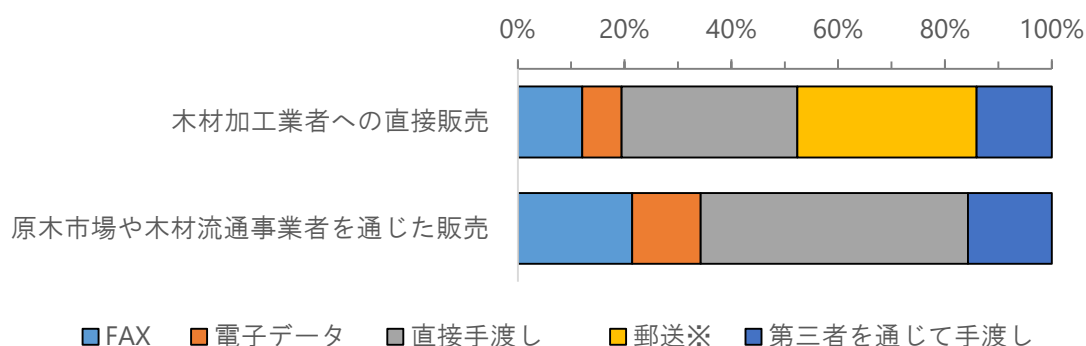


図 23 販売方法ごとの販売先への合法証明書類提出方法

※:木材加工業者への直接販売についてのみ与えた選択肢

#### 6) 販売先への提出タイミング (問 12、問 14)

販売先への書類提出のタイミングについて、木材加工事業者への直接販売を行った 98 事業者、原木市場や木材流通事業者を通じた販売を行った 117 事業者から回答を得た(表 17、図 24)。両者ともに出荷とともに自発的に提出している事業者が最も多かった(それぞれ 40%、37%)が、後日提出している事業者(31%、19%)、求められたときのみ提出している事業者(29%、30%)も少なくなかった。原木市場や木材流通事業者を通じた販売を行った事業者では材の出荷前に提出している事業者が多かったが、木材加工業者への直接販売をしている事業者では、後日提出している事業者が多かった。

表 17 販売先への提出の時点ごとの事業者数(複数回答可)

提出の時点		木材加工業者への直接販売	原木市場や木材流通事業者を通じた販売
自発的に提出	材の出荷前	15	29
	出荷とともに	39	43
	後日	30	22
販売先から求められた時に提出		28	35
回答事業者総数		98	117

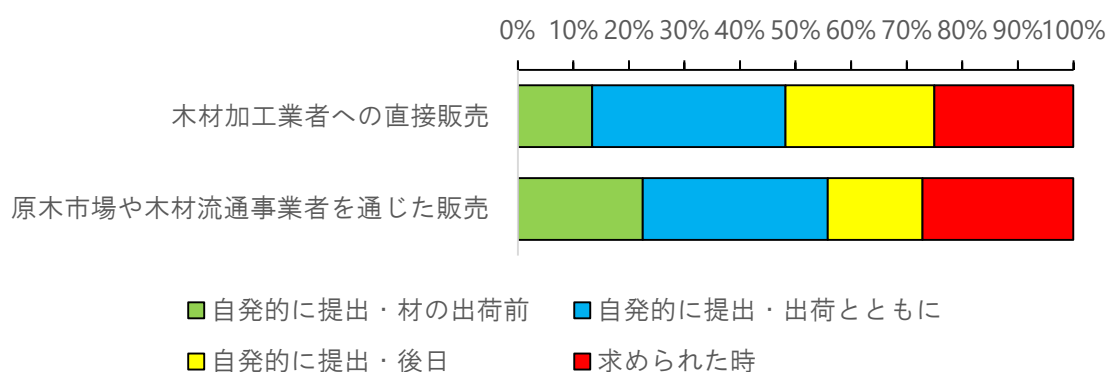


図 24 販売方法ごとの合法証明書類提出時点の割合

#### 7) 合法性証明書類を提出しないことの有無(問 15)

木材加工事業者や原木市場などの木材関連事業者から合法性証明書類を求められた場合、提出しないことがあるかについて 168 事業者から回答を得た(表 18)。2%の事業者は提出しないことがあると回答した。また、17%の事業者は販売先から求められたことがなかった(結果として提出したかどうかは不明)と回答した。

表 18 木材加工事業者や原木市場などの木材関連事業者から合法性証明書類を求められた場合、提出しないことがあるか

	事業者数
提出しなかったことはない	135
ある	4
求められたことがなかった	29
合計	168

「ある」の理由: バイオマス。毎回提出しているのので後で再度請求はない。林地以外。公共事業。

## 5. 森林所有者とのトラブル

### 1) トラブルの経験（問 16）

過去 5 年間に立木売買や伐採に関して所有権や境界の問題で森林所有者とトラブルになったことがあるかについて、198 事業者から回答を得た（表 19）。そのうち 36 事業者（18%）はトラブルになっていた。件数、割合ともに九州（7 事業者、29%）が最も高かったが、東北～中部のトラブルになっている事業者の割合も、全国平均以上で、2 割以上がトラブルを経験していた（図 25）。

立木売買方法として私有林立木購入、伐採受託の割合が高い事業者の双方でトラブルになったことがある事業者が多かったが、その他の立木売買方法の割合が高い事業者では少なかった（図 26）。その他の立木売買では国有林からの調達が多いため、トラブルがおきにくかったと考えられる。

販売方法として木材加工事業者への直接販売を行っている事業者、原木市場や木材流通事業者を通じた販売を行っている事業者の双方ともに 23%の事業者がトラブルになったことがあった（図 27）。

トラブルの解決方法についても 36 事業者から回答を得たが、示談金の支払い、話し合いのみで解決が大半であった（表 20）。

表 19 地方別の、森林所有者とトラブル(※)の有無別事業者数

地方	トラブルがあった	トラブルがなかった
北海道	4	24
東北(青森、秋田以外)	5	20
関東	6	20
中部(長野、岐阜以外)	5	18
関西	3	25
中国	4	25
四国	2	13
九州(宮崎、鹿児島以外)	7	17
合計	36	162

※:過去 5 年間に立木売買や伐採に関して所有権や境界の問題で生じたトラブル

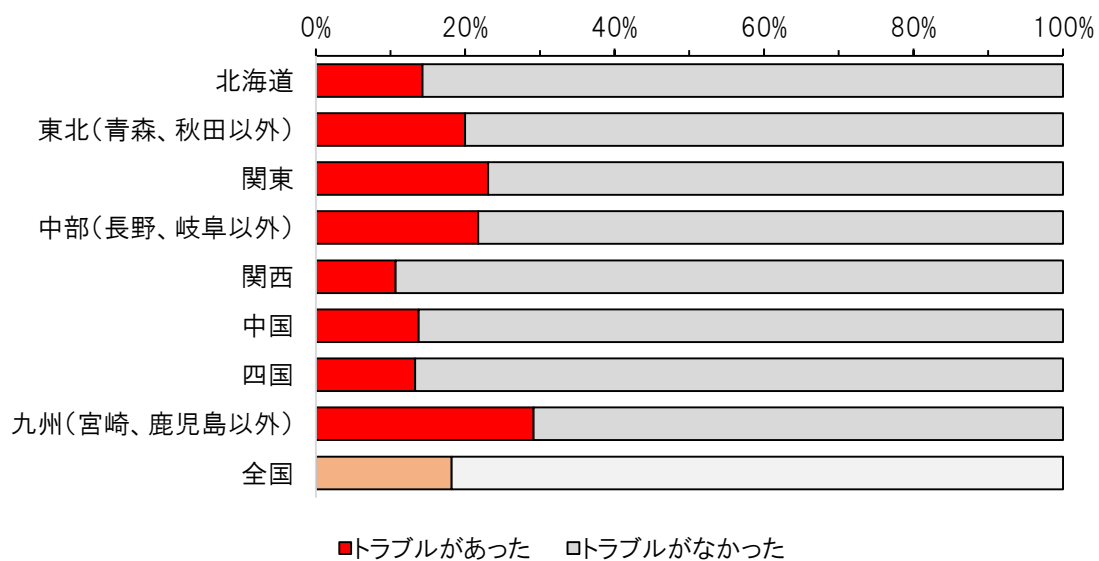


図 25 地方別の、森林所有者とのトラブルの有無別事業者の割合

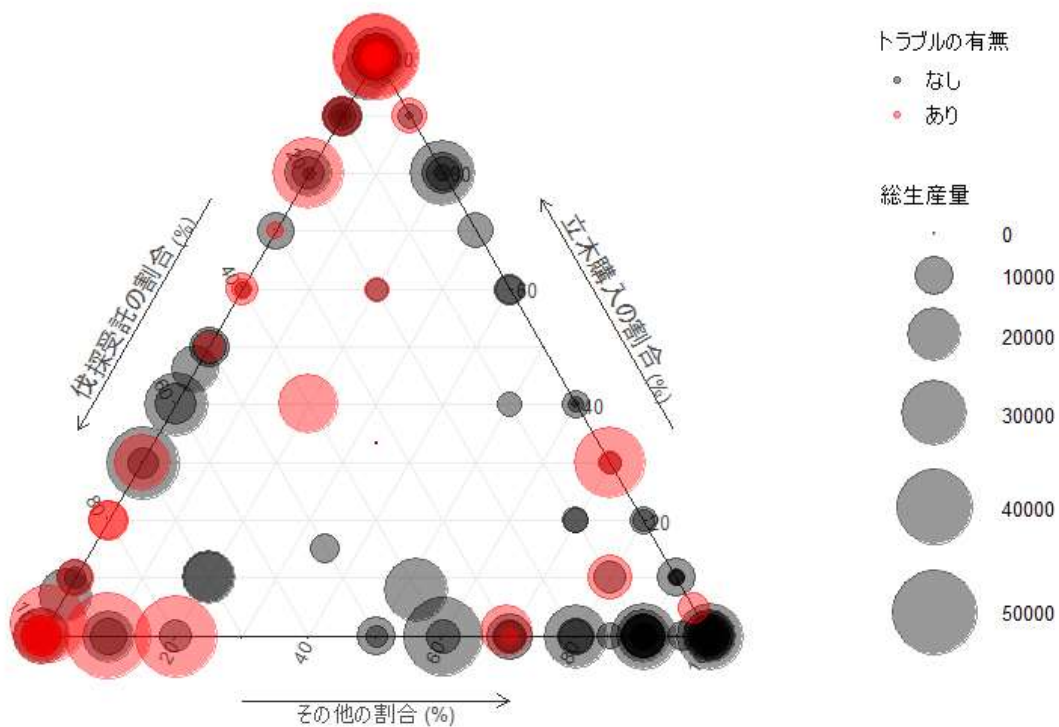


図 26 森林所有者とのトラブルの有無ごとの、各事業者の総素材生産量(m<sup>3</sup>)と立木売買方法の割合



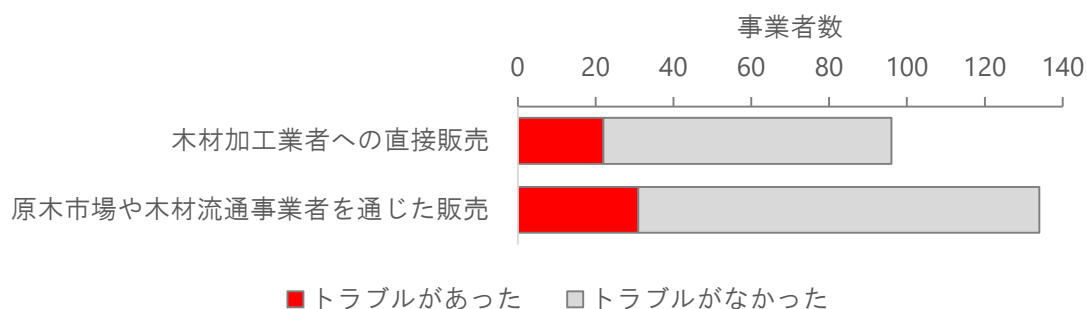


図 27 販売方法別の、森林所有者とのトラブルの有無別事業者数

表 20 トラブルの解決方法(複数回答可)

解決方法	事業者
話し合いのみで解決	19
示談金を支払い解決	23
仲介人の責任で解決	0
裁判により解決	3
未解決、係争中	0
時効	0
その他	3
回答事業者総数	36

その他:売買契約で解決、植林により解決

## 2) トラブルの風聞 (問 17)

自社が活動する地域で、過去 5 年間に誤伐盗伐等のトラブルの事例を聞いたことがあるかについて、189 事業者から回答を得た(表 21、図 28)。そのうち 41 事業者(22%)は聞いたことがあると回答した。件数、割合ともに九州(29%)が最も高かったが、北海道と関東のトラブルの事例を聞いたことがある事業者の割合も全国平均以上で、約 25%であった。

表 21 過去 5 年間の誤伐盗伐等のトラブルの風聞の有無別事業者数

地方	過去 5 年間に誤伐盗伐等のトラブルを聞いたことがある	ない
北海道	7	20
東北(青森、秋田以外)	5	18
関東	6	18
中部(長野、岐阜以外)	3	18
関西	5	23
中国	6	21
四国	2	13
九州(宮崎、鹿児島以外)	7	17
合計	41	148

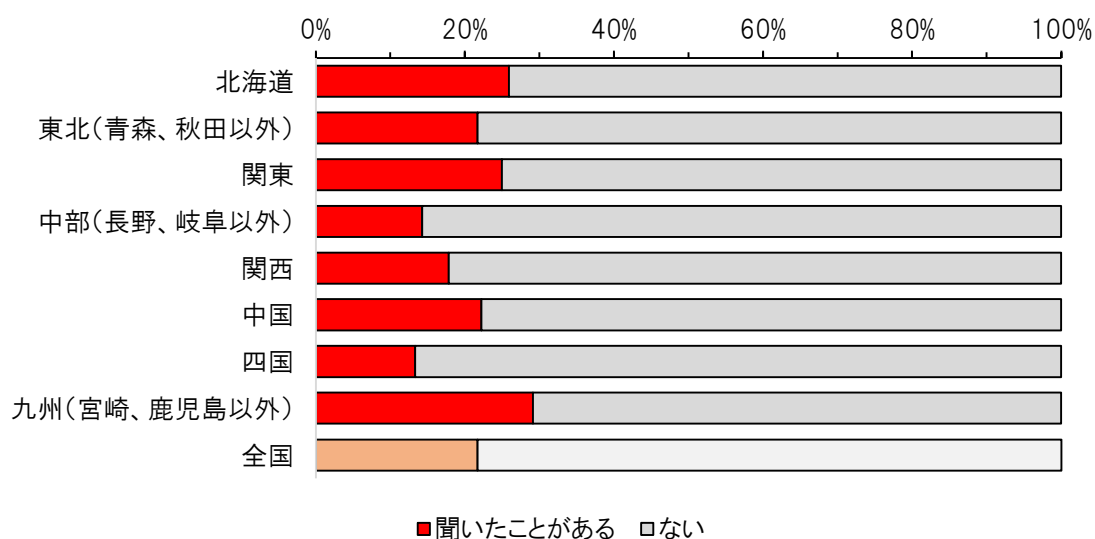


図 28 過去 5 年間の誤伐盗伐等のトラブルの風聞の有無別事業者数

## 6. クリーンウッド法

### 1) クリーンウッド法の認知 (問 18)

クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の認知について、197 事業者から回答を得た(表 22、図 29)。このうち 94%はクリーンウッド法について聞いたことがあり、43%は第一種・第二種木材関連事業、木材関連事業者登録制度などの内容まで理解していると回答した。

表 22 クリーンウッド法についての認識

クリーンウッド法を知っているか	事業者数
内容(第一種・第二種木材関連事業、木材関連事業者登録制度など)についても理解している	86
聞いたことはあるが内容は把握していない	100
知らない	11
合計	197

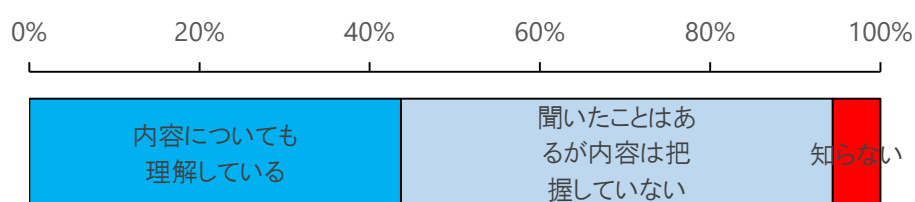


図 29 クリーンウッド法を認知している事業者の割合

## 2) クリーンウッド法施行後の木材の合法性を確認できる書類の請求の変化 (問 19)

クリーンウッド法が施行された 2017 年以降、木材の合法性を確認できる書類を求められることの増減があったかについて 189 事業者から回答があった(表 23)。このうち 37%の事業者は増加したと回答したが、63%の事業者は変わらないと回答した。

地方別でみると、東北と関東、中国～九州では増えたと回答した事業者が 4 割を超えたが、北海道、中部・関西では 3 割以下であった(図 30)。販売方法別に見ると、増加したと回答した事業者は、木材加工業者への直接販売を行った事業者の 39%、原木市場や木材流通事業者を通じた販売を行った事業者の 46%であった(図 31)。

表 23 木材の合法性確認ができる書類の請求の変化

変化	事業者数
増えた	69
変わらない	119
減った	1
合計	189

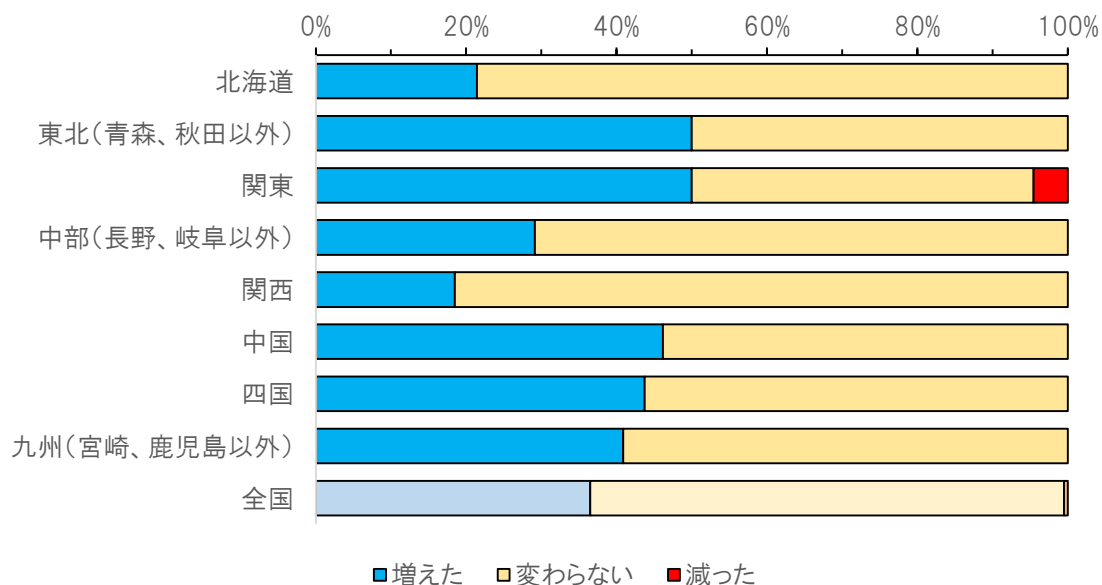


図 30 地方別の木材の合法性確認ができる書類の請求の変化の割合

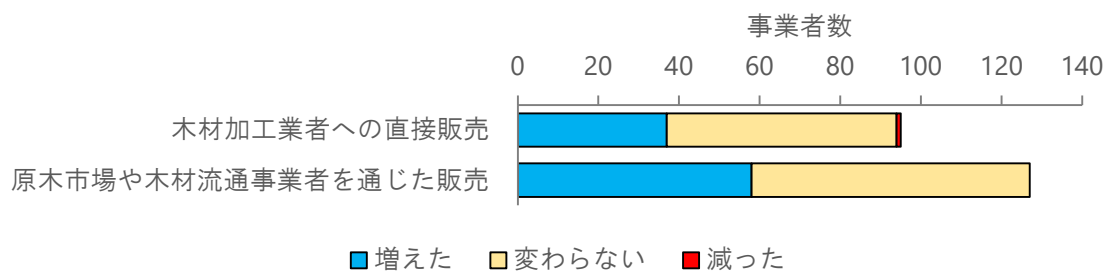


図 31 販売方法別の木材の合法性確認ができる書類の請求の変化

### 3) 合法性を担保して販売することの必要性 (問 20)

木材を販売する際に合法性を担保して販売することが必要かについては 186 事業者から回答を得た(表 24、図 32)。85%の事業者は必要だと考えていたが、残りの事業者は必要だとは考えていなかった。地方による差はほぼなかった。

表 24 木材を販売する際に合法性を担保することの必要性

	事業者数
考えている	158
考えていない	28
合計	186

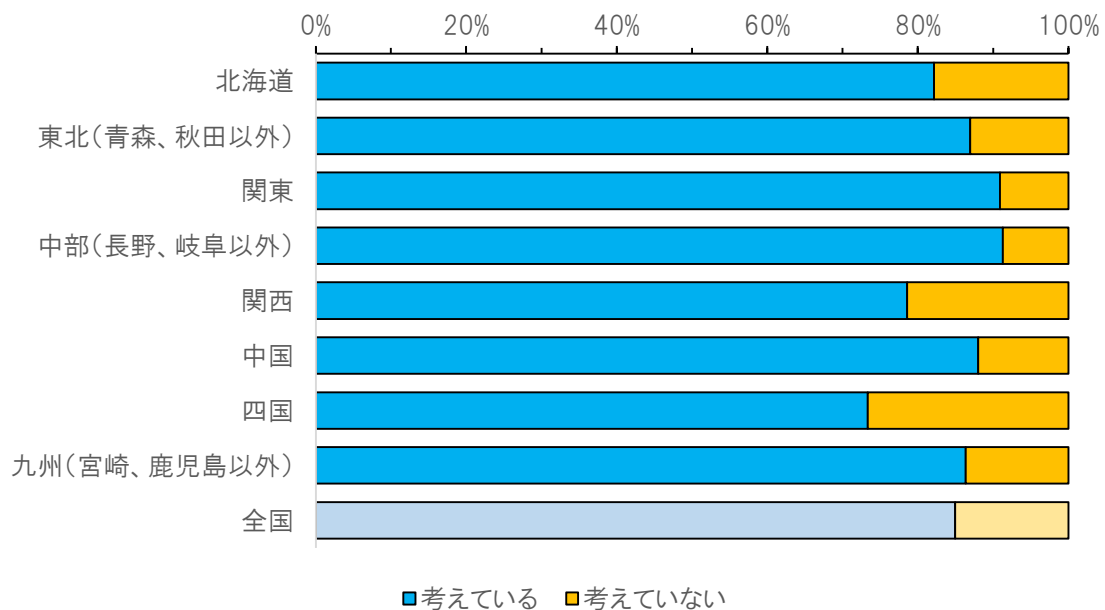


図 32 地方別の木材を販売する際に合法性を担保することの必要性を考えている事業者の割合

## 7. クリーンウッド法の評価、クリーンウッド法が抱える課題についての考え (問 21)

クリーンウッド法をどう評価しているか、クリーンウッド法が抱える課題に関する考えについて、44 事業者から回答を得た。肯定的な意見としては、盗伐や違法伐採の抑止になっており必要、業界の健全性が向上している、地球温暖化防止への貢献として評価している等の回答があった。

一方クリーンウッド法は不要、または必要かわからないという意見もあった。具体的には、県内では盗伐等がないので必要性を感じない、経営計画や伐採届の許可、合法木材認定事業者制度、森林認証で十分と考えている等の回答があった。

クリーンウッド法の認知度が低い、現場、買方、消費者への周知がもっと必要という回答もあった。具体的には、林野庁ガイドラインに基づく合法木材との違い、合法伐採木材を使うことが努力義務なのか、使わなければ罰則があるのか分からないなどの回答もあった。さらに原木価格の差別化、山林所有者や素材生産事業者、その他関係業者へのメリットがなければクリーンウッド法の浸透は難しいという回答もあった。

クリーンウッド法を遵守していく上での問題として、手間がかかる、森林所有者が放置していることが多く、また連絡を取り契約まで時間がかかる、などの回答もあった。

一方、クリーンウッド法は不十分であるという意見もあった。合法伐採木材を使うのは努力義務であって罰則がない。合法性にマーケットニーズはなく、担保されていなくても流通できるので違法伐採もなくなる。登録業者は良いが、個人などで伐採する人たちをどのように取り込んでいくかが課題。また、クリーンウッド法は伐採のみの法だが、植林育林までを考えた法がほしい、という回答もあった。

### 第3章 木材関連事業者に対するアンケート調査 結果取りまとめ

#### 摘要

- 青森、秋田、長野、岐阜、宮崎、鹿児島県の6県を除く41都道府県の2,500木材関連事業者に対するアンケート調査を実施した。有効回答数は744であった。
- 回答者の多くは複数の木材関連事業を行っていたが、木材製品の流通(回答事業者の52%)、製材(同29%)、原木市売市場など丸太の流通(同16%)を特に多くの事業者が行っていた。
- 「素材流通事業者」、「加工事業者」、「製品流通事業者」という重複がない3つの「事業者タイプ」に分類して分析を行った。
- 国産材素材入荷量は、42%の事業者が1,000m<sup>3</sup>以下であった。素材流通、加工、製品流通の順に入荷量が多い事業者の割合が多かった。
- 国産材素材は、176事業者は素材生産事業者や森林所有者などの「生産者」から直接入荷しており、国からの購入を合わせれば184事業者がクリーンウッド法における第一種木材関連事業を行っていた。一方、原木市売市場や木材流通事業者などの「流通者」から素材を入荷(=第二種木材関連事業)した事業者は348事業者であった。
- 「生産者」から入荷している国産材素材について
  - 調達先との売買契約書を常に作成しているのは27%の事業者に過ぎず、多くは作成しない場合があると回答した。
  - 51%の事業者は自主的に合法性証明書類を入荷先に求めており、特に34%の事業者は必ず求めていた。
  - 60%の事業者は「生産者」からの入荷量全量に対して合法性の確認ができていた。
  - 54%の事業者は伐採届(受付印あり)など行政手続き書類で、47%の事業者は団体認定を受けた合法木材供給事業者の認定番号の入った請求書や納品書等によって合法性の確認を行っていた。前者は素材生産事業者が多かった。団体認定の書類を用いている事業者のうち、その書類のみを使用している事業者は36%で、残りの事業者は一部または全量について他の書類も併用して確認を行っていた。
  - 44%の事業者は材の出荷前または出荷とともに合法性証明書類を得ていた。
  - 24事業者は要求した合法性書類が調達先から提出されなかったにも関わらず取引を継続した可能性があった。一方4事業者は提供されなかったことを理由として取引をしなかったことがあった。
  - 素材流通事業者、入荷量の多い事業者は、「生産者」からの素材入荷について売買契約書を常に作成し、合法性証明書類を必ず求め、入荷量全量に対して合法性の確認ができていた事業者の割合が高かった。一方、加工事業者や製品流通事業者、入荷量の少ない事業者はこれらを実施している事業者の割合が低かった。
- 「流通者」から入荷している国産材素材について

- 素材の合法性証明書類を自主的に入荷先に求めている事業者は「流通者」から入荷している事業者の 28%で、「生産者」から入荷している事業者の中での割合よりも低かった。
  - 58%の事業者は「流通者」からの入荷量全量に対して合法性の確認ができていた。
  - 入荷先の「流通者」からから合法性証明書を受け取るタイミングについて、出荷前または出荷とともに得ている事業者は少なく、販売先からの求めに応じて求めた時や後日得ている事業者が多かった。
  - 3 事業者は要求した合法性書類が調達先から提供されなかったにも関わらず取引を継続した可能性があった。一方 4 事業者は提供されなかったことを理由として取引をしなかったことがあった。
  - 加工事業者、入荷量の多い事業者は、「流通者」からの素材入荷について、合法性証明書類を必ず求め、入荷量全量に対して合法性の確認ができている事業者の割合が高かった。一方、製品流通事業者や入荷量の少ない事業者はこれらを実施している事業者の割合が低かった。
- 木材等の輸入
    - 輸入した製品別には、製材品、集成材、丸太、合板を輸入した事業者が多かった。また、EU、米国、カナダ、インドネシア、ロシアの順に輸入した事業者が多かった。
    - 42%の事業者は自主的に合法性証明書類を求めている。
    - 61%の事業者は輸入量全量について合法性を確認できていた。
    - 合法性確認に最も使用する事業者が多かった書類は森林認証で、次いで原産証明書であった。
    - 合法性証明書を受け取るタイミングについては、販売先からの求めに応じて求めたときが多く、次いで出荷とともに得ている事業者が多かった。
    - 10 事業者は要求した合法性書類が調達先から提供されなかったにも関わらず取引を継続した可能性があった。一方 2 事業者は提供されなかったことを理由として取引をしなかったことがあった。
    - 18%の事業者は、輸入材について伐採国が把握できない場合があると回答した。具体的には EU、中国、ロシアからの木材であった。
    - 輸入材のリスク情報の確認の確認に努めている事業者のうち 70%は林野庁のクリーンウッド・ナビを活用していた。
  - 20%の事業者は合法性確認が出来た場合にはその全量についてその旨を販売先に伝達しており、11%はできなかった場合も伝達を行っていた。68%の事業者は販売先に求められた場合にのみ情報を伝達していた。
  - 合法性確認の記録の作成・保存は 67%の事業者が行っていた。
  - 71%の事業者は、販売先から合法性の確認に関する書類の提示を求められることがあった。
  - クリーンウッド法について、93%の事業者が認知し、43%はその内容についても理解していると回答した。

- 20%の事業者は、クリーンウッド法が施行された 2017 年以降、木材の合法性確認を求められることは増えたと回答した。
- 74%の事業者は、木材を販売する際に合法性を担保して販売することが重要だと考えていた。
- クリーンウッド法が施行された 2017 年以降、木材の合法性を担保する意識は高まったかについて、34%の事業者は高まったと回答したが、56%の事業者は変わらないと回答した。
- 全体において、クリーンウッド法事業者登録、ガイドラインに基づく団体認定、森林認証をそれぞれ登録／認定／認証を得ている事業者の方が、そうでない事業者よりもクリーンウッド法について認知している割合、合法性確認を求められることが増えた割合、木材を販売する際に合法性を担保して販売することが重要と考えている事業者の割合がそれぞれ高かった。

## はじめに

木材関連事業者がクリーンウッド法に基づき、調達する輸入材及び国産材の合法性確認を行い、その結果を販売先に伝達する状況を把握するため、アンケートによる調査をおこなった。なお平成 30 年度クリーンウッド法定着実態調査でも木材関連事業者に対するアンケート調査を行ったが、国内における違法伐採への対処への関心の高まりを受け、本年度調査では質問票を大きく変更し、国産材素材入荷の際の合法性確認について詳細な質問を行った。また平成 30 年度調査では林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給認定事業者のうちの 750 事業者、建築・建設関係の定期刊行物の購読者のうちの 750 事業者の合計 1,500 事業者に対して行ったが、本事業では前者のみのうちの 2,500 事業者を対象に行った。

## 調査方法

調査は青森、秋田、長野、岐阜、宮崎、鹿児島県の 6 県を除く 41 都道府県の木材関連事業者に対して行った。グリーン購入法に対応した林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、合法性、持続可能性の証明を行うために、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得た木材関連事業者のリストには 12,090 事業者が記載されている。このうち、森林組合団体、素材生産業団体・チップ生産団体による認定を受けた事業者を除外した。また、この団体認定事業者リストでは、企業が複数の業界団体から認定を受けている場合、それぞれ独立した事業者としてデータに入っているが、同一名称(部門が違うものも含める)同一住所の事業者は全て統合した。一方で、同一の企業名で、異なった住所にある複数の事業所がリストに入っているものについては、それぞれ独立した事業者とした。この結果、調査対象リストは 8,017 事業者となった。

8,017 事業者のうち、日本木材輸入協会会員の 47 事業者に関しては全事業者をアンケート送付先とした。残りの事業者からは 2,453 事業者をランダムに抽出(抽出率 31%)し、アンケート送付先とした。合計 2,500 事業者に対してアンケート用紙(Appendix 2)を送付した。返信は郵送、Fax、メールのいずれも可能とした。アンケートの発送は 2021 年 9 月 2 日に行い、返送の締切日は 2021 年



9月22日とした。

## 結果

### 1. 回答数

返送された有効なアンケートの総数は744であった<sup>14</sup>。回答率は29.8%であった<sup>15</sup>。

### 2. 事業概要

#### 1) 売上高（問2）

前年度(2020年度)売上高について、690事業者から回答を得た(図33)。売上高の中央値は2億円であった。売上高が10億円以下の事業者で全体の79%を占めた。

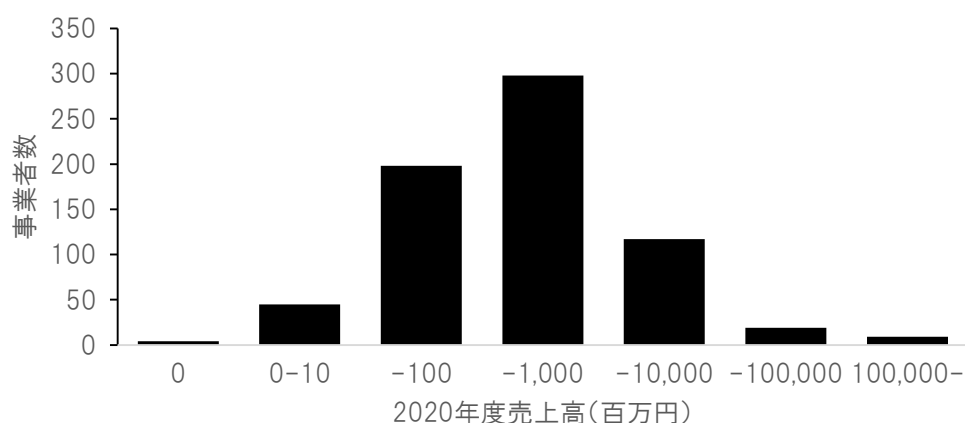


図33 2020年度売上高ごとの事業者数

#### 2) 事業種別の事業者数（問3）

事業の種類について複数回答ありの選択式で質問したところ、703事業者から回答があった(表25)。選択した事業者が多かった事業は、木材製品の流通(365事業者、回答事業者の52%)、製材(207事業者、29%)、原木市売市場など丸太の流通(112事業者、16%)であった。

455事業者は単一の木材関連事業のみを選択した。特に木材製品の流通を行っている事業者の半数以上はその事業のみを行っていた。一方、木質バイオマス発電、木材・木材製品の輸入や輸出

<sup>14</sup> 1回答は回答事業者が不明であったため、除外した。

<sup>15</sup> ある企業は異なった都道府県に所在する3事業所に対してアンケートを送付したが、1つに集約して回答された。この場合も送付数は3、回答数は1として計算した。

を行っている事業者で、その事業のみを行っている事業者は 2 割以下と少なかった。

248 事業者は複数の木材関連事業を選択した。特に関係が強い関係として、以下が挙げられた。

- チップ製造を行っている事業者の半数以上は製材も行ってた。
- 木質バイオマス発電を行っている事業者の半数以上は原木市売市場など丸太の流通も行ってた。
- 丸太・木材輸入を行っている事業者の半数以上は木材製品の流通も行ってた。
- 丸太・木材製品の輸出を行っている事業者の半数以上は輸入も行ってた。

また、各事業において、取り扱っている木材の量(立米またはトン)も質問したが、回答があった<sup>16</sup>のは 563 事業者であった(表 26、27、図 34、35)。各事業とも取扱量 1 万立米以下の事業者が半分近くを占めたが、製材、家具製造などの事業で取扱量の少ない事業者が多い一方、原木市売市場などの丸太流通事業、木材・木材製品の輸入業、輸出業、単合板製造事業などでは取扱量の大きい事業者が多かった。

---

<sup>16</sup> 0 との回答は除いた

表 25 事業ごとの総事業者数、他の事業も行っている（複数回答可）事業者数

事業者数	割合	当該事業のみ	他の事業も行っている事業者数														
			原木市売市場、丸太の流通	製材	単合板製造	チップ製造	その他加工	木材製品の流通	木質バイオマス発電	家具製造	製紙用パルプ製造業	丸太・木材製品の輸入	丸太・木材製品の輸出	その他			
原木市売市場、丸太の流通	112	16%	37														
製材	207	29%	81	16													
単合板製造	29	4%	9	2	6												
チップ製造	97	14%	22	21	55	1											
その他加工	48(集成材 5、プレカット 8)	7%	20	7	6	2	6										
木材製品の流通	365	52%	213	39	78	7	25	15									
木質バイオマス発電	26	4%	2	13	3	0	10	2	5								
家具製造	29	4%	14	1	6	1	2	3	9	0							
製紙用パルプ製造業	12	2%	2	5	2	0	2	2	0	4	1						
丸太・木材製品の輸入	55	8%	11	13	11	4	4	7	31	2	4	2					
丸太・木材製品の輸出	13	2%	0	5	4	0	2	2	6	0	2	2	7				
その他	69(素材生産 31)	10%	39	9	8	2	8	2	13	3	0	3	3	0			
回答事業者数	703																
選択総数	1062																

その他加工：プレカット、木毛、集成材、オガ粉、梱包材、木炭、杭木、人工木、ラミネート、銘木、人工大理石、住宅用部材組立加工、パレット

その他：森林整備、素材生産、2×4 パネル製作、合板、建材、ペレット、サイディング、新建材、パレット、建設業、不動産、解体業、廃棄物処理

オレンジ：片方の事業を行う事業者の 50%以上がもう一つの事業も行っている。黄色：片方の事業を行う事業者の 20%以上がもう一つの事業も行っている。

表 26 取扱量(千 m<sup>3</sup>)ごとの事業者数

	製材	単合板 製造	チップ 製造	原木市売市場、 丸太の流通	木材製品 の流通	木質バイオ マス発電	家具製造	その他 加工	製紙用パ ルプ製造	丸太・木材 製品の輸入	丸太・木材 製品の輸出
0-10	124	11	43	43	179	11	8	22	7	23	5
-100	29	2	21	18	46	2	2	8	2	6	1
-1,000	19	3	11	21	34	1	1	5	1	4	0
-10,000	3	5	5	7	18	0	0	4	0	5	3
-100,000	1	2	1	6	4	0	0	1	0	5	1
100,000-	0	0	0	4	9	0	0	1	0	3	0
合計	176	23	81	99	290	14	11	41	10	46	10

表 27 取扱量(千 ton)ごとの事業者数

	丸太・木材 製品の輸入	丸太・木材 製品の輸出
0-10	0	0
-100	2	1
-1,000	0	0
-10,000	0	0
-100,000	1	0
1,000,000-	0	0
合計	3	1

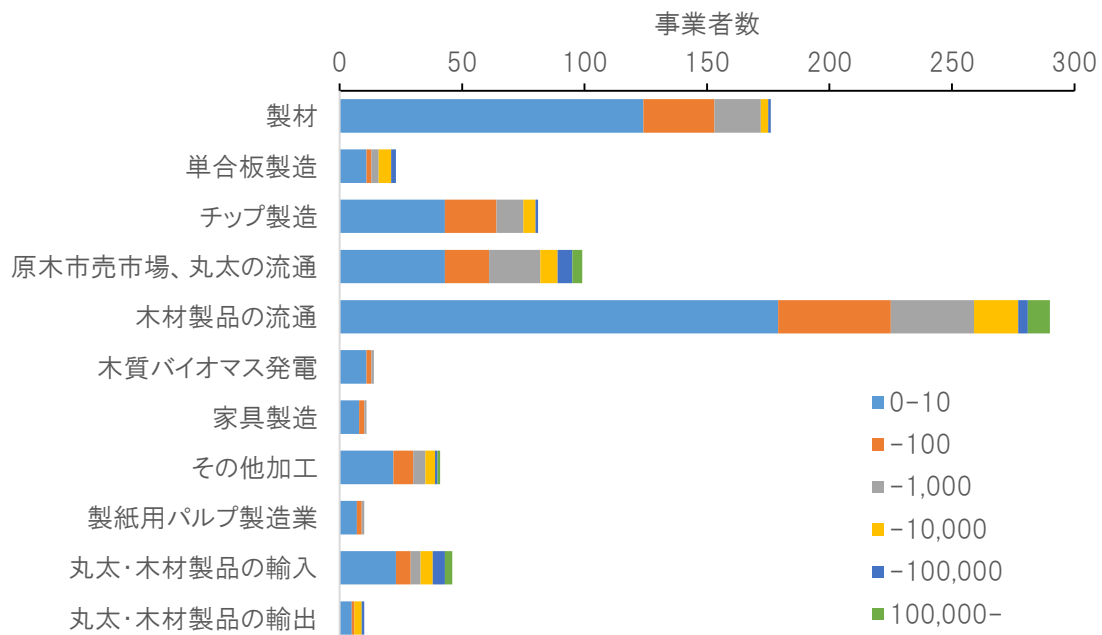


図 34 各事業の販売量・取扱量(千 m<sup>3</sup>)別事業者数  
トン単位で回答した事業者は含めていない

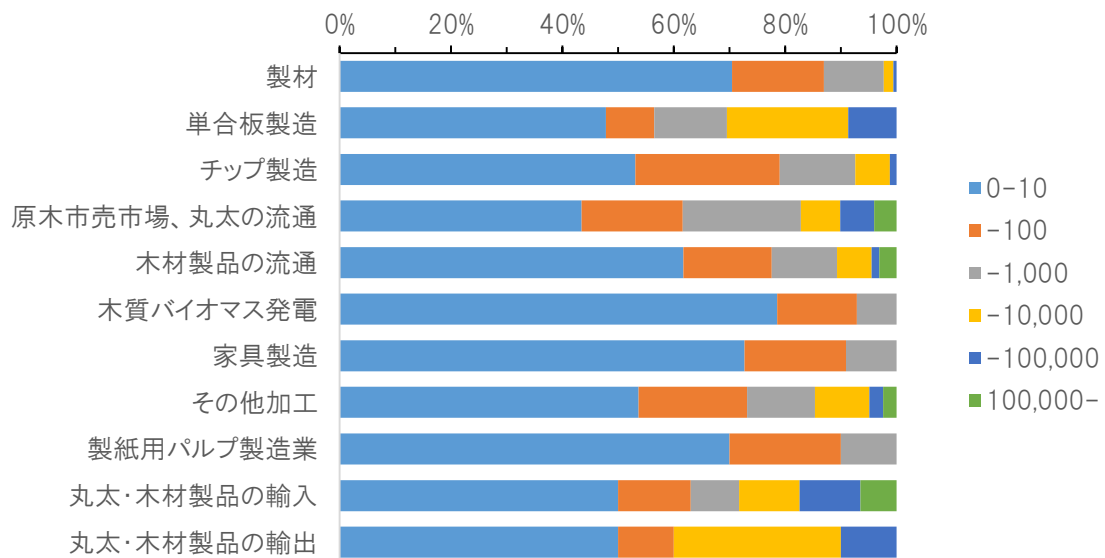


図 35 各事業の販売量・取扱量(千 m<sup>3</sup>)別事業者数の割合  
トン単位で回答した事業者は含めていない

### 「事業者タイプ」の定義

前述のように多くの事業者は複数の木材関連事業を行っていたが、主に行っている事業の違いによる合法性確認実施状況の違いを明らかにするため、事業者を、「素材流通事業者」、「加工事業者」、「製品流通事業者」という重複がない 3 つの「事業者タイプ」に分類した(表 28)。全事業者の 70%(516 事業者)はこの 3 タイプに含まれた。3 タイプに含まれなかった 228 事業者は「分類不能」とした(事業者タイプ別分析には用いなかった)。なお、これらの事業者タイプは、素材流通業、加工、製品流通業を行っている事業者の中での販売・取扱量上位の事業者が全て含まれているわけではないので注意が必要である。例えば素材流通、加工の両事業での販売・取扱量が多いが、その割合がほぼ同じ事業者は「分類不能」として取り扱っている。また、この 3 タイプはどれも第一種木材関連事業、第二種木材関連事業を行っている事業者が含まれていることにも留意すべきである(表 33)。

都道府県ごとの 3 タイプの事業者数を図 36 に示す。素材流通事業者は北海道、静岡、愛知、熊本等で多く、製品流通事業者は関東、静岡、愛知、大阪、福岡等、大都市を有する都市部周辺が多かった。加工事業者の地域的な偏りは少なかった。

表 28 事業者タイプの説明

業種者タイプ	基準	事業者数
素材流通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営んでいる事業として、原木市売市場、丸太の流通のみを回答した事業者(37)</li> </ul> または <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業ごとの販売・取扱量を回答した事業者のうち、原木市売市場、丸太の流通による販売・取扱量が全体の 7 割以上であった事業者</li> </ul>	62
加工事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営んでいる事業として、製材(81)、単合板製造(9)、チップ製造(22)、その他の加工(20)のみを回答した事業者</li> </ul> または <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業ごとの販売・取扱量を回答した事業者のうち、製材、単合板製造、チップ製造、その他の加工による販売・取扱量の合計が、全体の 7 割以上であった事業者</li> </ul>	201
製品流通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営んでいる事業として、木材製品の流通のみを回答した事業者(213)</li> </ul> または <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業ごとの販売・取扱量を回答した事業者のうち、木材製品の流通による販売・取扱量が、全体の 7 割以上であった事業者</li> </ul>	253
3 事業タイプ小計		516
分類不能	上記の 3 タイプに含まれない事業者	228
全事業者		744

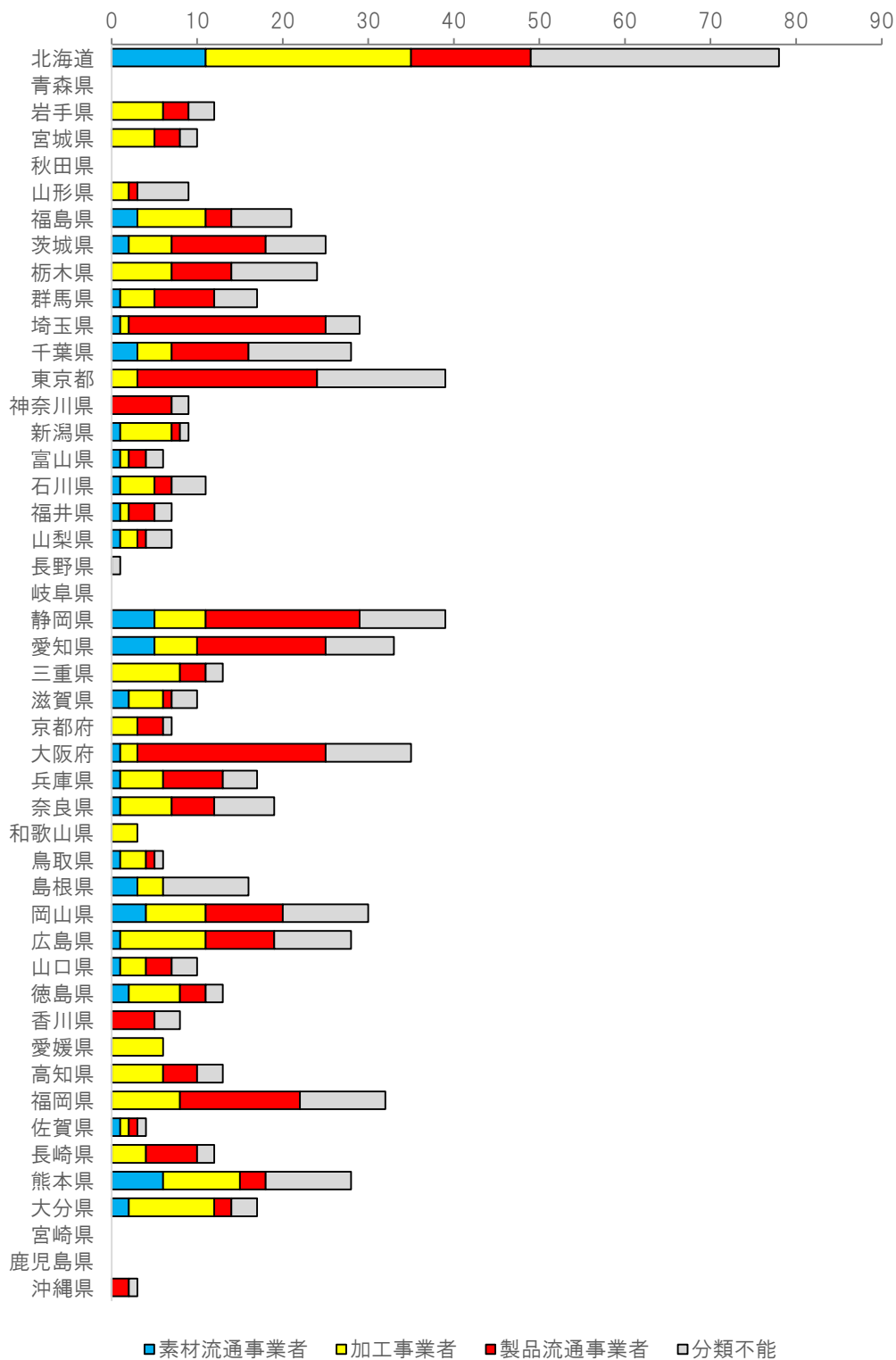


図 36 都道府県ごとの事業者タイプ別事業者数

### 3) クリーンウッド法の木材関連事業者登録制度（問4）

クリーンウッド法の登録木材関連事業者であるかどうかについて、662 事業者から回答を得た。そのうち第一種、第二種のいずれかに登録している事業者は 23%にあたる 155 事業者で、第一種は 107、第二種は 99、両方を登録している事業者は 51 事業者であった。アンケートに回答した事業者の中では、事業者タイプ間で登録率に大きな差はなかった(表 29、図 37)。

表 29 クリーンウッド法の事業者登録有無別事業者数

クリーンウッド法の事業者登録	全事業者	素材流通事業者	加工事業者	製品流通事業者
I 種のみ登録	56	10	29	26
I 種、II 種登録	51	3	15	16
II 種のみ登録	48	0	13	21
登録していない	507	44	135	192
回答数	662	57	192	255

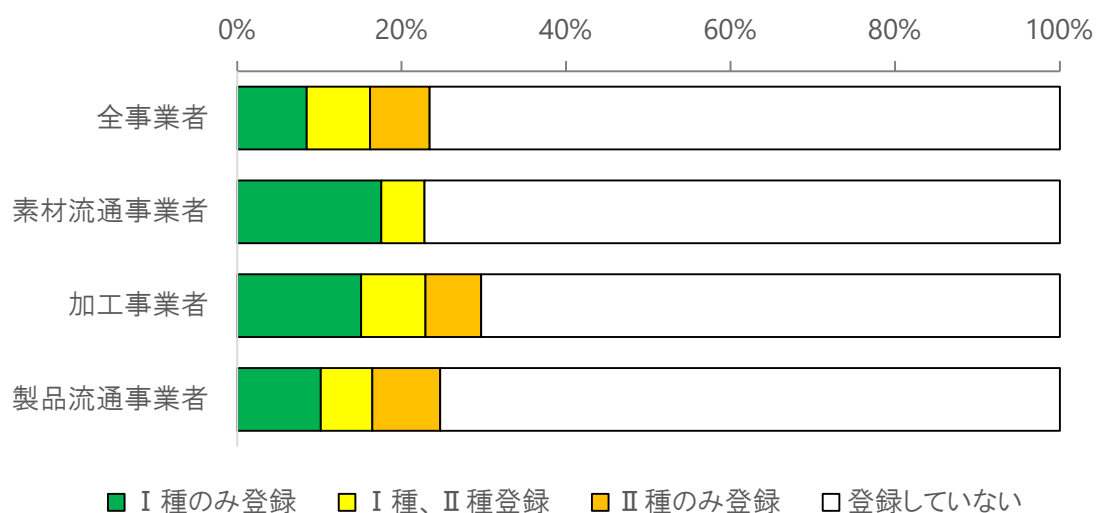


図 37 クリーンウッド法の事業者登録をしている事業者の割合

### 4) ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定（問5）

森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者(ガイドライン認定事業者)であるかどうかについて、726 事業者から回答を得た。そのうち 91%にあたる 660 事業者は認定事業者であった。アンケートに回答した事業者の中では、事業者タイプ間で認定の取得率に大きな差はなかった(表 30、図 38)。

クリーンウッド法の登録木材関連事業者のうち、この質問に回答したのは 154 事業者であったが、



うち 149 事業者は認定事業者で、5 事業者は認定事業者ではないと回答した。

表 30 森林・林業・木材産業関係団体からの合法木材供給事業者としての認定有無別事業者数

認定事業者である	全事業者	素材流通事業者	加工事業者	製品流通事業者
はい	660	59	183	226
いいえ	66	3	16	26
回答総数	726	62	199	252

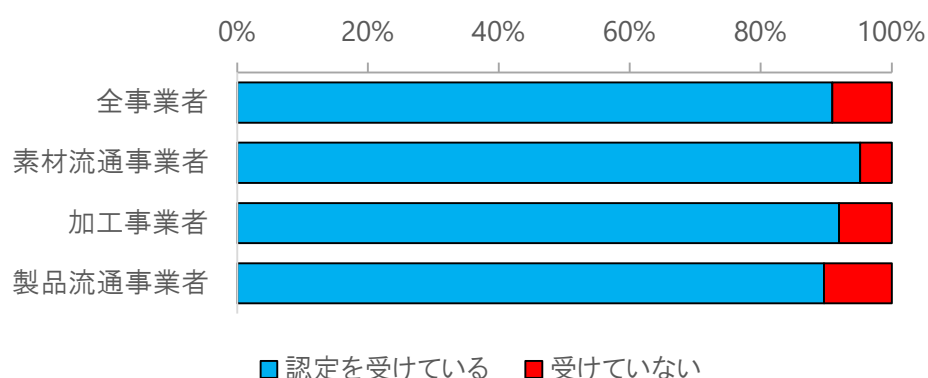


図 38 森林・林業・木材産業関係団体からの合法木材供給事業者としての認定を受けている事業者の割合

#### 5) 森林認証 (問 6)

森林認証の取得について、704 事業者から回答を得た。うち 18%にあたる 125 事業者は FSC または SGEC/PEFC のいずれかの認証を受けていた。FSC 認証を取得している事業者は素材流通で少なかった。SGEC/PEFC 認証の取得率は素材流通、加工、製品流通の順に高かった。

クリーンウッド法の登録木材関連事業者のうち、この質問に回答したのは 125 事業者であったが、うち 61 事業者は FSC または SGEC/PEFC のいずれかの認証を受けていた(表 31、図 39)。

表 31 森林認証の取得有無別事業者数

森林認証	全事業者	素材流通事業者	加工事業者	製品流通事業者
FSC のみ	17	2	4	6
FSC&SGEC/PEFC	44	0	11	15
SGEC/PEFC のみ	64	11	21	12
取得していない	579	47	160	212
回答総数	704	60	196	245

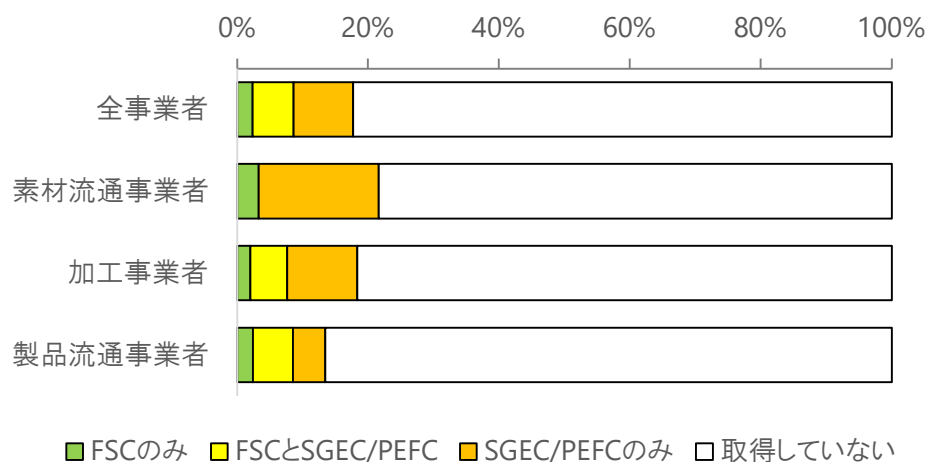


図 39 森林認証を受けている事業者の割合

#### 6) 国産材素材入荷量 (問 7)

前年度(2020年度)の国産材素材(立木は除く)入荷量を回答した事業者は385事業者であった<sup>17</sup>(表32)。全事業者の素材入荷量の合計は781万m<sup>3</sup>であった。これは森林所有者または素材生産事業者(以下「生産者」という。)からの入荷も、原木市場または木材流通事業者(以下「流通者」という。)からの入荷も含まれており、重複したデータも含まれていると考えられる。

回答をした事業者のうち、42%の事業者の入荷量は1,000m<sup>3</sup>以下であった。事業者タイプによって入荷量は異なり、素材流通事業者では1万~10万m<sup>3</sup>の事業者が多く、加工事業者は1,000~1万m<sup>3</sup>、製品流通事業者は1,000m<sup>3</sup>以下の事業者数が多かった(表32、図40)。

表 32 素材入荷・購入量別事業者数

素材入荷・購入量(千m <sup>3</sup> )	全事業者	素材流通事業者	加工事業者	製品流通事業者
0-1	163	6	55	61
-10	126	10	57	30
-100	79	14	39	9
-1,000	17	5	8	1
合計	385	35	159	101

<sup>17</sup> 387事業者より回答を得たが、そのうち2事業者は入荷量が50万m<sup>3</sup>以上と記入時の間違いと考えられる数値を回答していたため、集計から除外した。

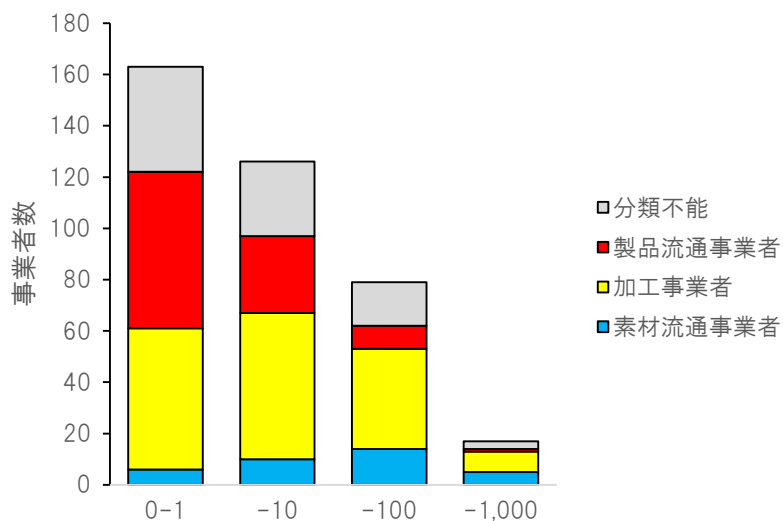


図 40 国産材素材入荷量(千 m<sup>3</sup>)

#### 7) 国産材素材の入荷先 (問 8)

国産材素材の入荷先を回答した 478 事業者のうち、176 事業者は「生産者」から素材を直接入荷しており、国(国有林)からの購入を合わせれば 184 事業者がクリーンウッド法における第一種木材関連事業を行っていた。一方、「流通者」から素材を入荷した事業者は 348 事業者で、これはクリーンウッド法における第二種木材関連事業に該当する。第一種木材関連事業、第二種木材関連事業の両者の方法で国産材素材を入荷している事業者は 85 事業者であった(表 33)。

事業者タイプごとに見ると、素材流通事業者は第一種木材関連事業で入荷している事業者の方が第二種木材関連事業で入荷している事業者よりも多い一方、加工事業者や製品流通事業者は後者の事業で入荷している事業者の方が多かった。しかし 3 タイプともに第一種、第二種双方の木材関連事業が行われていた。

表 33 国産材素材入荷先(複数回答可)

入荷先	全事業者	事業者タイプ		
		素材流通	加工	製品流通
①生産者から入荷	176	37	62	22
森林所有者	64			
素材生産事業者	147			
②国(国有林)からの購入	33	5	17	3
①または②(=第一種木材関連事業)	184	38	66	23
流通者から入荷(=第二種木材関連事業)	348	15	132	116
原木市場	185			
木材流通事業者(原木市場以外)	215			
第一種、第二種双方によって入荷	85	10	38	10
その他	40			
回答事業者数	478	44	171	163

その他: 自社林または自社生産(6)、本社(3)、道有林、県有林、建設業者、森林ボランティア、プレカット工場、製材会社

### 3. 素材生産事業者や森林所有者等からの国産材の仕入れ

上述のように素材生産事業者や森林所有者などの「生産者」から、国産材素材の直接入荷(原木市売市場やその他の木材流通事業者経由ではない)を行った事業者は 176 事業者であった(表 34)。事業者タイプ別では、素材流通 37、加工 62、製品流通 22 事業者であった。

176 事業者のうち、クリーンウッド法第一種木材関連事業者の登録をしている事業者は 40、していない事業者(第二種の登録をしている事業者を含む)は 115 事業者であった。また、大半の事業者(169 事業者)はガイドランに基づく団体認定を受けていた。

表 34 生産者からの入荷を行った事業者のクリーンウッド法登録及びガイドライン認定の状況

事業者数	
生産者からの入荷	176
クリーンウッド法第一種木材関連事業者の登録	
登録済み	40
登録していない	115
回答なし	21
ガイドラインに基づく団体認定	
認定あり	169
認定なし	7
回答なし	0

1) 生産者との売買契約書の作成（問9）

「生産者」から直接素材を購入・入荷する場合、売買契約書を作成するかについて、212 事業者から回答を得た。常に作成しているのは 27%の事業者に過ぎず、多くは作成しない場合があると回答した(表 35)。

事業者タイプ別でみると、素材流通事業者では 46%が常に売買契約書を作成するのに対し、加工事業者、製品流通事業者はともに 13%しか常に作成していないと、大きな違いがあった(図 41)。また、各事業者の、「生産者」由来と「流通者」由来を含んだ全素材入荷量別でみると、入荷量の多い事業者ほど常に売買契約書を作成している割合が高かった。

作成しない理由としては、慣行である、取引先から要求されない、必要性を感じないと回答する事業者が多かった(表 36)。

表 35 素材生産事業者や森林所有者などの生産者から直接素材を購入・入荷する場合、売買契約書の作成有無別事業者数

		常に作成	作成しない場合がある	合計
全事業者		57	155	212
事業者タイプ	素材流通事業者	19	22	41
	加工事業者	9	59	68
	製品流通事業者	5	34	39
素材入荷量(m <sup>3</sup> )	0-1,000	7	40	47
	1,000-10,000	14	44	58
	10,000-	16	40	56

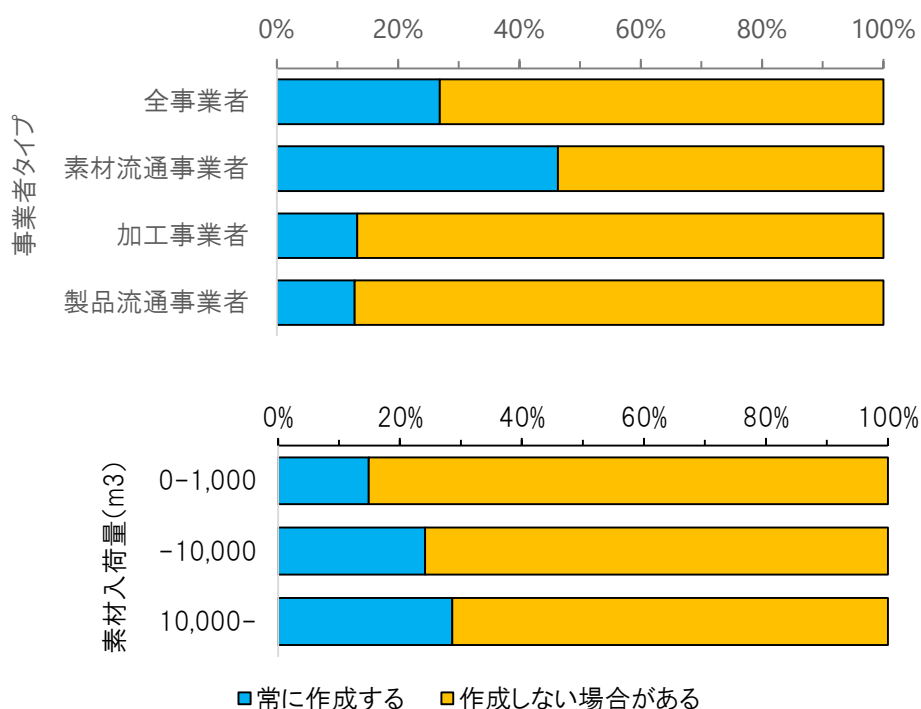


図 41 生産者から直接素材を購入・入荷する場合、売買契約書の作成を行う事業者の割合：事業者タイプ別、素材入荷量別

表 36 生産者との売買契約書を作成しない理由（複数回答可）

作成しない理由	事業者数
必要性を感じない	59
慣行である	66
印紙税が発生する	3
手間がかかる	22
取引内容が事前に決まらない	28
相手が敬遠する	8
相手から要求されない	54
その他	21

その他：発注書で代用しているため(4)、委託販売のため(2)、期間を定めない協定販売契約書があるため、自社林であるため、事前に販売材積が定まらないため、支障木等も受け入れているため、処分してほしいとの依頼によるため、長年の信頼関係

2) 素材生産者からの合法性証明書類の取得（問 10）

「生産者」から直接素材を購入する場合、合法性証明書類の提出を求めたかについて、213 事業者から回答を得た。51%の事業者は自主的に求めており、特に 34%の事業者は必ず求めていた（表 37）。

事業者タイプ別では、素材流通事業者は合法性証明書類の提出を自主的に求める事業者、必ず求める事業者が多かったが、加工事業者、製品流通事業者ではその割合は低かった。特に製品流通事業者は 60%の事業者が販売先から合法性証明書類が求められたときにのみ入荷先に求めていた（図 42）。また、素材入荷量別では、入荷量の少ない事業者で販売先から合法性証明書類が求められたときにのみ入荷先に求めている事業者、全く求めている事業者が多かった。

表 37 素材生産者に対する合法性証明書類の要求の有無別事業者数

合法性証明書類の要求	全事業者	事業者タイプ			素材入荷量(m <sup>3</sup> )		
		素材流通	加工	製品流通	0-1,000	1,000-10,000	10,000-
自主的に求める	70	22	22	7	7	22	29
仕入先によっては求める	39	6	18	3	7	12	13
販売先から合法性確認を求められた場合のみ求める	77	9	25	25	24	21	16
求めない	27	1	10	7	7	6	0
合計	213	38	75	42	45	61	58

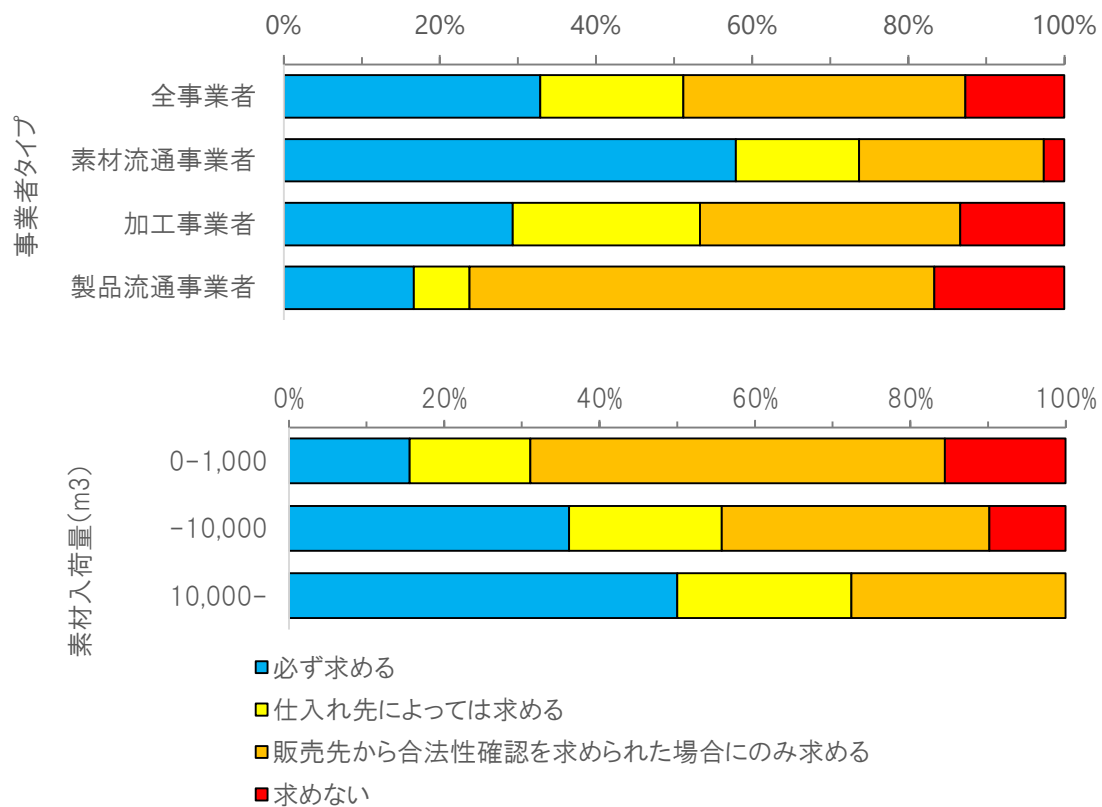


図 42 素材生産者に対する合法性証明書類の要求の有無別の事業者の割合：事業者タイプ別、素材入荷量別



合法性の確認ができた割合については 189 事業者から回答を得られ、60%の事業者はその全量に対して確認ができたと回答した。事業者タイプ別では、素材流通事業者で高く、加工事業者、製品流通事業者で低かった(表 38、図 43)。また、素材入荷量が 1,000m<sup>3</sup> 以下と少ない事業者で合法性確認ができていない割合が高かった。

表 38 合法性を確認できた割合

合法性確認が できた割合	全事 業者	事業者タイプ			素材入荷量(m <sup>3</sup> )		
		素材流通	加工	製品流通	0-1,000	-10,000	10,000-
10 割	114	24	36	20	17	40	35
9 割	23	4	10	2	6	5	10
8 割	6	1	3	1	4	1	1
7 割	5	0	2	0	1	1	2
4~6 割	10	2	3	2	3	4	3
1~3 割	19	3	6	6	4	5	3
0 割	12	0	4	5	4	1	0
合計	189	34	64	36	39	57	54

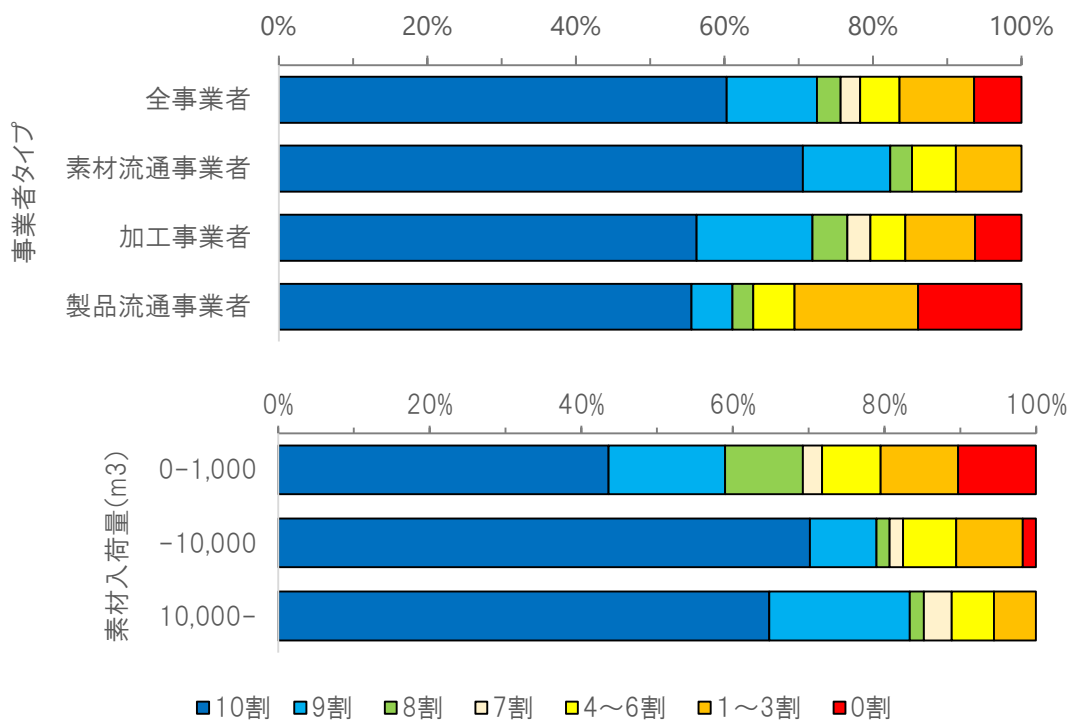


図 43 合法性を確認できた割合：事業者タイプ別、素材入荷量別

### 3) 合法性確認に使用する書類（問 10、問 11）

「生産者」からの素材の合法性確認に使用した書類について 193 事業者から回答を得た。54%の事業者は伐採届（受付印あり）など行政手続き書類で、47%の事業者は森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者の認定番号の入った請求書や納品書等によって合法性の確認を行っていた（表 39、図 44）。

事業タイプ別では、素材流通事業者は行政手続きの書類を確認する事業者が多く、加工事業者は合法木材供給事業者の書類で、製品流通事業者は認証材の証明書で確認する事業者が多かった。

森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者の認定番号の入った請求書や納品書等によって確認した事業者は、どの事業者タイプでも多かったが、これのみに基づき合法性の確認を行っていた事業者は、回答を得た 196 事業者の 36%で、その他の事業者は何らか別の書類も確認していた（表 40、図 45）。その割合について事業者タイプ間に大きな違いはなかった。

表 39 合法性確認に使用する書類（複数回答可）

合法性確認に使用する書類	事業者数	事業者タイプ		
		素材流通	加工	製品流通
行政手続き書類(①、②、③のいずれか)	105	30	37	5
①伐採届(受付印あり)	86	26	29	4
②適合通知書	35	11	13	2
③伐採届以外の行政手続きの書類	50	16	20	1
森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者の認定番号の入った請求書や納品書等	90	16	36	14
木材の種類、重量・数量・体積が記載された書類(納品書等)	74	12	29	17
認証材の証明書(FSC、PEFC、地域材等)	51	7	18	16
その他	9	2	3	2
回答数	193	36	64	36

その他：産地証明書(3)、事業者認定書、立木伐採証明書(本人申請・林地以外)

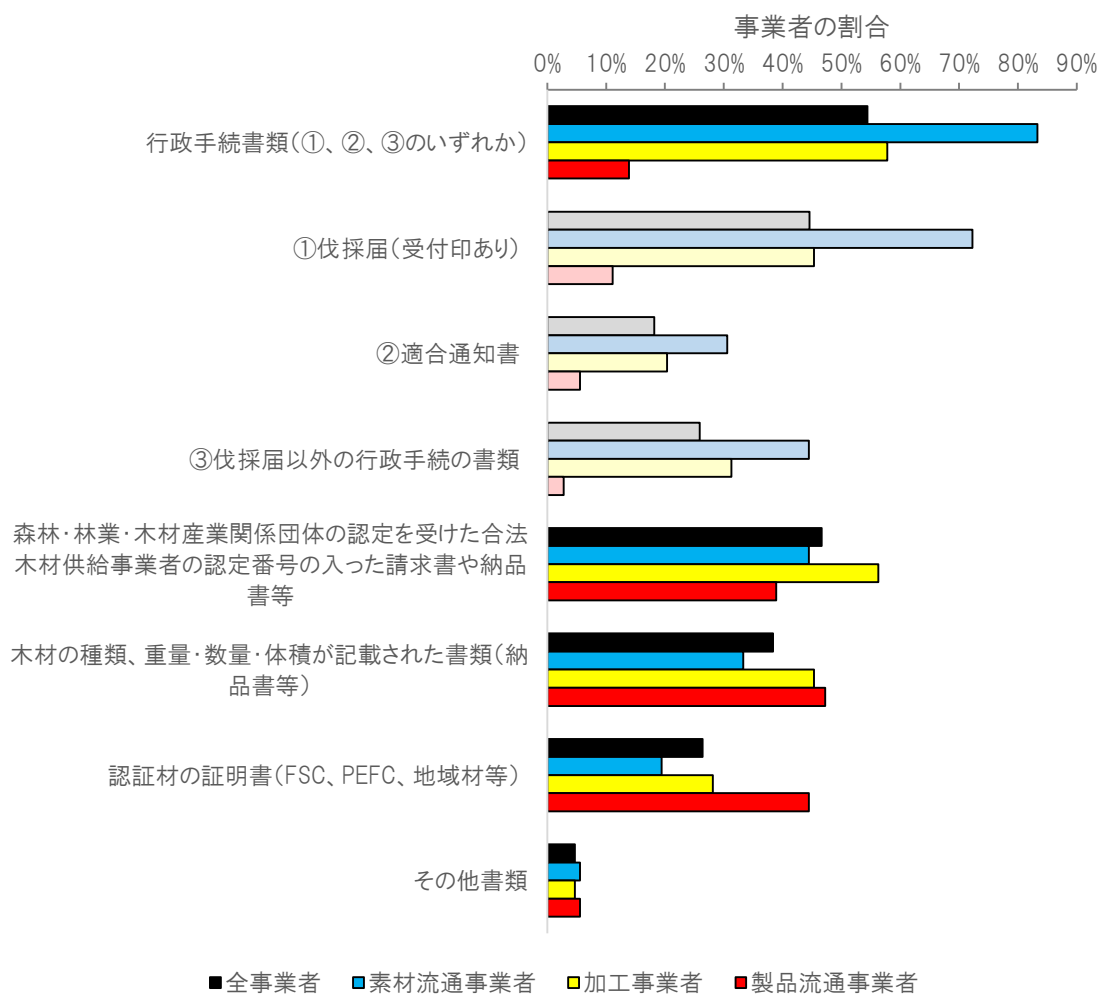


図 44 合法性確認使用する書類ごとの、その書類を使用する事業者の割合

表 40 合法性確認に団体認定の書類のみを用いた割合

合法性確認に団体認定の書類のみを用いた割合	全事業者	事業者タイプ		
		素材流通	加工	製品流通
0割	42	6	13	8
1~3割	28	7	9	6
4~6割	20	1	8	3
7割	5	0	4	3
8割	8	3	2	2
9割	22	4	12	0
10割	71	16	20	14
回答数	196	37	68	36

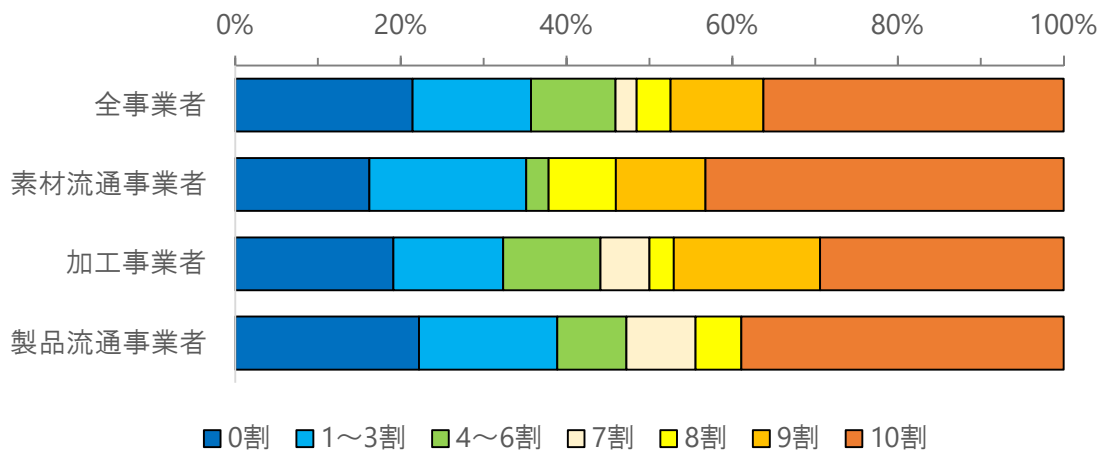


図 45 合法性確認に団体認定の書類のみを用いる割合別の事業者の割合

#### 4) 合法性証明書の受け取り手段、タイミング（問 10）

素材の合法性証明書類を生産者から受け取る方法について 187 事業者から回答を得た。郵送、直接手渡し、FAX が多く、電子データによる事業者はそれらより少なかった(表 41)。受け取るタイミングについては 221 事業者から回答を得た。44%の事業者は材の出荷前または出荷とともに合法性証明書類を得ていた。その割合は素材流通事業者で高く、加工事業者、製品流通事業者で低かった(表 42、図 46)。

表 41 受け取りの方法(複数回答可)

受け取りの方法	事業者数
FAX	71
電子データ	39
郵送	94
直接手渡し	84
第三者を通じて手渡し	35

表 42 合法性証明書類受け取りの時点

受け取りのタイミング		全事業者	事業者タイプ		
			素材流通	加工	製品流通
自発的に求め た	材の出荷前	39	15	9	3
	出荷とともに	59	15	23	7
	後日	58	9	29	6
販売先からの求めに応じて求めた時		65	65	5	19
回答数		221	44	80	35

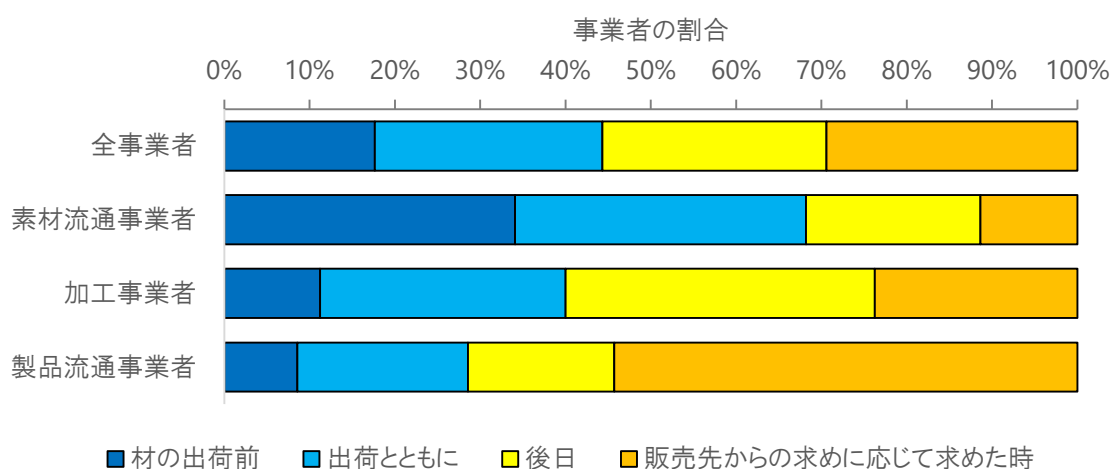


図 46 合法性証明書類受け取りの時点

#### 5) 合法性書類が提供されなかったケースの有無 (問 12)

問 12 では、「最近 1 年間で、「生産者」に合法性を確認できる書類を求めたが、提供してもらえなかったことがあるかどうか」、さらに「あった」と回答した事業者に対しては「それを理由に取引しなかったことがあるかどうか」を質問した。前者に質問に対しては 190(=7+183)事業者、後者に質問に対しては 39(=4+35)事業者から回答を得た(表 43)が、前者の質問に回答せずに後者の質問にのみ回答した事業者が 19(=2+17)事業者あった。これらは後者に回答すれば前者への回答は不要と判断した事業者の可能性はある。

「合法性を確認できる書類を求めたが、提供してもらえなかったこと」について「ある」と回答した事業者は 7 事業者であった。そのすべては「それを理由に取引しなかったこと」については「ない」と回答した。また、前者の質問には回答せずに後者について「ない」と回答した事業者も 17 事業者存在した。このため合計 24(=7+17)事業者は要求した合法性書類が提供されなかったにも関わらず取引を継続した可能性があると考えられる。

一方、4 事業者は、合法性書類が提供されなかったことを理由として取引をしなかったことが「ある」

と回答した。このうち 2 事業者は「合法性を確認できる書類を求めたが、提出してもらえなかったこと」について「ない」と回答したにも関わらず、「それを理由に取引しなかったこと」が「ある」と回答したが、これについては、過去一年間には提供されなかったことはないが、もっと以前には提供されなかったことを理由に取引をしなかったことがある事業者という可能性が考えられる。

表 43 合法性書類が提供されなかったケースの有無

		それを理由に取引しなかったこと			合計
		ある	ない	無回答	
合法性書類が提供されなかったこと	ある	0	7	0	7
	ない	2	11	170	183
	無回答※	2	17		
合計		4	35		

※:「それを理由に取引しなかったことがある」かどうかには回答すれば、「合法性書類が提供されなかったことがある」かどうかには回答不要と判断された可能性がある。

#### 6) 追加の合法性調査 (問 13)

合法性証明の書類だけでなく、追加で合法性確認のための調査をしたことがあるかについて、270 事業者から回答を得た。そのうち追加の調査を行ったことがある事業者は 15 事業者で、製品流通事業者がやや多かった(表 44)。

表 44 追加の合法性調査の実施実績

追加の合法性調査の実施実績	全事業者	事業者タイプ		
		素材流通	加工	製品流通
ある	15	1	4	6
ない	255	38	79	70
合計	270	39	83	76

追加の調査の具体的内容(回答事業者の重複有):現地確認(4)、認定事業者番号の確認(4)、うち合法木材ナビとの照合:3)、県産材産地証明書の取得、自治体への確認、丸太の刻印等で出荷者まで把握、自社独自の書類であるサステナビリティ調査票によって調査

#### 4. 原木市売市場や木材流通事業者からの国産材の仕入れ

原木市売市場や木材流通事業者など「流通者」から国産材素材を入荷(=第二種木材関連事業)

している事業者は 348 事業者であった。事業者タイプ別では素材流通 15、加工 132、製品流通 116 事業者であった。素材流通事業者は少ないため、以下は加工事業者、製品流通事業者のみを分析対象の事業者タイプとした。

#### 1) 素材流通者からの合法性証明書類の取得（問 14）

「流通者」への合法性証明書類の要求について、404 事業者から回答を得た。このうち自主的に書類を求めている事業者は 28%であった。事業者タイプ別で見ると、加工事業者で合法性証明書類を求めている割合が高く、製品流通事業者は低かった(表 45、図 47)。また、素材入荷量が多い事業者よりも少ない事業者の方が求めている割合が低かった。

「生産者」と「流通者」から入荷しているケースを比較すると、同じ事業者タイプ(加工事業者、製品流通事業者)同士で比較しても、「生産者」から入荷している事業者よりも、「流通者」から入荷している事業者の方が自主的に合法性証明書類を求めている割合が低かった(図 42, 47)。

合法性確認は、全事業者の 58%が「流通者」からの入荷量の全量に対して確認できていた(表 46、図 48)。確認できた割合も加工事業者や素材入荷量が多い事業者で高く、製品流通事業者や素材入荷量が少ない事業者で低かった。

表 45 素材流通者への合法性証明書類の要求

合法性証明書類の要求	全事業者	事業者タイプ		素材入荷量(m <sup>3</sup> )			
		加工事業者	製品流通事業者	0-1,000	1,000-10,000	10,000-	
自主的に求める	必ず求める	78	36	9	22	16	31
	仕入先によっては求める	36	15	7	14	11	8
販売先から合法性確認を求められた場合のみ求める	232	69	109	81	56	27	
求めない	58	22	17	21	8	5	
合計	404	142	142	138	91	71	

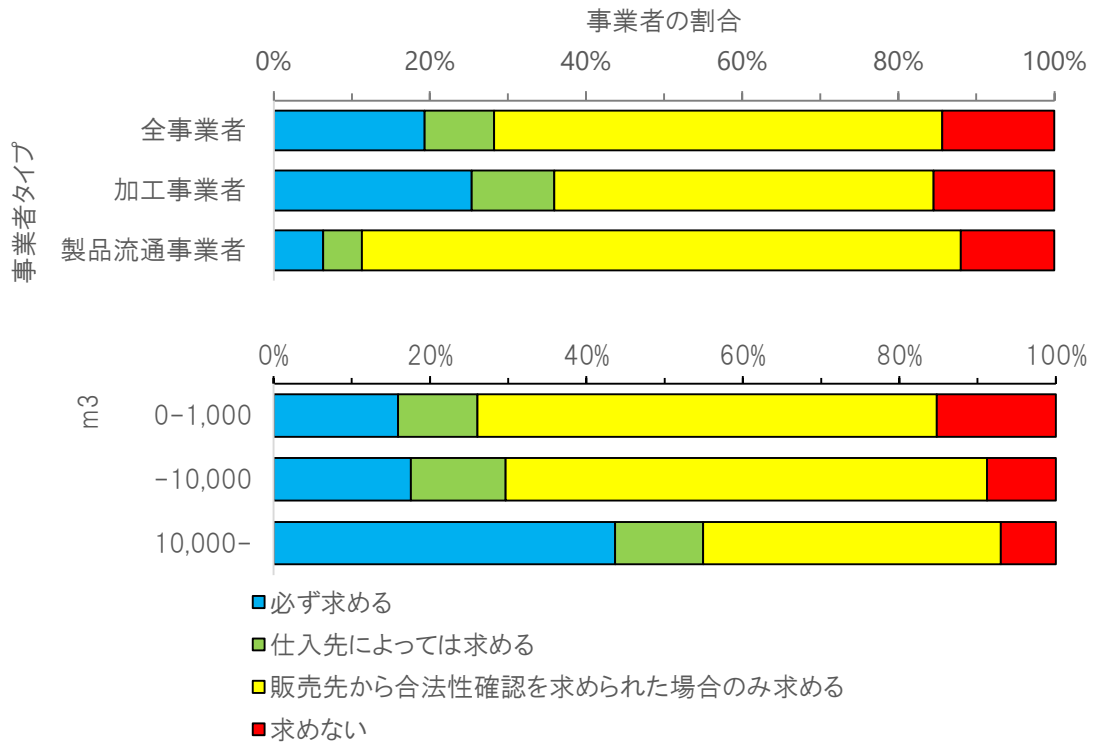


図 47 素材流通者への合法性証明書類の要求の有無別の事業者の割合：事業者別、素材入荷量別

表 46 合法性確認が実施できた割合

合法性確認が実施できた割合	全事業者	事業者タイプ		素材入荷量(m <sup>3</sup> )		
		加工	製品流通	0-1,000	-10,000	10,000-
0割	40	13	21	67	53	52
1～3割	48	6	29	9	5	7
4～6割	17	5	8	5	4	1
7割	11	5	2	4	3	1
8割	14	6	2	10	2	2
9割	24	9	6	19	10	4
10割	209	91	52	16	9	0
合計	363	135	120	130	86	67



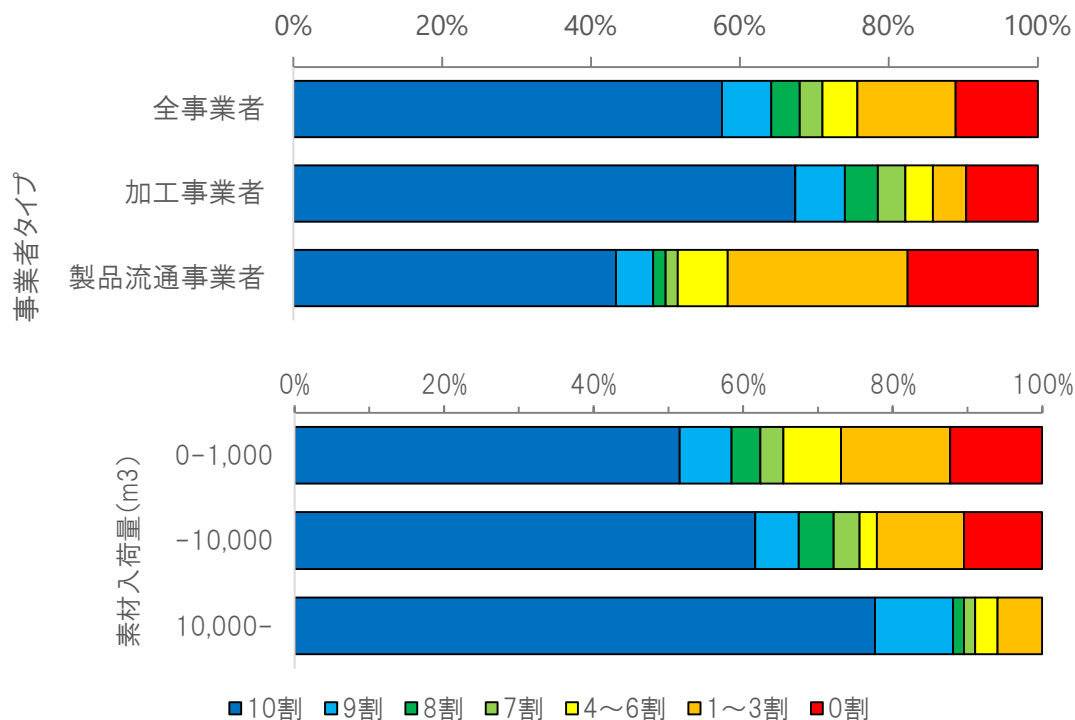


図 48 合法性確認が実施できた割合

## 2) 合法性確認に使用する書類 (問 14)

「流通者」からの素材の合法性確認に使用する書類について 348 事業者から回答を得た。322 事業者は合法性を確認した旨を記載した／証明する旨を記載した書類と回答したが、26 事業者はその他と回答した(表 47)。

表 47 合法性確認に使用する書類

	事業者数
合法性を確認した旨を記載した／証明する旨を記載した書類	322
その他	26

その他：納品書(4)、請求書(2)、領収書、出荷証明書(産地)、原木市場の産地証明、県産材取扱票、開発許可証、仕入先に依頼の社内書式の合法性確認調査表や情報提供書、独自の書類(自社林の注文原木について)、FSC 証明、SGEC、カタログやホームページ

## 3) 合法性証明書の受け取り手段、タイミング (問 14)

「流通者」から素材の合法性証明書類を受け取る方法については、郵送、FAX を用いる事業者が多く、電子データや手渡しによる事業者は少なかった(表 48)。受け取るタイミングについては、販売

先からの求めに応じて求めたときや後日が多く、出荷前または出荷とともに得ている事業者は少なかった(表 49)。

表 48 合法性証明書の受け取り方法(複数回答可)

手段	事業者数
FAX	138
電子データ	74
郵送	212
直接手渡し	77
第三者を通じて手渡し	43

表 49 合法性証明書受け取りのタイミング

受け取りのタイミング		事業者数
自主的に求めた場合	材の出荷前	25
	出荷とともに	7
	後日	103
販売先からの求めに応じて求めた時		186

#### 4) 合法性書類が提供されなかったケースの有無 (問 15)

問 15 では、「最近 1 年間で、「流通者」に合法性を確認できる書類を求めたが、提供してもらえなかったことがあるかどうか」、さらに「あった」と回答した事業者に対しては「それを理由に取引しなかったことがあるかどうか」を質問した。前者に質問に対しては 359(=5+354)事業者、後者に質問に対しては 83(=4+79)事業者から回答を得た(表 50)が、問 12 と同様、前者の質問に回答せずに後者の質問にのみ回答した事業者が 41(=1+40)事業者あった。これらは後者に回答すれば前者への回答は不要と判断した事業者の可能性はある。

「合法性を確認できる書類を求めたが、提供してもらえなかったこと」について「ある」と回答した事業者は 5 事業者であった。そのうち 2 事業者は、「それを理由に取引しなかったこと」については「ない」と回答した。また、前者の質問には回答せずに後者について「ない」と回答した事業者も 1 事業者存在した。このため合計 3(=2+1)事業者は要求した合法性書類が提供されなかったにも関わらず取引を継続した可能性がある。

一方、4 事業者は、合法性書類が提供されなかったことを理由として取引をしなかったことが「ある」と回答した。このうち 1 事業者は「合法性を確認できる書類を求めたが、提供してもらえなかったこと」について「ない」と回答したにも関わらず、「それを理由に取引しなかったこと」が「ある」と回答したが、これについても問 12 と同様、過去一年間には提供されなかったことはないが、もっと以前には提供されなかったことを理由に取引をしなかったことがある事業者という可能性が考えられる。

表 50 合法性書類が提供されなかったケースの有無

		それを理由に取引しなかったこと			合計
		ある	ない	無回答	
合法性書類が提供されなかったこと	ある	2	2	1	5
	ない	1	37	316	354
	無回答※	1	40		
合計		4	79		

※:「それを理由に取引しなかったことがある」かどうか回答すれば、「合法性書類が提供されなかったことがある」かどうかには回答不要と判断された可能性がある。

## 5. 木材等の輸入

### 1) 前年度の輸入実績、輸入した木材を用いる事業（問 16、問 18）

前年度(2020 年度)輸入した木材等(木材を加工し、又は主たる原料として製造した木材製品を含む。廃材やリサイクル製品除く)の種類について 105 事業者が回答した(表 51)。また、その合計輸入量については 90 事業者が回答した。いずれかについて回答した事業者は 107 事業者であった。

一方、輸入した木材を用いる事業について、105 事業者が回答した。うち輸入業を選択した事業者は 58 事業者、自社で行う事業で消費を選択した事業者は 66 事業者、両者を選択した事業者は 19 事業者であった(表 52)。

事業内容に関する質問(問 3)で木材・木材製品の輸入を回答した事業者は 55 であったが、これはこの輸入業を選択した事業者にほぼ相当する。

輸入した製品別には、製材品、集成材、丸太、合板を輸入した事業者が多かった。

表 51 前年度輸入した木材製品の種類(複数回答可)

木材製品の種類	事業者数
丸太	31
製材	59
合板	32
単板	14
単層積層材	14
集成材	49
木質ペレット	2
チップ	6
パルプ	2
家具類	3
紙類	0
フローリング	9
木質系セメント板	0
その他	6
回答数	105

その他:OSB(2)、UCP<sup>18</sup>、枕木、角材、原板

表 52 輸入した木材等を用いる事業(複数回答可)

	事業者数
輸入業	58
自社で行う事業で消費	66
製材業	25
単合板製造業	12
木質バイオマス発電	3
チップ製造業	2
その他	29

その他:パネル製造(4)、集成材製造(3)、プレカット(2)、フローリング製造(2)、家具製造(2)、化粧板製造、建築内装材、梱包材、加工(3)、販売(2)、流通

<sup>18</sup> 型枠用塗装合板

## 2) 輸入先国（問 17）

前年度の輸入先国について、EU、米国、カナダ、インドネシア、ロシアの順に輸入した事業者が多かった(表 53)。

表 53 前年度の木材等の輸入先国別事業者数(複数回答可)

輸入先国	事業者数
アメリカ	53
カナダ	49
EU	54
ロシア	39
中国	33
マレーシア	30
インドネシア	41
ベトナム	20
その他	12

EU 内：フィンランド(14)、スウェーデン(6)、オーストリア(5)、ルーマニア(3)、ドイツ(2)、エストニア(2)、イタリア、クロアチア、リトアニア、マケドニア、ブルガリア、チェコ、フランス、各国、北欧

その他：ニュージーランド(5)、オーストラリア(3)、タイ(3)、パプアニューギニア(2)、ブラジル(2)、チリ、ウクライナ、カメルーン、ガボン、アフリカ

## 3) 輸入材の購入先への合法性証明書類の要求（問 19）

輸入材の購入先への合法性証明書類の要求については 114 事業者から回答を得た。このうち 42%の事業者は自主的に合法性証明書類を求めている(表 54、図 49)。

また、61%の事業者は入荷量の全量について合法性を確認できていた(表 55、図 50)。

表 54 輸入材の購入先への合法性証明書類の要求

合法性証明書類の要求		全事業者
自主的に求める	必ず求める	35
	仕入先によっては求める	13
販売先から合法性確認を求められた場合のみ求める		60
求めない		6
合計		114

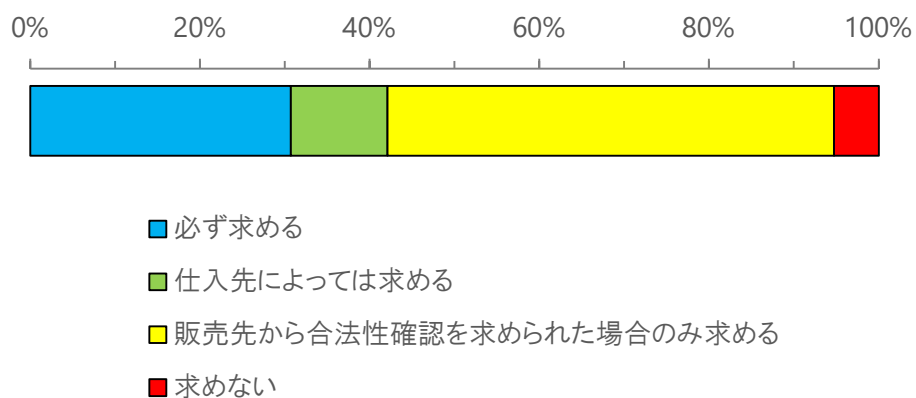


図 49 輸入材の購入先への合法性証明書類の要求

表 55 輸入材の合法性が実施できた割合別事業者数

	事業者数
0割	4
1～3割	12
4～6割	6
7割	3
8割	6
9割	8
10割	60
合計	99

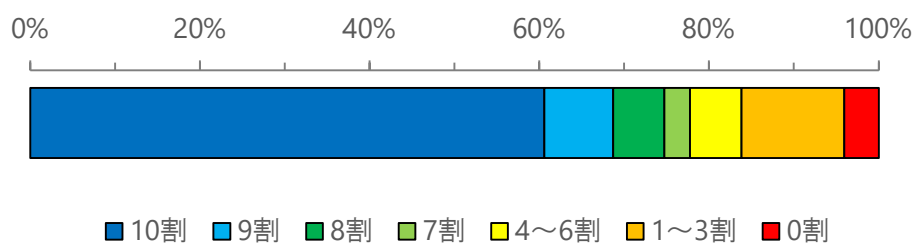


図 50 輸入材の合法性確認が実施できた割合別事業者の割合

#### 4) 合法性確認に使用する書類

輸入材の合法性確認に使用する事業者が最も多かった書類は森林認証で、次いで原産地証明書であった(表 56)。

表 56 合法性確認に使用する書類(複数回答可)

合法性確認に使用する書類	事業者数
森林認証	70
CITES	6
V-legal	21
その他の公的機関が発行した合法証明書	22
原産地証明書	46
仕入れ先の納品書	22
船積み書類、請求書	24
その他	8

その他の公的機関が発行した合法証明書： K2(マレーシア) (2)、STLVS<sup>19</sup>(2)、SVLK<sup>20</sup>、GF3<sup>21</sup>、Information Statement、Export Permit、伐採証明書(2)

その他：EGAIS の確認(ロシア)(2)、RPP<sup>22</sup>(2) 、アメリカ広葉樹輸出協会(AHEC)、輸入協会団体認証に基づき購入先が発行する合法証明書、SGS Inspection Report、オークションの購入領収書/運搬証明書、自社木材調達方針に基づく DDS 結果

#### 5) 合法性証明書を受け取るタイミング (問 14)

輸入材の合法性証明書を受け取るタイミングについては、販売先からの求めに応じて求めたときが多く(45%)、次いで出荷とともに得ている事業者が多かった(24%)(表 57)。

表 57 木材等の輸入に際し、合法性証明書を受け取るタイミング

受け取りのタイミング		事業者数
自主的に求めた場合	木材等の出荷前	19
	出荷とともに	30
	後日	19
販売先からの求めに応じて求めた時		55
合計		123

<sup>19</sup> サラワク木材合法性確認システム

<sup>20</sup> インドネシアの木材合法性証明システム

<sup>21</sup> ブラジルの輸送許可証

<sup>22</sup> 米国の全米ウッドフローリング協会(NWFA)の Responsible Procurement Program

6) 合法性書類が提供されなかったケースの有無（問 20）

問 20 では、「最近 1 年間で、木材等の購入先の事業者に合法性を確認できる書類を求めたが、提供してもらえなかったことがあるかどうか」、さらに「あった」と回答した事業者に対しては「それを理由に取引しなかったことがあるかどうか」を質問した。前者に質問に対しては 106(=5+101)事業者、後者に質問に対しては 21(=2+19)事業者から回答を得た(表 58)が、問 12 と同様、前者の質問に回答せずに後者の質問にのみ回答した事業者が 8 事業者あった。これらは後者に回答すれば前者への回答は不要と判断した事業者の可能性はある。

「合法性を確認できる書類を求めたが、提出してもらえなかったこと」について「ある」と回答した事業者は 5 事業者であった。そのうち 2 事業者は、「それを理由に取引しなかったこと」については「ない」と回答した。また、前者の質問には回答せずに後者について「ない」と回答した事業者も 8 事業者存在した。このため合計 10(=2+8)事業者は要求した書類が提供されなかったにも関わらず取引を継続した可能性がある。

一方、2 事業者は、「合法性を確認できる書類を求めたが、提出してもらえなかったこと」は「ある」、それを理由として取引をしなかったことが「ある」と回答した。

表 58 合法性書類が提供されなかったケースの有無

		それを理由に取引しなかったこと			合計
		ある	ない	無回答	
合法性書類が提供されなかったこと	ある	2	2	1	5
	ない	0	9	92	101
	無回答※	0	8		
合計		2	19		

※:「それを理由に取引しなかったことがある」かどうかには回答すれば、「合法性書類が提供されなかったことがある」かどうかには回答不要と判断された可能性がある。

7) 輸入材の伐採国の把握（問 21）

木材製品を含む木材等の輸入に際して、木材等の輸入国と原材料となっている樹木が伐採された国(森林の所在国)が異なる場合、樹木が伐採された国(森林の所在国)は把握できているかについて、116 事業者から回答を得たが、18%にあたる 21 事業者が把握できない場合があると回答した(表 59、図 51)。その割合は CW 登録事業者よりも非登録事業者が、森林認証取得事業者よりも非認証事業者の方が高かった。ガイドラインについては非認定事業者よりも認定事業者の方が割合が高かった。

具体的な把握が困難な場合がある輸入先国等については、EU 諸国(個別のロットについて伐採



国が EU 内のどの国が特定できない)3、中国 1、ロシア 1 が挙げられた。

表 59 輸入材の伐採国の把握

	全事業者	CW		GL 団体認定		森林認証	
		登録	非登録	認定	非認定	取得	非取得
全て把握できている	21	39	47	89	6	34	56
把握できない場合がある	95	3	16	21	0	2	19
合計	116	42	63	110	6	36	75

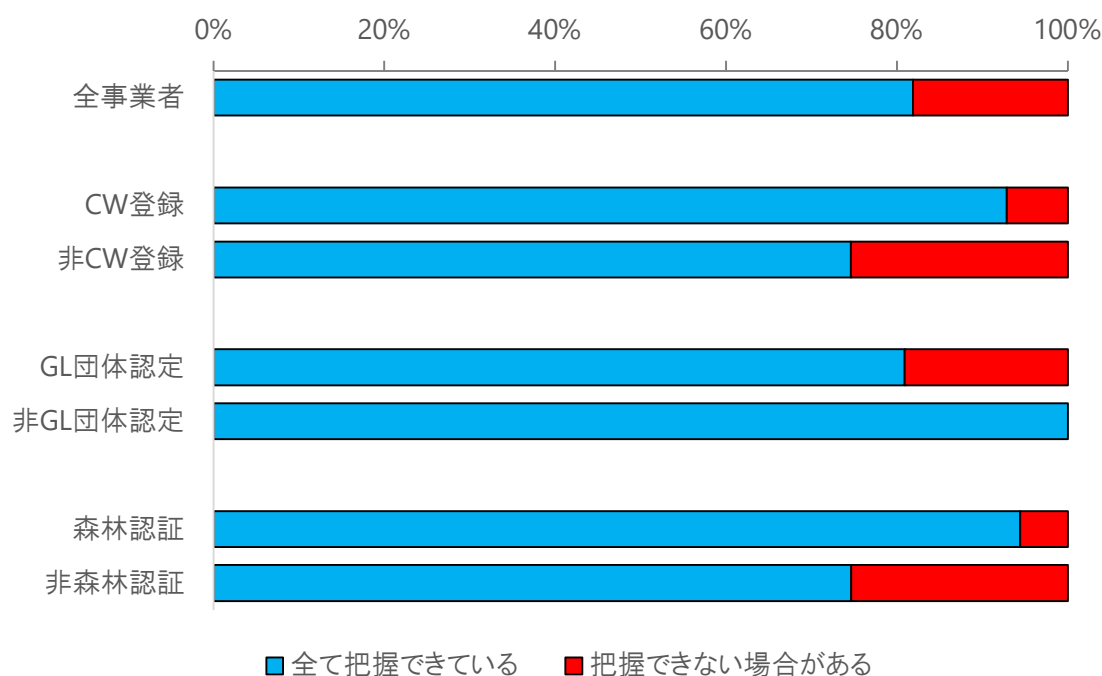


図 51 輸入材の伐採国の把握

#### 8) 合法性確認のための追加調査 (問 22)

追加で合法性確認のための調査(デュー・デリジェンス)を行ったことがあるかについて、130 事業者から回答を得たが、そのうち実施経験があるのは 10 事業者であった(表 60)。それらの全てはガイドライン団体認定を受け、森林認証を取得している事業者であった。また、8 事業者は CW 登録事業者であったが、2 事業者はそうではなかった。

追加調査の具体的な内容は以下のような回答があった。

- 社内に木材調達委員会を設置し、毎年(又は 2 年に 1 回)、合法性・持続可能性に関するアンケートを全調達先に対して実施

- 調達先の合法事業者認定書、FSC 認証書等を定期的に確認
- 調達先メーカーのサプライチェーンの確認
- 調達先等の現地調査

表 60 追加調査実施の有無

	全事業者	CW 法登録		GL 団体認定		森林認証	
		登録	非登録	認定	非認定	登録	非登録
追加調査を実施したことがある	10	8	2	10	0	10	0
ない	120	39	68	112	8	30	84
合計	130	47	70	122	8	40	84

#### 9) リスク情報入手の状況

合法性確認のために必要な輸入先国の違法伐採に係るリスク情報(法制度やデュー・デリジェンス、リスク等に関するもの)について、23 事業者は入手に努めていると回答した(表 61)。16 事業者(70%)や林野庁提供のクリーンウッド・ナビ、6 事業者は Fair Wood Partners などのサイトを挙げた。

表 61 合法性確認のために必要な輸入先国の違法伐採に係るリスク情報の入手の状況

入手の状況	事業者数
入手に努めている	23
クリーンウッド・ナビ	16
Fair Wood Partners などのサイト	6
その他	16
入手していない	98

※具体的な入手先については複数回答可

その他:取引先へのヒアリング(4)、現地情報や輸入国内での関連ニュース等(2)、合法木材ナビ、日合連が主催する合法木材研修会、Corruption Perceptions Index、NEPCon Timber Legality Risk Assessment、PEFC、FSC、TRANSPARENCY INTERNATIONAL のサイト等、本社の担当部署

## 6. 素材・製品の販売

### 1) 合法性確認の実施状況の販売先への伝達 (問 24)

合法性確認の実施状況(合法性確認を実施したか、合法性確認ができたか、合法性確認ができ

なかったか)を販売先に伝達しているかどうかについて、551 事業者から回答を得た。全体の 20%の事業者がクリーンウッド法で求められるように合法性確認が出来た場合にはその全量についてその旨伝達しており、11%はできなかった場合も伝達を行っていた。それらの割合は素材流通事業者、加工事業者、製品流通事業者の順で高かった(表 62、図 52)。一方、68%の事業者は販売先に求められた場合にのみ合法性に関する情報を伝達していた。

また、CW 法登録事業者は非登録事業者よりも、ガイドライン認定事業者は非認定事業者よりも、森林認証取得事業者は非取得事業者よりも、伝達している事業者の割合が有意に高かった(カイニ乗検定、 $p<0.05$ )。

表 62 合法性確認の実施状況の販売先への伝達

合法性確認の実施状況の販売先への伝達	全事業者	事業者タイプ		
		素材流通	加工	製品流通
合法性確認が出来た場合も出来なかった場合も、合法性確認の実施結果について伝達している	63	12	24	7
合法性確認が出来た場合にはその全量についてその旨伝達している	47	6	8	18
販売先に求められた場合には伝達している	377	25	81	157
伝達していない	64	4	16	28
合計	551	47	129	210

合法性確認の実施状況の販売先への伝達	CW 法登録		GL 団体認定		森林認証	
	登録	非登録	認定	非認定	取得	非取得
合法性確認が出来た場合も出来なかった場合も、合法性確認の実施結果について伝達している	19	40	55	6	19	42
合法性確認が出来た場合にはその全量についてその旨伝達している	19	25	46	1	16	31
販売先に求められた場合には伝達している	79	265	348	29	67	301
伝達していない	10	50	50	14	5	55
合計	127	380	499	50	107	429

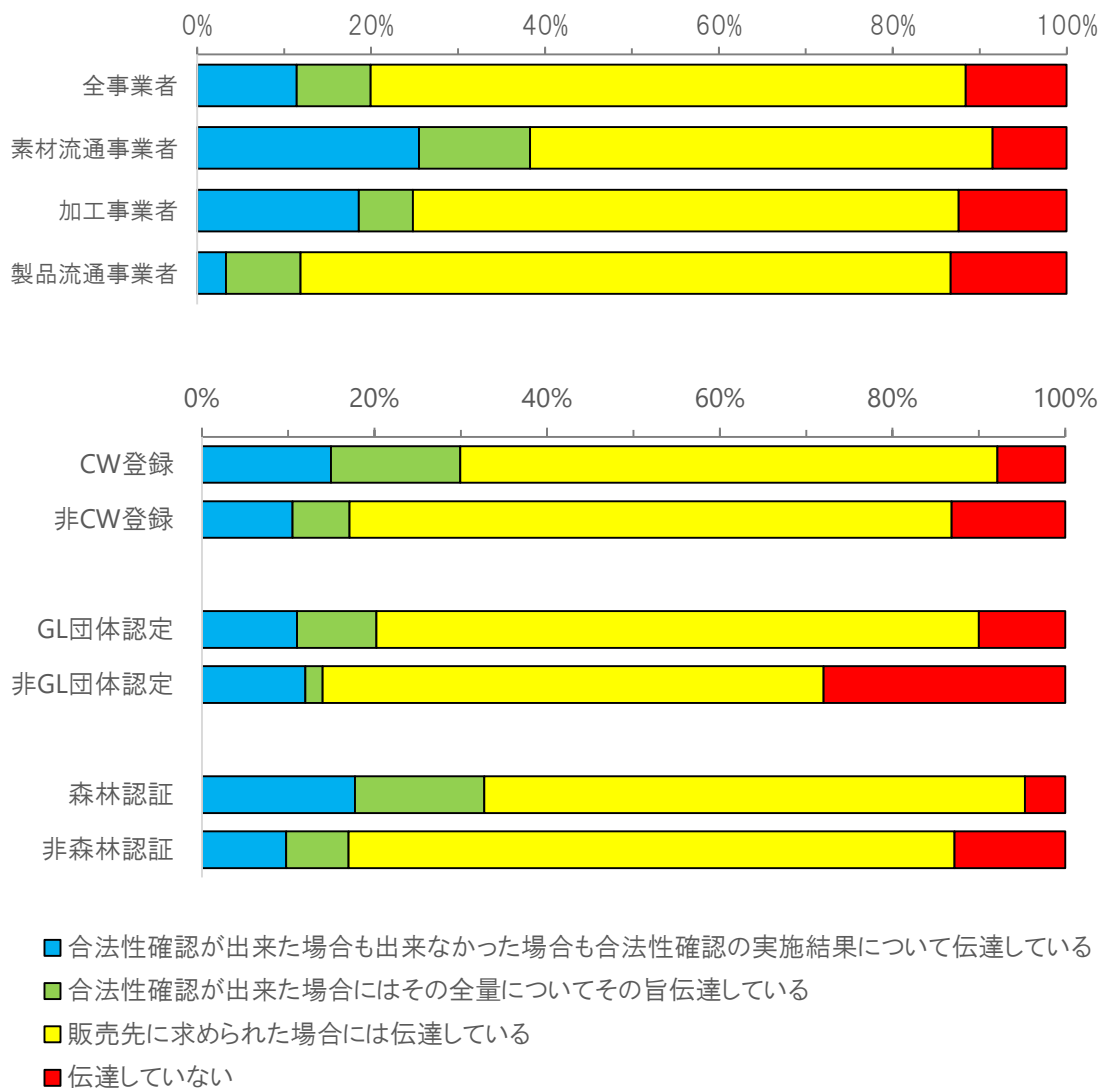


図 52 合法性確認の実施状況の販売先への伝達

## 2) 合法性確認の記録の作成・保存 (問 25)

合法性確認の記録の作成・保存を行っているかについて、504 事業者から回答を得た(表 63、図 53)。67%の事業者が記録の作成・保存を行っていた。

CW 法登録事業者は非登録事業者よりも、ガイドライン認定事業者は非認定事業者よりも、森林認証取得事業者は非取得事業者よりも、記録の作成・保存を行っている事業者の割合が有意に高かった(カイ二乗検定、 $p < 0.05$ )。

表 63 合法性確認の記録の作成・保存

	全事業者	事業者タイプ			CW		GL 団体認定		森林認証	
		素材流通	加工	製品流通	登録	非登録	認定	非認定	取得	非取得
行っている	336	36	92	111	93	226	311	23	90	243
行っていない	168	7	32	86	21	127	141	27	8	150
合計	504	43	124	197	114	353	452	50	98	393

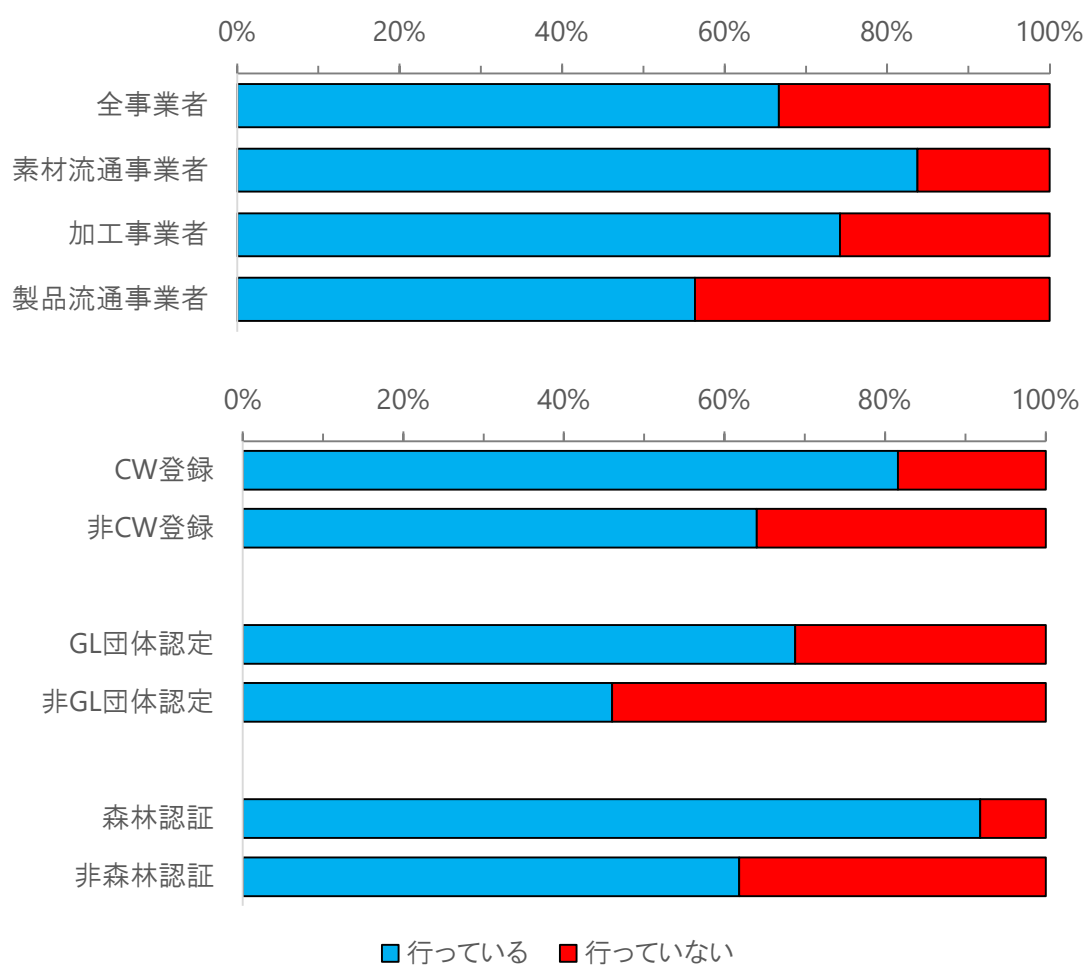


図 53 合法性確認の記録の作成・保存

### 3) 販売先からの、合法性の確認が実施できた旨の書類の提示の要求 (問 26)

販売先からの、合法性の確認が実施できた旨の書類の提示の要求については、550 事業者から回答を得た。71%の事業者は求められることがあると回答し、特に 7%の事業者は常に求められると

回答した(表 64、図 54)。

CW 法登録事業者は非登録事業者よりも、ガイドライン認定事業者は非認定事業者よりも、森林認証取得事業者は非取得事業者よりも、書類の提示が要求されると回答した事業者の割合が有意に高かった(カイニ乗検定、 $p < 0.01$ )。

表 64 販売先から、合法性の確認が実施できた旨の書類の提示を求められることがあるか

	全事業者	事業者タイプ			CW		GL 団体認定		森林認証	
		素材流通	加工	製品流通	登録	非登録	認定	非認定	登録	非登録
常時求められる	38	5	10	1	8	28	36	2	6	31
求められるときもある	354	33	87	131	89	234	328	24	83	263
求められることはない	158	7	35	77	28	119	133	25	16	135
合計	550	45	132	209	125	381	497	51	105	429

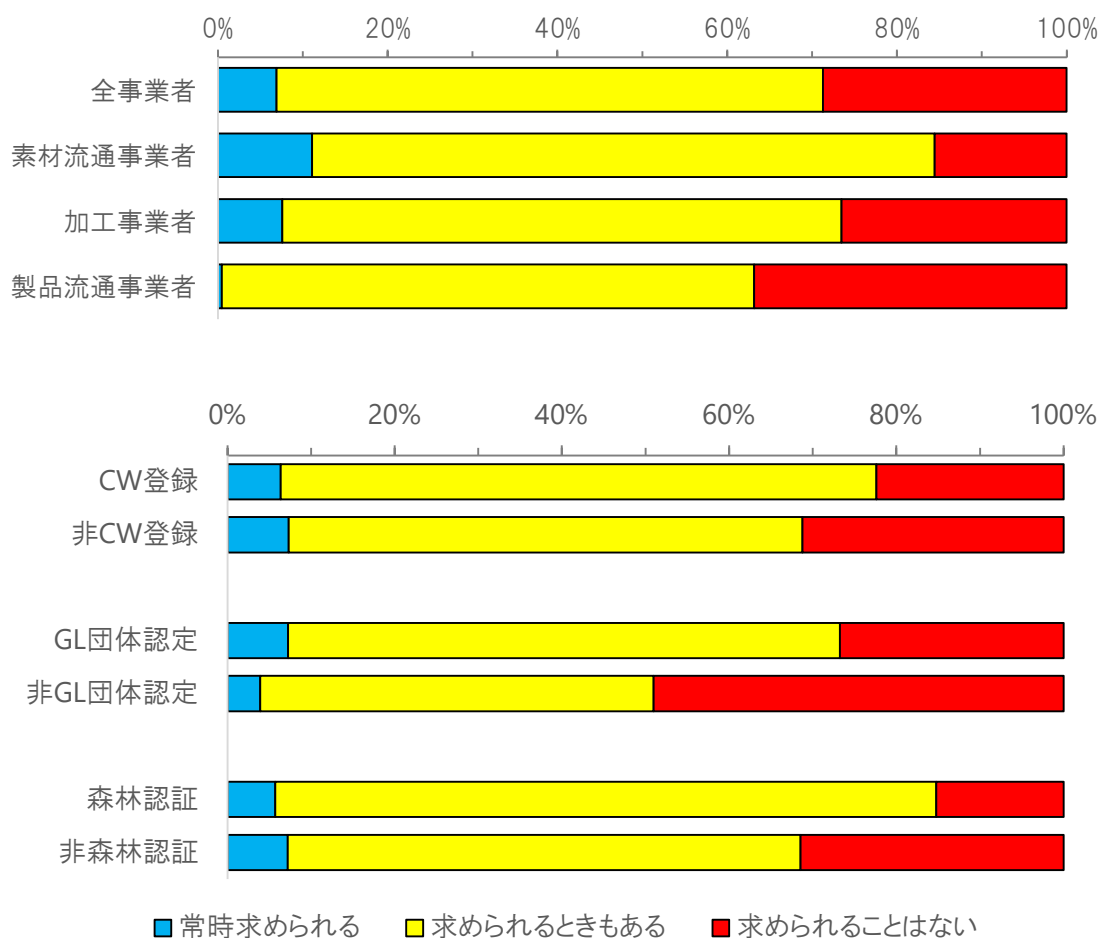


図 54 販売先から、合法性の確認が実施できた旨の書類の提示を求められることがあるか

## 7. クリーンウッド法

### 1) クリーンウッド法の認知 (問 27)

2017年に施行されたクリーンウッド法の認知について、621事業者から回答を得た。全体の93%がクリーンウッド法について認知し43%はその内容についても理解していると回答した。

事業者タイプ間では素材流通事業者で内容までの認識率がやや高かったが、大きな違いはなかった(表 65、図 55)。

クリーンウッド法事業者登録、ガイドラインに基づく団体認定、森林認証取得の有無別では全て有意に理解に差があり(カイニ乗検定、 $p < 0.05$ )、登録/認定/認証を得ている事業者の方が、そうでない事業者よりも理解していると回答した事業者が多かった。

表 65 クリーンウッド法についての理解度ごとの事業者数

クリーンウッド法についての理解	全事業者	素材流通事業者	加工事業者	製品流通事業者
内容についても理解している	269	26	63	93
聞いたことはあるが内容は把握していない	307	20	85	112
知らない	48	6	12	18
回答数	621	52	160	223

	CW		GL 団体認定		森林認証	
	登録	非登録	認定	非認定	登録	非登録
内容についても理解している	109	141	250	17	79	179
聞いたことはあるが内容は把握していない	24	256	276	29	33	267
知らない	0	43	35	12	2	44
回答数	133	440	561	58	114	490



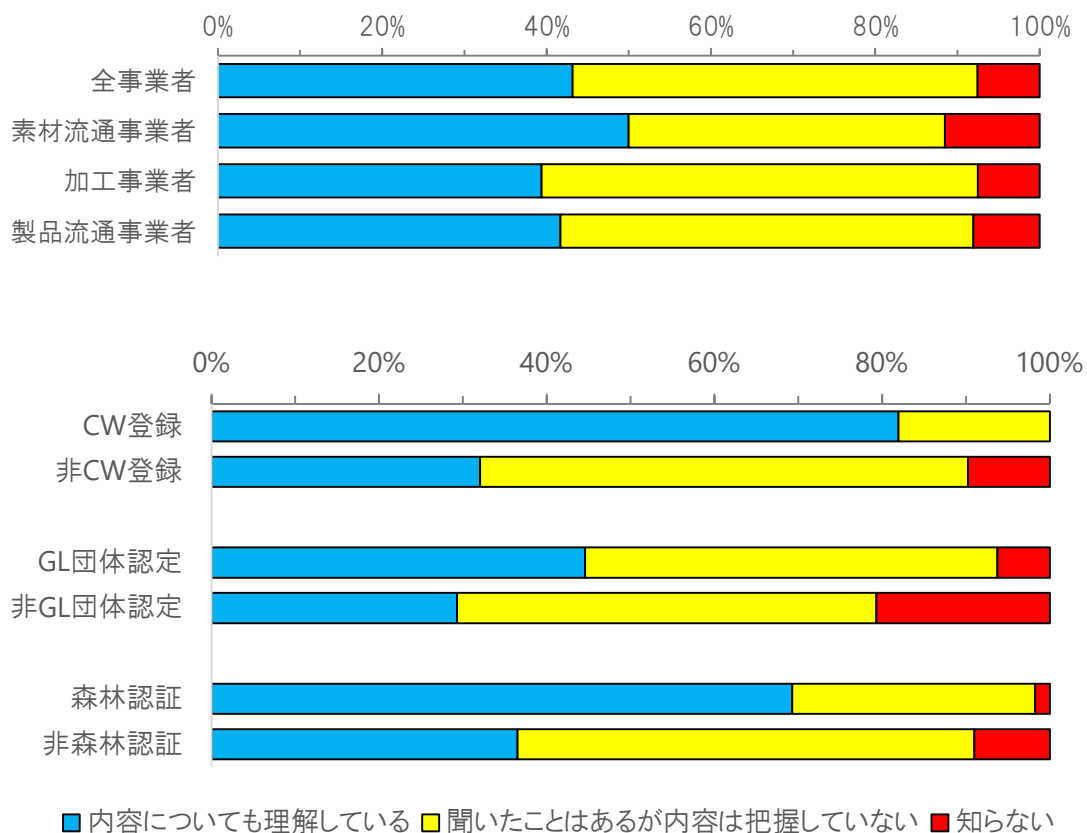


図 55 認定タイプごとのクリーンウッド法についての理解度ごとの事業者の割合

## 2) クリーンウッド法施行以後の、木材の合法性確認を求められることの増減 (問 28)

クリーンウッド法が施行された 2017 年以降、木材の合法性確認を求められることは増えたかについて、613 事業者から回答があった。このうち増えたと回答した事業者は 20%にあたる 125 事業者であった。事業者タイプ間で比較すると、素材流通事業者、加工事業者、製品流通事業者の順に増えたと回答した事業者の割合が多かった(表 66、図 56)。

クリーンウッド法登録事業者と非登録事業者は増減ごとの事業者数が有意に異なっていた(カイニ乗検定、 $p < 0.05$ )が、ガイドラインに基づく団体認定、森林認証取得の有無別では有意な差はなかった。

なお問 31 で「問 28 で高まったと回答したが、五輪需要後は大幅に減った。大手ゼネコンの注文者は木材の調達基準への理解度が低い。」と回答する事業者もあった。

表 66 クリーンウッド法施行以降の、木材の合法性確認を求められることの増減

	全事業者	素材流通事業者	加工事業者	製品流通事業者
増えた	125	14	33	36
変わらない	482	35	123	182
減った	6	1	1	0
合計	613	50	157	218

	CW		GL 団体認定		森林認証	
	登録	非登録	認定	非認定	取得	非取得
増えた	40	76	117	7	31	87
変わらない	95	345	435	44	82	387
減った	0	5	5	1	1	5
回答数	135	426	557	52	114	479

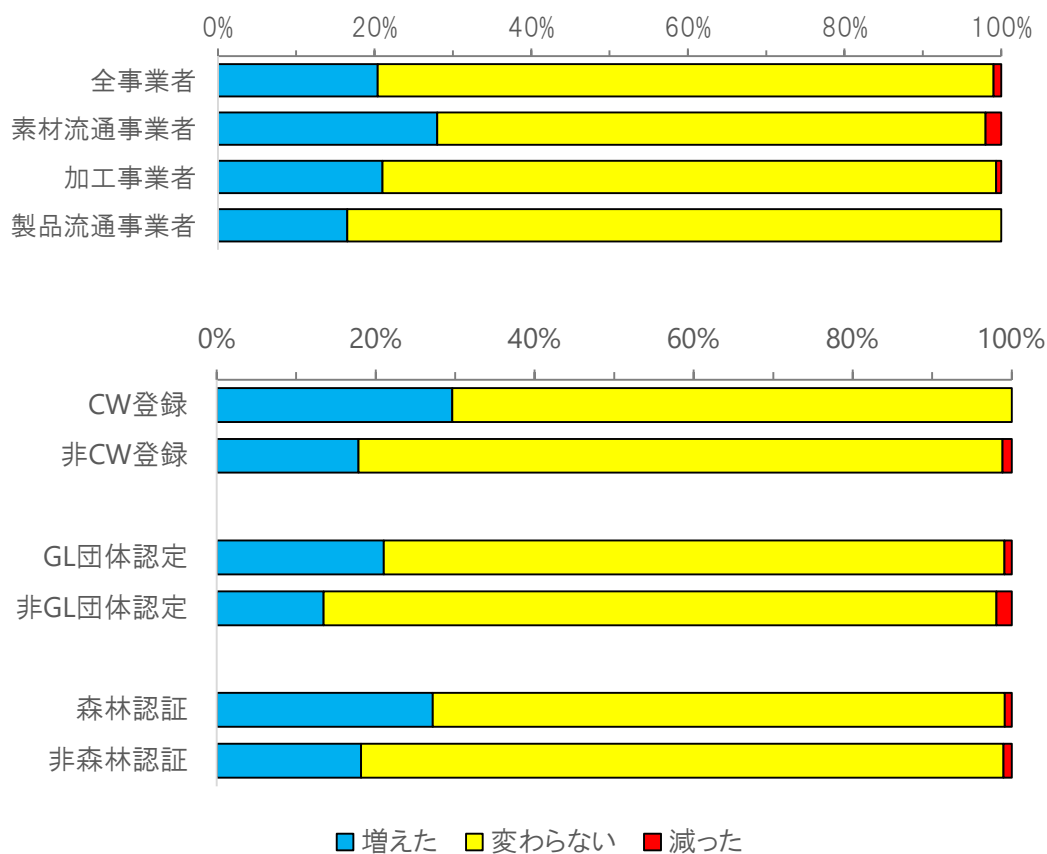


図 56 クリーンウッド法施行以降の木材の合法性確認を求められることの増減

3) 木材を販売する際に合法性を担保して販売することの重要性（問 29）

木材を販売する際に合法性を担保して販売することが重要だと考えているかについて、601 事業者から回答を得た。74%の事業者が重要であると回答した。素材流通事業者で重要と考えている事業者の割合が多く、加工、製品流通事業者でやや少なかった（表 67、図 57）。

クリーンウッド法事業者登録、ガイドラインに基づく団体認定、森林認証取得の有無別でみると、それぞれ登録／認定／認証を得ている事業者の方が、そうでない事業者よりも有意に重要だと考えている事業者が多かった（カイニ乗検定、 $p < 0.05$ ）。

表 67 木材を販売する際に、合法性を担保して販売することが重要だと考えているか

	全事業者	素材流通	加工	製品流通
考えている	442	46	100	150
考えていない	159	5	53	68
回答数	601	51	153	218

	CW 法登録		GL 団体認定		森林認証	
	登録	非登録	認定	非認定	取得	非取得
考えている	115	290	408	31	98	334
考えていない	19	129	139	20	15	138
回答数	134	419	547	51	113	472

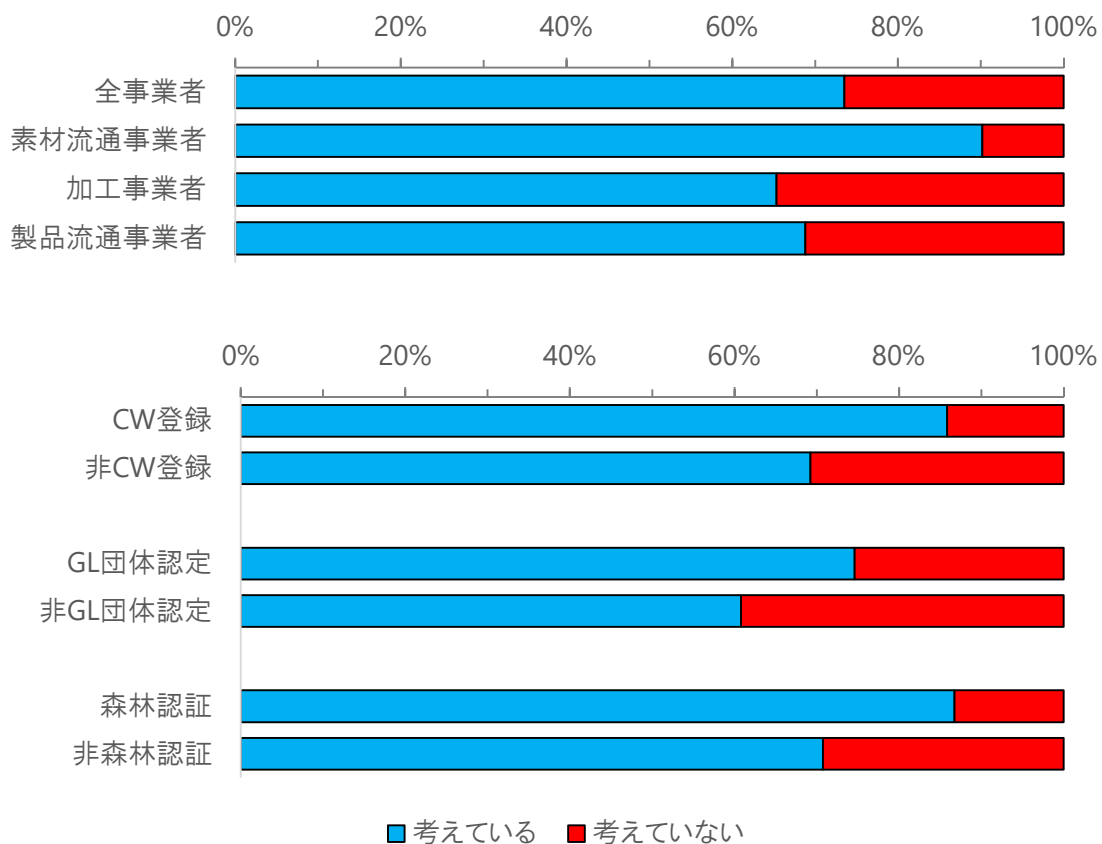


図 57 木材販売の際の合法性を担保することの重要性の認識

#### 4) クリーンウッド法施行後の、木材の合法性を担保する意識の変化 (問 30)

クリーンウッド法が施行された 2017 年以降、木材の合法性を担保する意識は高まったかについて、610 事業者から回答を得た。34%の事業者は高まったと回答したが、56%の事業者は変わらないと回答した(表 68、図 58)。また業者タイプ間の差は少なかった。

クリーンウッド法登録事業者と非登録事業者は増減を回答した事業者数が有意に異なっていたが(カイニ乗検定、 $p < 0.05$ )、ガイドラインに基づく団体認定、森林認証取得の有無別では事業者数に有意な差はなかった。

表 68 クリーンウッド法が施行された 2017 年以降、木材の合法性を担保する意識が高まったか

	全事業者	素材流通	加工	製品流通
高まった	207	18	45	67
変わらない	399	32	110	150
下がった	4	0	1	0
回答数	610	50	156	217

	CW 法登録		GL 団体認定		森林認証	
	登録	非登録	認定	登録	非登録	認定
高まった	67	124	191	14	46	152
変わらない	66	299	358	39	65	323
下がった	0	3	3	1	1	3
回答数	133	426	552	54	112	478

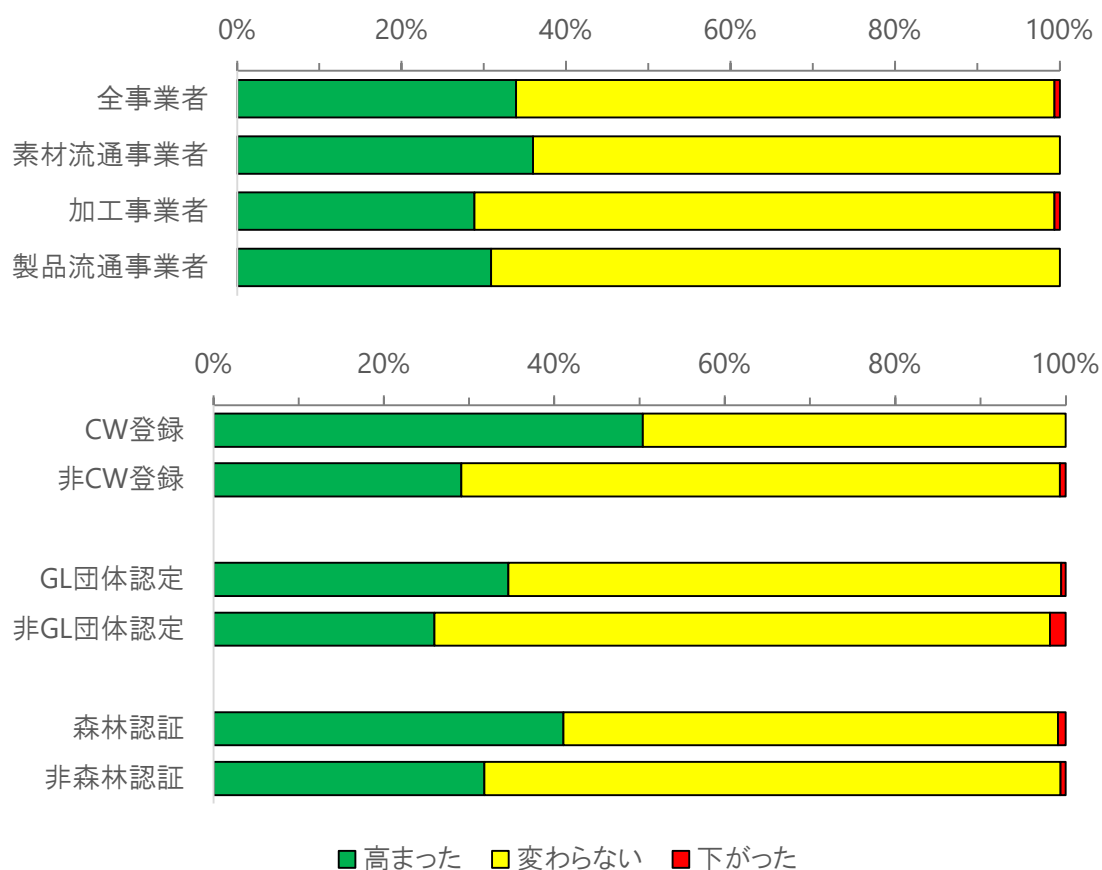


図 58 クリーンウッド法が施行された 2017 年以降、木材の合法性を担保する意識が高まったか

## 8. 合法性確認を行っていく上での課題や障害（問 31）

合法性確認を行っていく上で、課題、障害となっていることについて、155 事業者から回答を得た。以下の回答の一部は、問 32(クリーンウッド法をどう評価しているか、クリーンウッド法が抱える課題についての考え)に回答されたもののうち、合法性確認に関するものも含めた。また逆に問 31 に対する回答のうち、クリーンウッド法をどう評価しているか、クリーンウッド法が抱える課題についての考えに関するものは次項に記述した。

52 事業者は、課題や障害は「ない」と回答した。規模が大きいサプライヤーは、当然のように森林認証を取得している、現時点での取引先は合法性が担保できていることが条件になっている、合法木材の使用はすでに常識的になっているなどの理由で障害はないと回答した事業者もあった。一方、単に販売先から合法性確認を要求されないために課題がないという回答もあった。

合法性の確認については以下の課題が挙げられた。

- 合法性の定義の範囲が明確に定められていないので何を確認しなければならないのか、何を仕入先に求めなければならないのかわかりにくい。クリーンウッド・ナビを見てもルールがわかりづらい。複雑で進めにくい。
- 確認が難しい調達先、品目がある。：材料納品時に合法性とわからず、後の書類で確認出来る事が有る伐採現場からの木材。運送業者を介しての持込みの場合。銘木。様々なアイテムを複数のルートから経由して集めるなどの場合、また仕入れた原料を様々な加工したり、仕分けして販売したりする場合。長期在庫品。商品に使用されている紙等。
- 調達先から合法性証明書類を得ることが難しいことがある。：調達先が商品の合法性を表示していない、販売先から求められなければ、証明書を発行しないケースがある。
- 下請事業者の木材の取扱いについての合法性確認が難しい。
- 合法性を確認する手段が納品書などの「紙」ベースなので、確認・管理に手間がかかる。それぞれの団体、協会等が認定を行っているため一貫性がなく手間がかかる。書類の型式が定まっているのかわからない。またこれらの改善策として、WEB で確認・管理できるシステム構築、全ての事業者が電子化で管理する体制整備を希望する意見があった。

特に国産材の確認の課題として以下の回答があった。

- 調達先から合法性書類が提供されない。：素材生産事業者がほとんど木材の合法性について意識していないので、書類が提出されない。工事関係など、立木を伐採する時には、伐採届が必要ということ知らない事業者も存在する。支障木、庭木や家の近くにある木、墓地にある木、道の横にある木が大きくなって危険になった為に処分される立木は届出なしに処理されている。流通業者の場合、販売先から求められる証明書は実際に使用した(本)単位だが、仕入の際は(山)単位なので、仕入元も含めた証明書を求められても小売分の証明書はもらえない場合がある。
- 原木市場及び素材生産業の方々の意識がまだまだなので納品書や請求書等にわかりやすく表示してほしい。

特に輸入材の確認の課題として以下の回答があった。

- 各国について具体的にどの書類を確認すれば合法性が担保されるか、明確にされないと合法性確認が難しい。事業者に判りやすい最低限の明確な基準を示してもらった必要性が感じられる。
- 中国、ロシア、東南アジア諸国等、調達先に日本が求める書類がない、合法性確認団体が無い場合がある。特にニレ、タモ等の堅木類集成材材流通商品は合法性が確認できない中国産の商品が多く、合法性の確認ができる物が少ないが、公共物件等の加工納材にて樹種の指定がタモ、ナラ等が有り選定に苦労する。
- 海外仕入先とのやり取りに時間がかかる。製材会社が海外のとき、現地語の WEB サイトしかないことがある。英、中国語などはよいが、ロシア語は google 翻訳しても分かりにくい。
- 製品生産国と原材料伐採国が異なる場合、直接商取引上の接点がない国が原材料伐採国となるケースも多く、合法性確認が難しくなる。特に原材料伐採国が高リスクと言われる国、地域であった場合 DDS の頻度を上げる必要が生じ、駐在員の派遣等、事業者の負担が大きくなる。
- 合法性について自社で調査するには限界がある。そのため現地(サプライヤー)からの情報に頼らざるを得ない。
- 合法性確認などのために提供されているクリーンウッド・ナビに対し、以前に比べて充実してきたものの、合法性を証明する書類などの明確な提示がなく、事業者任せとなっている。今後、CW ナビで示されている情報の経年劣化が進むことが予想され、適切なサイクルでの情報のアップデートが求められる、などの意見があった。

また、書類の確認や証明書の発行等の事務作業のコストが多いのが課題であると回答する事業者も多かった。合法木材、森林認証、各自治体におけるもの等、多種類の証明制度があり確認のコスト増になっている、統一して欲しいとの意見も多かった。

一方、納品書に記載してあれば合法材だと信じる、というクリーンウッド法のシステムがおかしいと思う。現在の様に商品が不足している時に、書類がどうのこうの言っている余裕はないという意見もあった。

## 9. クリーンウッド法の評価、クリーンウッド法が抱える課題についての考え (問 32)

クリーンウッド法をどう評価しているか、クリーンウッド法が抱える課題について考えについて、153 事業者から回答を得た。27 事業者は特になしと回答した。

肯定的な意見として、基本的なところで体系化され、対象製品と非対象製品の区別が明確で、運用しやすい。違法伐採を防止する上で有効だと考える。流通において安心して販売できる。世界的な SDGs 達成のために、クリーンウッド法による合法伐採木材の取扱いは、非常に重要なものであると認識している。環境保全、温暖化対策として違法伐採を無くす事は必要なことなので評価している。事実上国内においては森林認証(PEFC、FSC)が機能していないので、それに代わる合法性証明機能として、評価できる。などの回答があった。

課題として事業者の認知不足を挙げる回答が多かった。：森林保有者が法の範囲を理解する必要がある。大部分の木材流通業者のクリーンウッド法に対する認識が低い。理解と認識を高めていかないと森林認証を含めてその価値を上げる事ができない。登録業者の負担金等を考慮すれば、その価値を高めていかないと制度として成り立たないのではないか。

またクリーンウッド法の理解が難しい、県等が催す説明会等がコロナ禍で開催できないため、内容を理解することが難しくなっている。国内の枠組と海外の輸入材の流通がまざっていてわかりづらい。合法伐採木材は国内ではすでに一般的になりつつあるかもしれないが、海外は産地により差が大きいイメージ、との回答もあった。

さらにこれらの解決策として、組合等小規模での研修が必要。個人及び数人程度の会社でも参加できるように、たくさん研修をお願いしたい。県木連などのセミナーがある時は、造園、工事業者などにも参加を呼び掛けるべき、などの意見があった。

また消費者の認知不足を挙げる回答も多かった。：消費者への認知を更に進めて頂き、環境価値を高めて頂きたい。官民一体で普及活動が必要。SDGs の取り組みの一つとして、クリーンウッド法が周知されるような努力がされるべき。家電製品等における省エネ度合いを示す☆☆☆☆などのラベリング制度等を参考に合法伐採を示すラベリング制度を設けたり、一般ユーザーへの認知度を上げる普及活動の展開をされたりすることを希望する。ウッドショックで木材業界に視線が集まっているこの時期にプロモーションをするのが良い。

合法木材、森林認証、地産材証明等、類似の制度との整理を求める事業者も多かった。：従来の事業者認定があるのに何故クリーンウッド法が必要なのか疑問。何が違うのかを明確にしてほしい。ネットで調べてもわかりやすいものが無い。森林認証に代わる制度、法律としてメリット、デメリットを含め確立して欲しい。根本的に合法であることが証明されていれば良いのではないだろうか。追加でコストがかかる仕組みは関わる大半の人にとってデメリットしかなく、もっとフレキシブルな運用とするか、合法性確認に関する仕組みを一本化しなければ何ら価値のない取り組みとしか感じられない。合法木材からクリーンウッド法に移行させるインセンティブが働く取り組みが必要と考える。

インセンティブ、ニーズ不足を課題とする回答も多かった。：公共物件やグリーン化事業助成を申請する物件、構造材等以外で合法性を担保した木材製品を求められるケースがほとんどない。クリーンウッドに基づく注文がない。合法であることを証明しても商品に付加価値が付かないため認知度も必要性も高まりにくい。輸入材の場合、国産材とも違って原産地が特定できてエンドユーザーに何のメリットがあるのか訴求力が弱い。合法証明を取れた製品と取れていない製品の売り上げはクリーンウッド法施行前と変わらない。個人住宅(主に戸建て住宅)の必要条件にならなければ普及は難しいと思う。このため、クリーンウッド法を活用する利益が無い。管理等、手続も含め、現状の利益で経費を捻出できない、という意見があった一方、今後輸出促進に向けてはその重要性は増してくると考える、という回答もあった。

またクリーンウッド法の木材関連事業者登録制度についても、ニーズ不足を挙げる事業者が多かった。：事業者登録をすると、何もインセンティブが無いにもかかわらず、登録手続きなどのコストだけが増える。一般住宅での材料提供では、クリーンウッド法の登録事業者である必要性がなく、事業者登



録をしていない事業者が何かデメリットを感じているとも思えない。

またコスト面の課題として、登録事業者の年次報告のための負担が大きいという意見もあった。

- 毎年、実績報告を求められるが原材料伐採国/樹種/木材の種類で集計となり、日常業務では使わない資料で、クリーンウッド法の年度報告専用に集計をするため負担が大きい。登録事業者が日常業務でも使用できるような集計にすべき。事業者登録する際も、木材の種類ごとに合法性の確認方法、取扱い数量等を事業者側で明示しての登録となるので、取扱い品目が多いと登録時の負担が大きい。今まで取り扱っていなかった木材を新たに取扱うと追加申請が必要になる。2種については、さらにサイトごとの登録が求められ、拠点数が多い事業者は登録費用などの負担も増える。国の方で、登録事業者が全ての木材の種類に対して守るべき条件/合法性の確認方法等を明示し、それを守ることができる事業者を法人単位で登録した方が良いのでは。サイトが増えた、取扱う木材の種類が増えたなどの理由で都度追加申請するなど止めた方が良いのでは。
- 特に市場会社のように、多数の入荷先や販売先を抱えており、且つ多量の木材を取り扱う流通形態をとっている会社の場合、実績報告の事務処理が大変煩雑になり、とても負担が大きくなってしまふ。

これらの改善策として、次のような意見もあった。登録事業者について森林経営管理法などでの選定する際の加点要素にする等の何か素材生産や森林整備においてプラスに評価されるような仕組みがほしい。これからの時代で大事な仕組みなので補助金だけではないにか事業を推進するような制度設計があればありがたい。

また特に国産材について国内では違法伐採がないとの認識に基づき、クリーンウッド法は必要ないのではと意見もあった。

一方、違法伐採を防ぐには現在のクリーンウッド法では不十分であるとする回答もあった。：違法伐採を防ぐ規制としては不十分である。努力義務で罰則がない。強制力がない。現状のDDSの仕組みでは合法木材事業者認定制度よりも合法性の確認精度が低くなりうる。逆に違法伐採の合法化に協力しているような気がする。また単に中小企業の多い木材業への締めつけのような感じがする。

またクリーンウッド法やその運用の修正についての回答もあった。

- 国外品については輸入業者が、国内品については伐採業者及び問屋が認定を受けると思う。小売の流通に届くものはすべて合法木材になるよう川上の方々に努力して頂けると助かる。外国産材について、もっと取り締まった方が良くと思う。いくつも確認法があれば確認が難しいので輸入業者伐採業者に義務付けを徹底すべき。
- 一般のお客から求められないので、国が丸太から管理していれば問題ないと思う。

その他、ウッドショックが続いている昨今、一応過去に取引のある業者通しで購入しているので問題ないが材料の高騰が長引けば違法伐採の材料が出回っても不思議ではないと思う、という意見もあった。

## 第4章 第2種木材関連事業を行う建築建設関係事業者へのヒアリング調査

### 摘要

- 8 建築建設関係事業者に対してヒアリング調査を行った。うち CW 法登録事業者、林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給認定事業者はともに 3 事業者であった(2 事業者は重複)。
- 建築建設関連事業のみを行っている事業者は 2 事業者のみで、他の 6 事業者はその他の木材関連事業も行っていた。
- 4 事業者は合法性に関する調達方針を有していた。調達方針の有無について回答の無かった 2 事業者も合法性の確認は行っており、他方で、調達方針を有している 4 事業者のうち 1 事業者は合法性の確認を行っていなかった。
- 2 事業者は、国内外のサプライヤーと売買契約を結ぶ際に、合法性に関する何らかの取り決めを契約書に盛り込んでいた。
- 合法性の確認を行っていた 5 事業者のうち 2 事業者は合法性確認に時間的な追加コストがかかっていると回答した。
- 第二種木材関連事業において、直接のサプライヤーのさらに上流まで遡って合法性確認を行っていたのは 2 事業者であった(うち 1 事業者は認証材についてのみ)。
- 第二種木材関連事業の中で合法性確認が難しい木材として、アフリカ産銘木、南洋材製材や合板、中国や東南アジアからの建材(フローリング含む)、ブラックウォールナット、昔から在庫として置いてあるものが挙げられた。
- 分別管理は、合法性の確認を行っている 5 事業者のうち 3 事業者が行っていた。
- クリーンウッド法に関する情報の入手方法としては、業界団体などによるセミナーへの参加(6 事業者)が最も多く、CW ナビなどインターネットから(3 事業者)が続いた。
- 登録の理由としては「自社の社会的評価の向上(2 事業者)」等が挙げられた。
- 非登録の理由としては「販売先・消費者への自社の製品のアピールになるとは考えにくい(4 事業者)」、「自社が CW 法の登録制度をよく理解していない(3 事業者)」、「自社の社会的評価の向上その他メリットが得られるとは考えにくい(2 事業者)」が挙げられた。

### はじめに

平成 30 年度、令和元年度事業では原木市場、製材工場、家具製造、建築・建設等の木材関連事業者に対するヒアリング調査を実施したが、本年度は建築・建設事業者に絞ってヒアリング調査を実施した。建築・建設事業者は、クリーンウッド法の「木材関連事業者」に含まれるが、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年)」に基づく「森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者」の対象ではなかったため、クリーンウ

ツド法に対する認知が他の木材関連事業者より低いことが過年度調査より明らかになっている。

## 調査方法

調査を効率的に進めるため、事前に質問票(Appendix3)を作成した。本事業の調査内容と質問票の対応は表 69 のとおりである。なお本年度の調査対象は建築・建設関係事業者のみとなったが、調査票の変更はせず、該当する項目のみヒアリングを行った。

表 69 調査内容と質問票項目の対応

調査内容の項目	質問票の項目
<b>ア 第一種木材関連事業を行う者の取り組むべき措置</b>	
取り扱う木材(国産材、輸入材)の合法性の確認(追加的措置を含む)の方法	3.1.4、3.2.1-3.2.8、3.3.1-3.3.7
木材の譲り渡しの措置(譲り渡す際に納品書等に合法性の確認ができた旨を記載)の方法	5.1.2-5.1.5
合法性の確認できた木材と確認できていない木材の分別管理の方法	4.1.1-4.1.2
記録の保存の方法、責任者の設置の状況	3.1.5
取り組むべき措置に関する課題等	3.2.9、3.3.8
<b>イ 第二種木材関連事業を行う者の取り組むべき措置</b>	
取り扱う木材の合法性の確認(購入元の書類の確認)の方法	3.4.1-3.4.5
木材の譲り渡しの措置(譲り渡す際に納品書等に合法性の確認ができた旨を記載)の方法	5.1.2-5.1.5
合法性の確認できた木材と確認できていない木材の分別管理の方法	4.1.1-4.1.2
記録の保存方法、責任者の設置の状況	3.1.5
取り組むべき措置に関する課題等	3.4.6

ヒアリングの対象事業者は、全国各地の8事業者とした(表 70)。そのうち3事業者がCW法登録事業者であった<sup>23</sup>。

ヒアリングは令和3年(2021年)9月14日から10月21日の間に実施した。事前に質問票を送付し、基本的な回答を得ることにより、ヒアリングでは項目を絞って質問を行った。収集した情報をもと

<sup>23</sup> なお30年度事業ではヒアリング対象38事業者中24事業者、令和元年度事業では28事業者  
中7事業者が登録事業者であった

に、各項目について事業者の取組状況を整理、分析した。

表 70 ヒアリング対象事業者の概要

業種	事業者数	CW 法登録事業者数	所在都道府県
建築・建設	8	3*	東京都、新潟県、愛知県、滋賀県、 大阪府、広島県、愛媛県、徳島県

\* 3 事業者の内訳は、「1 種と 2 種取得」が 2 事業者、「2 種のみ」が 1 事業者

## 結果

### 1. 事業者の概要（問 1.1.3～問 1.1.5、問 1.1.8、問 1.1.10）

ヒアリングを実施した 8 事業者の事業内容等の概要を表 71 に示す。8 事業者のうち、2 事業者は建築・建設事業のみを行っていたが、6 事業者は建築・建設以外の第二種木材関連事業も手掛けており、その詳細は、木材加工（製材、プレカットなど）が 3 事業者、木製家具製造が 3 事業者、木材製品の国内流通が 3 事業者、木材・木材製品の消費者向け小売が 1 事業者、その他の木材・木材製品を扱う事業が 1 事業者であった。

また、建築・建設以外の第二種木材関連事業も手掛けていた 6 事業者のうち 2 事業者は、第一種木材関連事業にも従事していた。その詳細は、1 事業者は自社林を保有し、自社で伐採、流通も手掛け、木材・木材製品の輸出入双方に従事していた。もう 1 事業者は主に建築材料となる製材品の輸入を手掛けていた。

また、建築・建設以外の第二種木材関連事業も手掛けていた 6 事業者のうち 2 事業者は自社による建築・建設事業のための加工のみで外部販売は行っていなかったが、4 事業者は外部販売も行っていた。

8 事業者のうち、林野庁ガイドラインに基づく団体認定を取得していたのは外部販売も行っている 3 事業者、CW 法の登録を行っているのは 3 事業者（うち 2 事業者は第一種と第二種の両方、1 事業者は第二種のみ）であった。

また、森林認証は外部販売を行っている 1 事業者、行っていない 1 事業者が取得していた。県産材認証を取得している事業者はなかった。

表 71 ヒアリング対象事業者の概要

No.	所在地	事業内容				従業員数規模*1	資本金規模*2	2020年度売上高規模	CW法登録		GL認定*3	森林認証*4
		第一種	第二種(建築以外)	第二種(建築)	外部への販売				第一種	第二種		
1	東京都	-	○	○	○	3	2	4	-	○	-	○
2	新潟県	-	-	○		3	2	5	-	-	-	-
3	愛知県	-	-	○		2	2	4	-	-	-	-
4	滋賀県	-	○	○	○	2	2	3	-	-	○	-
5	大阪府	○	○	○	○	3	3	5	○	○	○	-
6	広島県	-	○	○		2	2	3	-	-	-	○
7	徳島県	○	○	○	○	2	2	4	○	○	○	-
8	愛媛県	-	○	○		2	2	4	-	-	-	-

\*1: 従業員数規模: 1: 1~9人、2: 10~99人、3: 100~999人、4: 1000人以上。空欄は回答が得られなかったもの。

\*2: 資本金規模、売上高規模 1: 100~999万円、2: 1000~9999万円、3: 1~9億円、4: 10~99億円、5: 100億以上。空欄は回答が得られなかったもの。

\*3: 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく団体認定を受けた事業者。

\*4: FSC(森林管理協議会)認証、PEFC(PEFC 森林認証プログラム)認証、SGEC(緑の循環認証会議)認証など

各事業者の規模は、従業員数 21~400人、資本金 2000万円~4億円、2020年度売上高 5億円~320億円であった。また、ウッドショックの影響を確認すべく、「過去5年間の変化」を質問したが(問1.1.5)、「ほぼ横ばい/変化なし/影響なし」が5事業者、「減収」が1事業者あった。そのほか、「ウッドショックで売値が上がった」が1事業者、「バイオマス発電を始めたため増収傾向」も1事業者あった。

各事業者が所属する業界団体を表72に示す。各事業者とも中央団体や地方団体、その他に所属しており、いずれの団体にも加盟していない事業者はなかった。また、4事業者の所属している団体には合法木材供給事業者認定団体が含まれていた。一方で8事業者全てが所属していた団体はなく、複数の事業者が所属していた団体は以下の4つのみであった。

- (一社)日本ツーバイフォー建築協会： 3 事業者
- (一社)日本木造住宅産業協会、(一社)JBN・全国工務店協会、(一社)日本 CLT 協会： 2 事業者

表 72 各事業者が所属する業界団体

No.	所属業界団体
1	(一社)日本ツーバイフォー建築協会、(一社)日本木造住宅産業協会、(一社)日本木造耐火建築協会、(一社)日本 CLT 協会、(一社)全国 LVL 協会、(一社)木を活かす建築推進協議会
2	新潟県建設共同組合、新潟県建築士事務所協会
3	(公財)日本住宅・木材技術センター、(一社)プレハブ建築協会、愛知県設計事務所協会、愛知県建築士協会
4	滋賀県木材協会、日本木材青壮年団体連合会、(公社)滋賀県建築士会、(一社)滋賀県建築士事務所協会、(一社)JBN・全国工務店協会、(一社)全国古民家再生協会、(一社)日本伝統再築士会、全国伝統耐震診断連合会、滋賀県宅地建物取引業協会
5	(一社)日本ツーバイフォー建築協会、日本ツーバイフォーランバーJAS 協議会、(一社)日本木造住宅産業協会、(一社)大阪府木材連合会、(一社)日本林業経営者協会
6	(一社)日本 CLT 協会、(一社)全国 LVL 協会
7	(一社)日本ツーバイフォー建築協会
8	(一社)JBN・全国工務店協会、(一社)愛媛県中小建築業協会

下線を引いた団体は合法木材供給事業者認定団体

## 2. 木材・木材製品の調達

### 1) 木材・木材製品の入荷・調達先 (問 3.1.1)

各事業者の木材・木材製品の入荷・調達先について表 73 に示す。「国内の原木市場や商社などの木材関連事業者から調達」には 8 事業者すべてから回答があった。「海外のサプライヤーから直接調達」が 2 事業者、「自社が国内で所有している森林から調達」が 1 事業者の回答があった(第一種木材関連事業も行っている事業者)。

なお「国内の樹木の所有者(森林所有者または素材生産業者)から調達」にも 1 事業者から回答があったが、追加質問(問 3.3)の回答内容は原木市場を介して購入していると思われるもので、整合性に欠けていた。

表 73 ヒアリング対象事業者の木材・木材製品の入荷・調達先

木材・木材製品の入荷・調達先	事業者数
国内の樹木の所有者(森林所有者または素材生産業者)から調達	1
自社が国内で所有している森林から調達	1
国内の樹木の所有者から販売の委託を受ける	0
海外のサプライヤーから直接調達	2
国内の原木市場や商社などの木材関連事業者から調達	8

2) 合法伐採木材の調達方針の有無 (問 3.1.2)

合法性を確認した木材または合法伐採木材であることを調達要件とするなどの調達方針の有無については、8事業者中「あり」が4事業者、「なし」が2事業者、「不明」が2事業者であった(表74)。なお、「不明」としたのは、確認内容や行為についての回答はあるものの、方針の有無に関する回答がなかったためである。

表 74 ヒアリング対象事業者の調達方針の有無と合法性の確認

No.	調達方針	2020年度の合法性の確認の有無			合法性確認の追加コスト
		第一種	第二種	備考	
1	○	-	○至らずあり		従来から発注先には合法木材を求めているために追加コストは無いが、CW法で求められている「木材の種類」の分別や計算で、年間約18時間を要している。
2	×	-	×	納品書類に合法性の記載は無いが全て合法と思っている。土台、梁などに会社名が印字されているので出所がはっきりしている。	無回答
3	×	-	×		無回答
4	○	-	○全量		必要なことだと思っていたので、特に追加的コストとは考えていない。
5	不明	○至らずあり	○至らずあり	納品書類に合法の記載がある場合とない場合がある	金額より、時間・労力がかかった。
6	不明	-	○至らずあり	県産材か否か、国産材か否かを確認。外材は合法性の確認書を求める	公共建築物に木材を供給する際に、SGECで無いとダメな時があり、森林認証を取得したが、かなりのコストがかかり、さらに毎年の更新費用も高額(20万円程度)なため、今回更新を行わなかった。
7	○	○全量	○至らずあり	第二種事業の合法性確認の必要性がないと思っていた。最近確認をはじめた。	合法性確認を契約書及び納品書で行っていることもあり、(輸入した認証材のみを原料としている)ツーバイフォー工法であれば、追加となるコストはほぼゼロ。書類整理に担当二人が1日費やす程度。書類管理に膨大なスペースを要しているが、旧社屋を書類倉庫として使える。
8	○	-	×		無回答

調達方針;「○」:あり、「×」:なし



### 3) サプライヤーとの売買契約における合法性に関する取り決めの有無（問 3.1.4）

国内外のサプライヤーと売買契約を結ぶ際に、合法性に関する何らかの取り決めに契約書に盛り込んでいるかについて 3 事業者から回答を得た。表 75 に示す。3 事業者とも「合法的に伐採された木材のみを供給すること」または「森林認証材のみを供給すること」のいずれかを盛り込んでいた。

表 75 サプライヤーと売買契約の際の合法性に関する取り決め(複数回答可)

取り決め内容	回答数
合法的に伐採された木材のみを供給すること	2
森林認証材のみを供給すること	2
合法性を確認するために書類が必要であった場合、取引後であってもサプライヤーが提出すること	2
もし供給された木材に違法に伐採された木材が混入していたことが取引後に判明した場合、それにかかわる損害(登録事業者から除名されるなど)はサプライヤーが負担すること	1

### 4) 合法性確認の有無、タイミング（問 3.1.3、問 3.1.5）

合法性の確認について、8 事業者中 5 事業者は合法性の確認を行っていたが、3 事業者は行っていなかった(表 74)」。確認を行っていた 5 事業者のうち、全量確認ができているのは第二種木材関連事業のみを行っている 1 事業者のみであった。第一種木材関連事業も行っている別の 1 事業者は第一種木材関連事業のみ全量確認を行っていた。この事業者は「第一種木材関連事業では確実に合法性を確認しているが、第二種木材関連事業では、特に合法性確認の必要性がないと思っていて、最近確認をはじめたところ」とのことであった。他の 3 事業者は「確認に至らなかったものがある」との回答であった。具体的には「製品ごとで納品書類に合法の記載がある場合とない場合がある。集成材は記載のあるもの、ないものがあり、製材品は全量について記載がないが要求すれば証明書等は入手できると考えている<sup>24</sup>」といった回答があった。

また、確認を行っていた 5 事業者に、合法性確認のタイミング(調達の都度、月次・年次・その他定期的にまとめて)を確認したところ、4 事業者から回答を得た。3 事業者は調達の都度確認していた。もう 1 事業者は「船便毎に確認はしていないが、ロット番号で確認が出来るようにしている(No.5)」との回答であった。

合法性の確認をしていない 3 事業者の中では、「納品書類に合法性の記載は無いが全て合法と思っている(No.2)」という回答もあった。3 事業者のうち 1 事業者は、調達方針は有している(問 3.1.2)ものの、合法性の確認はしていなかった。

<sup>24</sup> この事業者は、集成材は外部販売も行っているが、製材品は自社の建築・建設事業のみで使用していた。

#### 5) 合法性の確認を開始した時期（問 3.1.7）

合法性の確認を行っていた 5 事業者に、いつ頃から確認を行っているのか、そのきっかけは何かを質問したところ、合法性確認のガイドラインができたこと(2008 年頃から確認)、地域型グリーン化事業(2014 年)、CW 法登録(2018 年)と様々な回答であった。1 事業者は「以前より、常に確認を行っている」との回答であった。

なおその他 1 事業者の回答は合法性の確認を含めた認証取得に関するもので、「取引先からの指示で CoC 認証取得した」というものであった。

#### 6) 合法性の確認の追加的なコスト（問 3.1.8）

合法性の確認のために発生した追加的なコストについて、合法性の確認を行っていた 5 事業者から回答を得た。合法性確認自体のコストを指摘する事業者はいなかったが、2 事業者は報告のための時間的なコストを挙げた。具体的には、CW 法で求められている「木材の種類」の分別や計算で、約 18 時間／年を要している。」「書類整理に担当2人が1日費やす程度」との回答であった。一方、全量確認を行っている 1 事業者は「必要なことだと思っていたので、特に追加的なコストとは考えていない。」と回答した。

また 1 事業者は、一部の調達について、森林認証制度に基づく合法性確認と伝達を行っていたが、「公共建築物に木材を供給する際に、SGEC で無いとダメな時があり、認証を取得していたが、新規取得の際にかなりのコストがかかり。また、毎年の更新費用もかなり高額(20 万円程度)なため、今回更新を行わなかった。」との回答であった。

#### 7) 第一種木材関連事業における合法性の確認についての詳細（問 3.2.1、問 3.2.4）

第一種木材関連事業に従事する 2 事業者のうち 1 事業者のみ回答があった。輸入している木材・木材製品について、どのような書類や情報を根拠に合法性を確認しているか(問 3.2.1)については、「輸入丸太は全量を認証材とし、輸出元企業が 100%認証材を供給することを契約書の中で明記。欧米からの輸入のため、合法性確認はそれで十分と判断」との回答であった。

また、どのような情報源から入手した書類や情報が合法性の根拠として妥当か判断しているか(問 3.2.4)については、「丸太は輸入元企業が森林認証材を供給する旨記載した契約書と納品書における森林認証材であること記載または証明書」との回答であった。

一方、国産材丸太の調達(第一種木材関連事業)に関する詳細質問への回答は得られなかった。

## 8) 第二種木材関連事業における合法性の確認についての詳細

### (1) 入荷先から得た合法性確認の書類 (問 3.4.1)

第二種木材関連事業において合法性の確認を行っていた 5 事業者から以下の回答を得た。その他、「取引先の HP を確認する」という回答もあった。

- CW 登録事業者番号、森林認証などの番号、樹種、合法性の確認の有無の記載。
- 見積書に一部の材料が合法材であることの記載。
- 納品書の合法木材供給事業者認定番号。
- 請求書の合法木材供給事業者認定番号。
- 商社からの荷渡し指図書。

### (2) 直接のサプライヤーのさらに上流まで遡って合法性を確認することの有無 (問 3.4.2)

第二種木材関連事業において合法性確認を行っていた 5 事業者のうち、1 事業者は上流まで遡って合法性を確認することが「ある」、1 事業者は「森林認証の場合はある」と回答した。他の事業者は「ない」と回答したが、1 事業者は「ただしやろうと思えばできる」とも回答した。

### (3) 合法性の確認を行うことが難しい調達先や樹種、木材製品 (問 3.4.3)

第二種木材関連事業において合法性確認を行っていた 5 事業者から以下のような調達先について、合法性の確認を行うことが難しいとの回答があった。

一方、合法性の確認を行っていない 3 事業者からは、そのような調達先に対する回答はなかった。

#### <調達先>

- 発注先が合法性にあまり関心を示さず、合法性証明の書類を出したがない。

#### <樹種や原産国・加工国>

- アフリカ産の銘木、ブラックウォールナット、昔から在庫として置いてあるもの。
- 商社等から購入している中国や東南アジアからの建材。特に中国産材については必要な書類がなく、合法性確認が出来ない。自社で調達している フローリングも確認できない。
- 南洋材製材は、問屋で切り売りされるとわからなくなる。合板も 10 年位前から、わからなくなった。

### (4) 取り扱っている木材・木材製品のうち合法性が確認できない／疑わしいものに対するこれまでの対処、今後の対処方針 (問 3.4.4)

第二種木材関連事業において合法性確認を行っていた 5 事業者のうち、1 事業者は「自社の取組を理解してもらい、納品する木材に関して合法証明を付けるよう指導を繰り返した。今後も同様な方法を取る。」と回答した。また別の 1 事業者は「納品先からの要望が無いので確認を怠ってきた。今後はサプライヤー全てに合法性の証明を問う。」と回答した。一方他の 3 事業者、及び合法性確認を行っていない 3 事業者は「わからない。確認のしようがない」、「なし」と回答した。

#### (5) 合法性確認を進めた結果の、サプライヤーとの関係の変化（問 3.4.5）

第二種木材関連事業において合法性確認を行っていた 5 事業者のうちの 1 事業者は、以下のように変化があったと回答した。「一般の製材工場は CW 法を理解しておらず、合法木材 (GL 認定) を使用していても何ら PR もされていない。当社から証明のリクエストをすることで実態を理解し、取組に着手した事業所もあった。合法性を求める事業者がリクエストをすることにより、理解・実施が進むと考えている」。一方 2 事業者は以下のように元々信頼できる取引先と取引してきたから変化がなかったと回答した。「事業の継続性、品質等の面からしっかりした生産者や製材業者に変更してきたので安全」、「確認する書類を出せないようなところとは取引をしない」。

その他の 2 事業者、及び合法性確認を行っていない 2 事業者は「変化がなかった」、「特に確認していない」、「今後のこと」と回答した。合法性確認を行っていない 1 事業者からは回答を得なかった。

#### (6) その他の合法性を確認する際の問題点、課題（問 3.4.6）

第二種木材関連事業において合法性確認を行っていた 5 事業者のうちの 2 事業者からは以下のような課題が指摘された。また 1 事業者は「合法性を問われてきたのは公共物件のみであったため、あまり気をつけてこなかった。」と回答した。他の 2 事業者及び合法性確認を行っていない 3 事業者は「特になし」であった。

- 認知度を上げることが先決。(外部販売をしているプレカットについて)合法伐採木材を流通させていても、後工程からの証明の要求がない、という事例が見受けられる。
- 商社や問屋でも、納品書などに合法性に関する記載が出来ていないところがあるため、せめて県産材を使用していることだけでも明記してもらいたい。

### 3. 木材・木材製品の管理

#### 1) 合法性が確認できた木材と確認に至らなかった木材の分別管理（問 4.1.1）

合法性が確認できた木材を分別管理しているかについては 7 事業者から回答を得た。3 事業者は分別管理を実施しており、その詳細は「入庫後、物理的分離方式をとり、他の木材が混入しないような管理」、「物品ごとに倉庫で分別」、「会社の部門別」というものであった。一方、1 事業者は「実施していたがやめた」、3 事業者は「実施していない」と回答した。

#### 2) データ管理（問 4.1.2）

調達した木材の合法性に関する情報の管理については、確認できた合法性情報を含め、全般的な調達木材のデータ管理についての回答を 8 事業者すべてから得た(表 76)。データ管理の手段は、紙のみが 4 事業者、電子のみが 1 事業者、紙と電子を併用しているのが 3 事業者で、その 3 事業者は、「見積書は電子、納品書は紙」、「認証材の見積書は紙、それ以外は電子」、「輸入品はメー

ルを電子、国産材の納品書はメールを印刷して紙」と使い分けていた。

データ管理の仕組みについては、サプライヤー毎が 4 事業者、邸別が 2 事業者、サプライヤー毎と荷口毎の両方が 1 事業者、時系列が 1 事業者であった。

データの保存期間についてはまちまちで、1年や 5 年と短いものから、20 年以上、創業時から(70 年)、期限なし、という事業者まであった。

合法性に関するデータ管理をいつ頃から実施しているのか、についても、2000 年頃や 2012 年、かなり前など、ばらばらであった。

表 76 合法性の確認できた木材の分別管理とデータ管理

No	分別管理	データ管理				
		紙／電子	サプライヤー／荷口ごと	データの保存方法・期間	いつから	その他工夫
1	あり。物理的分離方式で管理	紙	サプライヤー毎	1年	2000年頃	なし
2	なし	電子	サプライヤー毎	プレカット図などは20年以上もある	かなり前	なし
3	なし	紙・電子併用	邸別	15年	2012年	なし
4	あり。物品ごと倉庫で分別	紙	サプライヤー毎、時系列	70年以上(創業当初)	NA	NA
5	なし	紙	時系列	5年	NA	NA
6	なし。過去に認証材は土場で分別管理していた	紙・電子併用	サプライヤー毎、月毎	20年以上	変更なし	なし
7	あり。部門別で管理	紙・電子併用	両方	10年	書類をメールでやりとりするようになって以来	なし
8	NA	紙	邸別	期限なし	変更なし	NA

(注) NA: 回答なし

#### 4. 木材・木材製品の譲り渡し／販売

##### 1) 譲り渡し／販売の量（問 5.1.1）

2020 年度の製品の種類ごとの販売／出荷量については 2 事業者から回答を得た。「合法性が確認できた木材は 2019 年度で 94%、2020 年度で 99%を占め、出荷量も増加した」、「販売先は大手デベロッパー、大手ホームビルダーが多く、自社で住宅販売する物件は年間 1～2 棟程度」というものであった。

##### 2) 譲り渡し／販売の際の合法性情報の伝達（問 5.1.2～問 5.1.5）

これらの質問は 1 事業者のみから回答を得た。販売先に対する、カタログやホームページなどによる商品の合法性に関する情報提出（問 5.1.2）については、「提出していない」であった。譲り渡しの際、販売先に対しての合法性に関する書類を発行（問 5.1.3）については、「納品書に記載する」であった。

合法性を確認したすべての木材について発行しているか、販売後、期間が経ってから販売先から合法性に関する書類の請求はあるか（問 5.1.4）については、「顧客から請求があった場合はすべて作成している」で、「販売後、期間が経ってから販売先から合法性に関する書類の請求はある」であった。自社が発行した合法性に関する書類の控えの保管期間（問 5.1.5）については、「5 年間」であった。

#### 5. 事業者認定・登録制度

##### 1) 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定（問 6.1.1～問 6.1.5）

問 6.1.1～問 6.1.4 では林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている場合、問 6.1.5 は認定を受けていない場合への質問項目であったが、回答を得たのは GL 認定を受けている 1 事業者のみであった。

この事業者は、認定を受けた理由（問 6.1.2）については、10 の選択肢のうち以下をあげていた。また、認定団体による研修への参加（問 6.1.4）については「出席している」という回答であった。

- 社内へのメリット：「自社の社会的評価の向上」、「従業員の士気の向上」
- 外部からの要請：「業界団体からの要請・指導」、「行政からの要請・指導」
- 業務取引へのメリット：「合法木材が国や地方自治体の補助事業の採択要件」、「取引先・消費者へ自社の製品をアピール」

##### 2) クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者への登録

###### (1) CW 法の登録木材関連事業者制度に関する情報（問 6.2.1）

CW 法の登録木材関連事業者制度に関する情報をどのように得たか(問 6.2.1)については、8 事業者すべてから回答(複数回答含む)があり、「業界団体などによるセミナーへの参加」が 6 事業者、「CW ナビなどインターネットから」が 3 事業者、「制度についてよく知らない」が 1 事業者であった(表 77)。

表 77 CW 法の登録木材関連事業者制度に関する情報入手(複数回答可)

情報入手先	回答数
業界団体などによるセミナーへの参加	6
インターネット(CW ナビなど)	3
登録木材関連事業者制度についてよく知らない	1

## (2) CW 法登録事業者への質問 (問 6.2.2～問 6.2.7)

登録事業者は 3 事業者(表 71)であったが、この 3 事業者から以下のような回答を得た。

登録年(問 6.2.2)は、2018 年、2020 年であった。登録実施機関(問 6.2.4)は一般財団法人日本ガス機器検査協会が 1 事業者、公益財団法人日本合板検査会が 2 事業者であった。

登録の理由(問 6.2.3)は、「自社の社会的評価の向上」が 2 事業者、「従業員の士気の向上」が 1 事業者、「登録が国や地方自治体の補助事業の採択要件」が 1 事業者、「販売先・消費者へ自社の製品をアピール」が 1 事業者、その他の 1 事業者は「地球温暖化への貢献、CSR」というものであった。

登録のための追加的コスト(問 6.2.5)については、時間単位での回答や作業の工数(人・日)での回答などまちまちながら、情報収集やセミナー参加、及び申請にかかる書類作成などの時間を考慮すると、一定の手間暇が費やされているという回答であった。なお「年度報告は、毎日、毎月確認している。システムを構築しているため、手間では無い。」という意見もあった。

登録木材関連事業者という名称の使用の有無(問 6.2.6)については、2 事業者から回答があり、「社員や役員の名刺に記載」が 2 事業者、「営業所や展示場等の顧客が訪れる部屋などに掲示」が 1 事業者であった。

登録によって目的が達成したか(問 6.2.7)については、以下のような回答があった。

(目的達成に関して)

- 体感できるほどの達成感はない。社会的評価をかかげて、取り組んでいくことが大事。
- CW 法であまりアピールできておらず、メリットもさほど感じていないのが現実。

(手間、コスト)

- 合法性の確認について実績を整理して提出するのが大変。
- 第一種登録でインボイスを用意するなど、そこまでやる意味があるのかと思った。
- 手間がかかる割に取得しているメリットが何もなく、これでは大手しか出来なくなる。

- 合法性を求めるとコストが上がるが、価格に転嫁することは出来ない。

(その他)

- 先行しているヨーロッパでは、良い環境を後輩や自分の子供に引き継ぐために実施していると考えられる。日本は、環境に対して遅れている。
- 最近 2 件のクリーンウッド法の証明書をフランチャイズ店から求められた。自社で加工した製品の販売先から合法伐採木材を求められたことはほとんどなかったため、都会のほうが認識は高いと感じる。

### (3) CW 法非登録事業者への質問

登録していない理由について(問 6.2.8)、非登録事業者 5 事業者全てから回答を得た(表 78)。選択肢は 7 つあったものの、「販売先・消費者への自社の製品のアピールになるとは考えにくい(4 事業者)」、「自社が CW 法の登録制度をよく理解していない(3 事業者)」、「自社の社会的評価の向上その他メリットが得られるとは考えにくい(2 事業者)」のみが選択された。

表 78 CW 法に基づく登録をしていない理由(複数回答可)

選択肢	回答数
自社が CW 法の登録制度をよく理解していないため	3
登録木材関連事業者への登録手続きにコスト(金銭・時間)がかかるため	0
合法性の確認または証明などがなされた木材・木材製品の供給量が少ないため	0
登録しても、販売先・消費者への自社の製品のアピールになるとは考えにくいため	4
登録しても、自社の社会的評価の向上その他メリットが得られるとは考えにくいため	2
取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認する手法が分からない／できないものを含む(可能性がある)ため	0
取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、確認に金銭的コスト・時間的コストがかかりすぎるため	0

その他登録をしない理由として以下が挙げられた。

(社会情勢)

- 社会全体でやろうという機運が高まったり、マスコミ報道があつたりしないと取得はしないと思う。社会の流れがまだそこまでいっていない。
- 消費者は、環境面より構法のほうに関心がある。

(メリット)

- メリットがあれば、コストは関係ない。お客様まで、合法木材であることが必要とされていない。基本、違法な木材が使われているとは思っていない。
- 目に見えるメリットが無いこと、強制力が無いこと、登録を行ったからといって住宅が売れるようにはならないことを理由に、登録申請を見送った。



(法律の周知不足)

- 法律が制定され、クリーンウッド法の登録関連事業者になることは良いことだとは思っている。ただ、世の中に知られていないことを登録することはデメリットに繋がる。クリーンウッド法が知られていないことがデメリット。

#### (4) クリーンウッド法の登録、合法木材流通促進に関するその他の意見

事前の質問項目にはなかったが、クリーンウッド法の登録、合法木材流通促進に関し、登録事業者、非登録事業者から以下のような意見があった。

- クリーンウッド法の第二種事業者を登録させるためには、社員教育にからめて、登録するように仕向けるのはどうか。
- クリーンウッド法の登録をしていることで、個別の案件の手続きや、公共建築物の書類提出などの作業が緩和されるようなことがあれば良い。
- 建築・建設会社の登録が増えない理由の一つとして、建築・建設会社が木材関連事業者に含まれていないと思っていることが考えられる。木材関連事業者と並列にし、建築・建設事業者を明確に打ち出してみてもどうか。
- 建築・建設会社は、林野庁のホームページを見ないため、国土交通省のホームページでも同様にしてみてもどうか。
- 流通事業者がしっかりしていれば、合法木材のチェーンはつながると思う。

## 巻末資料

Appendix.1 素材生産事業者アンケート用紙

Appendix.2 木材関連事業者アンケート用紙

Appendix.3 ヒアリング項目





森林所有権の確認	<input type="checkbox"/> 確認しない
(3) 境界の確認	<input type="checkbox"/> 森林所有者のみと現地立ち会いで確認する <input type="checkbox"/> 森林所有者、隣接所有者と現地立ち会いで確認する <input type="checkbox"/> 現地立ち会いはしないが、伐採区域の地図（実際に施業を行う場所を示したもの）を確認する <input type="checkbox"/> 現地立ち会いや伐採区域の地図等の書面による境界確認はしない
(4) 伐採届の提出 (伐採届による伐採の場合)	<input type="checkbox"/> 自ら行う <input type="checkbox"/> 森林所有者が行う <input type="checkbox"/> 伐採届の対象となる森林の伐採は行わなかった <input type="checkbox"/> その他（ ）

問 7 仲介人を通して立木を購入する場合（転売の場合も含む）、売買契約書を作成しますか。また、所有権や所有境界の確認はどうしていますか、最も多いケースをお答えください。

(1) 契約書の作成 ※森林所有者、転売ならば転売者、との売買契約書	<input type="checkbox"/> 自主的に作成する <input type="checkbox"/> 求められたら作成する <input type="checkbox"/> 作成しない →作成しないときの理由として当てはまるものを全てお選びください <input type="checkbox"/> 必要性を感じない <input type="checkbox"/> 慣行である <input type="checkbox"/> 印紙税が発生する <input type="checkbox"/> 手間がかかる <input type="checkbox"/> 取引内容が事前に決まらない <input type="checkbox"/> 契約内容に縛られたくない <input type="checkbox"/> 相手から要求されない <input type="checkbox"/> その他（ ）
(2) 登記簿等による森林所有権の確認	<input type="checkbox"/> 自ら確認する <input type="checkbox"/> 仲介人に書類提出を求める <input type="checkbox"/> 仲介人に任せ自らは確認しない
(3) 転売の場合の立木所有権の確認	<input type="checkbox"/> 森林所有者との売買契約書類を確認する <input type="checkbox"/> 森林所有者との売買契約書類を確認しない
(4) 境界の確認	<input type="checkbox"/> 自ら所有者のみと現地立ち会いで確認する <input type="checkbox"/> 自ら所有者や隣接所有者と現地立ち会いで確認する <input type="checkbox"/> 現地立ち会いはしないが、自ら所有者や隣接所有者と口頭や伐採区域の地図等の書面で確認する <input type="checkbox"/> 仲介人に伐採区域の地図等の書類提出を求め、その書類を確認する <input type="checkbox"/> 仲介人が所有者と現地立ち会いで確認しているが、自らは確認に参加しない <input type="checkbox"/> 仲介人も自らも、現地立ち会いや伐採区域の地図等の書面による境界確認はしない
(5) 伐採届の提出 (伐採届による伐採の場合)	<input type="checkbox"/> 自ら行う <input type="checkbox"/> 森林所有者が行う <input type="checkbox"/> 仲介人が行う <input type="checkbox"/> 伐採届の対象となる森林の伐採は行わなかった <input type="checkbox"/> その他（ ）

問 8 御社は仲介人にどのような役割を期待していますか。当てはまるものを全てお選びください。

<input type="checkbox"/> 事業地の確保 <input type="checkbox"/> 所有者の特定 <input type="checkbox"/> 所有者との交渉 <input type="checkbox"/> 事業地の取りまとめ <input type="checkbox"/> 所有者とのトラブル対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）
---





問 14 原木市場へ木材を出荷する場合、出荷量の何割程度で合法性証明書類を提出していますか。また、こういった書類をどのように提出していますか、当てはまるものを全て選んでください。

(1) 提出する割合	<input type="checkbox"/> 0割 <input type="checkbox"/> 1~3割 <input type="checkbox"/> 4~6割 <input type="checkbox"/> 7割 <input type="checkbox"/> 8割 <input type="checkbox"/> 9割 <input type="checkbox"/> 10割
(2) 提出する書類 (写しを含む)	<input type="checkbox"/> 伐採届（受付印あり） <input type="checkbox"/> 適合通知書 <input type="checkbox"/> 伐採届以外の行政手続の書類（保安林伐採許可書、森林経営計画の認定書など伐採地の要件に応じた書類） <input type="checkbox"/> 森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者（ガイドライン認定事業者）の認定番号とともに合法性を証明する文言の入った請求書や納品書等 <input type="checkbox"/> 認証材の証明書（FSC、PEFC、地域材等） <input type="checkbox"/> 丸太・チップ等の木材の種類、木材の重量・数量・体積が記載された書類（納品書等） <input type="checkbox"/> その他書類（ ）
(3) 提出の方法	<input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 第三者（運送会社のトラック運転手など）を通じて手渡し
(4) 提出の時点	自発的に提出（ <input type="checkbox"/> 材の出荷前 <input type="checkbox"/> 出荷とともに <input type="checkbox"/> 後日） <input type="checkbox"/> 求められた時

問 15 木材加工事業者や原木市場などの木材関連事業者から合法性証明書類を求められた場合、提供しないことはありますか。その理由はなんですか。

<input type="checkbox"/> ある→（理由： ） <input type="checkbox"/> 求められたことがなかった	<input type="checkbox"/> 提供しなかったことはない
---	---------------------------------------

## 5 森林所有者とのトラブル

問 16 過去 5 年間に立木売買や伐採に関して所有権や境界の問題で森林所有者とトラブルになったことがありますか。あった場合、どのように解決しましたか、当てはまるものを全てお選びください。

トラブルの有無	<input type="checkbox"/> あった <input type="checkbox"/> なかった
解決方法	<input type="checkbox"/> 話し合いのみで解決 <input type="checkbox"/> 示談金を支払い解決 <input type="checkbox"/> （仲介をした）仲介人の責任で解決 <input type="checkbox"/> 裁判により解決 <input type="checkbox"/> 未解決、係争中 <input type="checkbox"/> 時効 <input type="checkbox"/> その他（ ）

問 17 御社が活動する地域で、過去 5 年間に誤伐盗伐等のトラブルの事例を聞かれたことがありますか。

ある  ない

(具体例)
-------



## 6 クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）

問 18 クリーンウッド法（2016 年  
制定）を知っていますか。

内容（※）についても理解している  聞いたことはあ  
るが内容は把握していない  知らない

※：第一種・第二種木材関連事業，木材関連事業者登録制度など

問 19 クリーンウッド法が施行された 2017 年以降、  
木材の合法性を確認できる書類を求められることが  
増えましたか。

増えた  変わらない  減った

問 20 木材を販売する際に、合法性を担保して販売するこ  
とが必要だと考えていますか。

考えている  考えていない

問 21 クリーンウッド法をどう評価していますか。クリーンウッド法が抱える課題についてお考  
えがあればお聞かせください。

--

今後の追加調査などにご協力いただける場合、連絡先をお知らせください。（任意）

事業者名：

ご担当者部署、お名前：

連絡先（TEL）：

（E-mail）：

ご協力まことにありがとうございました。

Appendix. 2

木材関連事業者アンケート ※事業所ごとにご回答ください。

1 事業概要

問1 事業所の所在地をご記入ください。

県	市・町・村
---	-------

問2 昨年度の売上高をご記入ください。

百万円
-----

問3 営んでいる事業の種類を全てお選びください。それぞれについて、昨年度の製品・素材等の販売・取扱量をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 製材	<input type="checkbox"/> 単合板製造	<input type="checkbox"/> チップ製造	<input type="checkbox"/> 原木市売市場、丸太の流通	<input type="checkbox"/> 木材製品の流通	<input type="checkbox"/> 木質バイオマス発電
千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	千t	千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	
<input type="checkbox"/> 家具製造	<input type="checkbox"/> その他加工 ( )	<input type="checkbox"/> 製紙用パルプ製造業	<input type="checkbox"/> 丸太・木材製品の輸入	<input type="checkbox"/> 丸太・木材製品の輸出	<input type="checkbox"/> その他 ( )
千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	千t	千m <sup>3</sup> 千t	千m <sup>3</sup> 千t	

問4 御社はクリーンウッド法の登録事業者ですか。

<input type="checkbox"/> I種登録している <input type="checkbox"/> II種登録している <input type="checkbox"/> 登録していない
---

問5 御社は森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者（ガイドライン認定事業者）ですか。

<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--

問6 御社は森林認証を取得していますか。

<input type="checkbox"/> 取得していない <input type="checkbox"/> FSC <input type="checkbox"/> SGEC/PEFC
--

問7 昨年度の素材（立木は除く）（国産材）入荷量をご記入ください。

千m <sup>3</sup>
-----------------

問8 昨年度の素材（立木は除く）（国産材）入荷先をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 森林所有者（自社有林含まず）	<input type="checkbox"/> 素材生産事業者	<input type="checkbox"/> 原木市場	<input type="checkbox"/> 木材流通事業者（原木市場以外）	<input type="checkbox"/> 国（国有林）からの購入	<input type="checkbox"/> その他 ( )
---	----------------------------------	-------------------------------	--	--------------------------------------	----------------------------------

↓

実績がある場合、**2 素材生産事業者**や**森林所有者**からの仕入れの問9～13にお答えください

↓

実績がある場合、**3 原木市売市場**や**木材流通事業者**からの仕入れの問14,15にお答えください

←これらの実績がない場合、**4 木材等の輸入**、**5 素材・製品販売**にお進みください



問 13 合法性証明の書類だけでなく、追加で合法性確認のための調査をしたことがありますか？

ある  ない

(具体例)

※調査の例：合法木材ナビでの認定事業者番号の確認・伐採届の提出先の自治体への確認等。

伐採届に記載された森林所有者に伐採の事実について問い合わせるなど証明書類の信頼性を確認するといったことを指します。また、与信のためなど目的の違う調査は除きます。

### 3 原木市売市場や木材流通事業者からの国産材の仕入れ

問 14 原木市売市場や木材流通事業者から入荷した素材について、購入量の何割程度で合法性確認が実施できましたか。また、どのような書類により、どのような方法により合法性確認を実施していますか、当てはまるものを全てお選びください。

(1) 要求の有無	自主的に求める ( <input type="checkbox"/> 必ず求める <input type="checkbox"/> 仕入れ先によっては求める) <input type="checkbox"/> 販売先から合法性確認を求められた場合にのみ求める <input type="checkbox"/> 求めない
(2) 合法性確認が実施できた割合	<input type="checkbox"/> 0割 <input type="checkbox"/> 1~3割 <input type="checkbox"/> 4~6割 <input type="checkbox"/> 7割 <input type="checkbox"/> 8割 <input type="checkbox"/> 9割 <input type="checkbox"/> 10割
(3) 合法性確認に使用する書類	<input type="checkbox"/> 合法性を確認した旨を記載した／証明する旨を記載した書類 <input type="checkbox"/> その他 ( )
(4) 受取の方法	<input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接手渡し <input type="checkbox"/> 第三者 (運送会社のトラック運転手など) を通じて手渡し
(5) 受取の時点	自主的に求めた場合 ( <input type="checkbox"/> 材の出荷前 <input type="checkbox"/> 出荷とともに <input type="checkbox"/> 後日) <input type="checkbox"/> 販売先からの求めに応じて求めた時

問 15 最近 1 年間で、仕入れ先に合法性を確認できた／証明する旨を記載した書類の提出を求めたのに提供してもらえなかったことがありますか。

ある →それを理由に取引しなかったことがありますか(次回以降の取引中止を含む)。  
 ない  ある  ない

#### 4 木材等の輸入

問 16～23 は、丸太・木材製品を輸入している事業者への質問です。該当しない場合は問 24 へお進みください。

問 16 昨年度輸入した木材等（木材を加工し、又は主たる原料として製造した木材製品を含む。廃材やリサイクル製品除く。）の種類と合計の輸入量（m<sup>3</sup>換算）を教えてください。

						千m <sup>3</sup>	
<input type="checkbox"/> 丸太	<input type="checkbox"/> 製材	<input type="checkbox"/> 合板	<input type="checkbox"/> 単板	<input type="checkbox"/> 単層積層材	<input type="checkbox"/> 集成材	<input type="checkbox"/> 木質ペレット	
<input type="checkbox"/> チップ	<input type="checkbox"/> パルプ	<input type="checkbox"/> 家具類	<input type="checkbox"/> 紙類	<input type="checkbox"/> フローリング	<input type="checkbox"/> 木質系セメント板	<input type="checkbox"/> その他 ( )	

問 17 昨年度木材等の輸入先国を教えてください。

<input type="checkbox"/> アメリカ	<input type="checkbox"/> EU	<input type="checkbox"/> ロシア	<input type="checkbox"/> 中国	<input type="checkbox"/> マレーシア	<input type="checkbox"/> ベトナム
<input type="checkbox"/> カナダ	( )			<input type="checkbox"/> インドネシア	
<input type="checkbox"/> その他 ( )					

問 18 輸入した木材等を用いる事業を全てお選びください。

	自社の行う事業で消費				
<input type="checkbox"/> 輸入業	<input type="checkbox"/> 製材業	<input type="checkbox"/> 単合板製造業	<input type="checkbox"/> 木質バイオマス発電	<input type="checkbox"/> チップ製造業	<input type="checkbox"/> その他 ( )

問 19 輸入に当たり、購入先の事業者から、どのような場合に合法性証明書類の提出を求め、購入量の何割程度で合法性確認が実施できましたか。また、どのような書類や方法により合法性確認を実施していますか、当てはまるものを全てお選びください。

(1) 要求の有無	自主的に求める ( <input type="checkbox"/> 必ず求める <input type="checkbox"/> 仕入れ先によっては求める) <input type="checkbox"/> 販売先から合法性確認を求められた場合にのみ求める <input type="checkbox"/> 求めない
(2) 合法性が確認できた割合	<input type="checkbox"/> 0割 <input type="checkbox"/> 1～3割 <input type="checkbox"/> 4～6割 <input type="checkbox"/> 7割 <input type="checkbox"/> 8割 <input type="checkbox"/> 9割 <input type="checkbox"/> 10割 (特記事項 )
(3) 合法性確認に使用する書類	<input type="checkbox"/> 森林認証 (FSC、PEFC など) <input type="checkbox"/> CITES <input type="checkbox"/> V-legal <input type="checkbox"/> その他の公的機関が発行した合法証明書 ( ) <input type="checkbox"/> 原産地証明書 <input type="checkbox"/> 仕入れ先の納品書 <input type="checkbox"/> 船積み書類、請求書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
(4) 受取の時点	自主的に求めた場合 ( <input type="checkbox"/> 木材等の出荷前 <input type="checkbox"/> 出荷とともに <input type="checkbox"/> 後日) <input type="checkbox"/> 販売先からの求めに応じて求めた時

問 20 最近 1 年間で、木材等の購入先の事業者に合法性が確認できる書類を求めたのに、提供してもらえなかったことがありますか。

<input type="checkbox"/> ある	→それを理由に取引しなかったことがありますか (次回以降の取引中止を含む)。
<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

問 21 木材等（木材製品含む。）の輸入に際して、木材等の輸入国と原材料となっている樹木が伐採された国（森林の所在国）が異なる場合、樹木が伐採された国（森林の所在国）は把握できていますか。把握が困難な場合がある輸入先国等についてご記入ください。

- 把握できない場 合がある → 輸入先国、品目
- 全て把握できて いる

問 22 合法性確認の書類だけでなく、追加で合法性確認のための調査（デューデリジェンス）を行ったことがありますか？具体的に何を行いましたか？

- 追加調査を実施 したことがある → 調査の内容を具体的にご記入ください。例：調査先国におけるサプライチェーンや書類発行システムの現地調査、事業者内部の調達委員会の設置等
- ない

問 23 合法性確認のために必要な輸入先国の違法伐採に係るリスク情報（法制度やデュー・デリジェンス、リスク等に関するもの）をどのように入手していますか。

- 入手に努めてい る →  クリーンウッド・ナビ  Fair Wood Partners などのサイト
- 入手していない  その他（ ）

## 5 素材・製品の販売

問 24 合法性確認の実施状況（合法性確認を実施したか、合法性確認ができたか、合法性確認ができなかったか）を販売先に伝達していますか。

- 全販売量について、合法性確認が出来た場合も出来なかった場合も合法性確認の実施結果について伝達している
- 合法性確認が出来た場合にはその全量についてその旨伝達している
- 販売先に求められた場合には伝達している  伝達していない

問 25 合法性確認の記録の作成・保存は行なっていますか。また、記録方法は何ですか。

- 行なっている → 当てはまる記録方法を全てお選びください。
- 行なっていない  紙  電磁的記録

問 26 販売先から、合法性の確認が実施できた旨の書類の提示を求められることがありますか。

- 常時求められる  求められるときもある  求められることはない

## 6 クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）

問 27 クリーンウッド法（2016 年  
制定）を知っていますか。

内容（※）についても理解している  聞いたことはあ  
るが内容は把握していない  知らない

※：第一種・第二種木材関連事業、木材関連事業者登録制度など

問 28 クリーンウッド法が施行された 2017 年以降、  
木材の合法性確認を求められることは増えましたか。

増えた  変わらない  減った

問 29 木材を販売する際に、合法性を担保して販売するこ  
とが重要だと考えていますか。

考えている  考えていない

問 30 クリーンウッド法が施行された 2017 年以降  
木材の合法性を担保する意識は高まりましたか。

高まった  変わらない  下が  
った

問 31 合法性確認を行っていく上で、課題、障害となっていることがあればご記入ください。

--

問 32 クリーンウッド法をどう評価していますか。クリーンウッド法が抱える課題についてお考  
えがあればお聞かせください。

--

今後の追加調査などにご協力いただける場合、連絡先をお知らせください。（任意）

事業者名：

ご担当者部署、お名前：

連絡先（TEL）：

（E-mail）：

ご協力まことにありがとうございました。

## 1. 事業の概要

1.1.1. **会社名**：

1.1.2. **法人形態**：

1.1.3. **従業員数**：

1.1.4. **資本金**：

1.1.5. **2020年度のおおよその売上高**：

➤ 過去5年間の変化

1.1.6. **所属する業界団体名**：

1.1.7. **事業者から頂いた資料（あれば）**

1.1.8. **事業内容**につきまして、該当するものに○（複数選択可）をご記入願います。

※複数の場合、メインの事業（売上高における割合）がありましたらお知らせ下さい。

- 国内の自社林における伐採／丸太生産
- 国内の他者所有の森林における伐採／丸太生産
- 国内での丸太の流通（原木市場など）
- 海外での丸太生産
- 木材・木材製品の三国間貿易
- 丸太の輸入
- 木材製品の輸入（製材品、合板、各種ボード類（MDF、PB、BB等）、住宅用木材製品（窓枠、ドア等）、家具、チップ、その他具体的に：　　）
- 丸太、木材製品の輸出
- 木材加工（製材、プレカット、合板など木質ボード、フローリング、チップなどの製造）
- 木材を材料とする家具製造
- 木材製品の国内流通
- 木材を材料とする建築・建設（工務店、ハウスメーカー、ゼネコン、建設事業者など）
- 木材を原料とする紙・パルプ製造
- 木質バイオマスを燃料とする発電
  - 自家発電のみですか？売電を行っていますか？「電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法に規定する認定」を受けていますか？
- 木材・木材製品の消費者向け小売
- その他の木材・木材製品を扱う事業（具体的に：　　）

→**該当する事業内容によって追加質問項目にもご回答をお願いします。**

■複数の事業所を持つ場合

1.1.9. **全事業所のうち、どの事業所が上記の木材・木材製品を取り扱う事業所に相当する**



か？各事業所はどのような連携関係になっていますか？

1.1.10. 登録状況・保有する認証（該当するものに○。複数選択可）

※何年に登録されましたか？登録内容の追加などは行いましたか？

• 平成 18 年林野庁ガイドラインに基づく、業界団体による合法木材供給事業者認定

※建設・建築のみを行っている事業者は認定制度の対象外であることに留意

• クリーンウッド法における第一種木材関連事業者登録

• クリーンウッド法における第二種木材関連事業者登録

▶ 一部の木材製品、事業所、工事現場、プロジェクトのみを登録している場合は、その内容をお知らせ下さい。

※森林所有者、素材生産業者流木の伐採、丸太生産を行う事業者は登録制度の対象外であることに留意

• 都道府県による森林・木材の認証等 ※該当する都道府県名もお知らせ下さい。

• 森林認証（FSC, SGEC, PEFC）

• その他

• なし

## 2. 木材・木材製品の調達

### 2.1. 全事業者に共通の質問

2.1.1. 木材・木材製品の入荷・調達先について、該当するものに○（複数選択可）を記入して下さい。

- 国内の樹木の所有者（森林所有者または素材生産業者）から調達（→追加質問 3.3）
- 自社が国内で所有している森林から調達（→追加質問 3.3）
- 国内の樹木の所有者から販売の委託を受ける（→追加質問 3.3）
- 海外のサプライヤーから直接調達（→追加質問 3.2）
  - サプライヤーとしては、伐採事業者、木材製品製造事業者、輸出代理事業者などがあります。
- 国内の原木市場や商社などの木材関連事業者から調達（→追加質問 3.4）
- 例：製材工場、プレカット工場、製品市場・業者等など

2.1.2. 合法性を確認した木材のみを調達していますか？または合法伐採木材であることを調達要件とするなど、そのような方針を持っていますか？

- 調達量の全量の合法性を確認するプロセスを有していますか。
- また、プロセスを有しているのであれば、具体的にどのようなものがありますか。

2-1-○木材市場や木材小売店などを流通した製材、製材工場などから直接納入された製材など、流通経路についてわかる範囲で教えてください。

2-1-○調達先に何らかの認証・規格等（地域認証材、JAS規格など）を求めることはどのくらいありますか？合法伐採木材はそれらと同じような位置づけですか。

2.1.3. 2020年度の、おおよその調達量、合法性確認の有無（立米／平米／トン）

	合法性の確認（#）を行った量		合法性の確認を行わなかった量	合計
	合法性の確認ができた量	合法性の確認に至らなかった量		
第一種の対象となる輸入材				
第一種の対象となる国産材丸太				
第二種の対象となる木材・木材製品				

#: 「合法性の確認」とは第一種については我が国または原産国の法令に適合して伐採されたことの確認。第二種については、直接のサプライヤーが合法性を確認したことの確認。

※可能であれば以下の点についてお知らせ下さい。

- 第一種の対象となる輸入材

- 伐採国別、製品の種別、樹種別の量
- 直接のサプライヤーだけでなく、伐採国・地域までのサプライヤーチェーンの全体像を把握している場合、その内容。(特に中国、ベトナムからの木材製品など)
- 各国におけるサプライヤーが複数いる場合は、それぞれの情報。
- 第一種の対象となる国産材丸太
  - 伐採された都道府県、国有林か民有林かまで把握されている場合、その内容。
- 第二種の対象となる木材・木材製品
  - 外国産材、国産材別の量、製品の種別、事業別の量などの情報

2.1.4. クリーンウッド法で求められているものではありませんが、国内外のサプライヤーと売買契約を結ぶ際に、以下のような合法性に関する取り決めを契約書に盛り込んでいますか／サプライヤーに誓約書への署名を求めていますか？（該当するものに○。複数選択可）

- 合法的に伐採された木材のみを供給すること
- 森林認証材のみを供給すること
- 合法性を確認するために書類が必要であった場合、取引後であってもサプライヤーが提供すること
- もし供給された木材に違法に伐採された木材が混入していたことが取引後に判明した場合、それにかかわる損害（登録事業者から除名されるなど）はサプライヤーが負担すること
- その他合法性に関する取り決め

2-1-○ 2000年「建築基準法」や、2010年「公共建築物木材利用促進法」の法改正等によってどのような影響がありましたか。

2-1-○ 合法伐採木材の取引が増えるためには、どのような仕組みがあるとよいと思いますか。

#### ■ 以下合法性の確認を行っている事業者のみへの質問

2.1.5. 合法性の確認は調達の都度（調達の前？後？）行っていますか、月次や年次その他定期的にまとめて確認していますか？

※書類や情報は全入荷に付随してサプライヤーから送られてくる場合や購入側が調達後に必要に応じて請求することによってはじめて送られてくる場合が想定されること、また、輸入材と国産材、第一種と第二種、サプライヤーによって異なる可能性があることに留意のうえ、お知らせ下さい。

2.1.6. 以下の合法性の確保作業はそれぞれどの部署が行っていますか？責任者についてお知らせ下さい？

- 調達先や調達品の決定

- 調達した木材・木材製品の合法性の確認・判断（第一種において輸入先の法令などの情報収集を含む）、そのデータの管理
- 分別管理
- 譲り渡す際の合法性に関する書類の発行

※会社レベルで一元化されているのか、事業所ごとに行っているのか？部署間・事業所間の情報共有はどのように行われているか、お知らせ下さい。

※木材・木材製品の種類によって担当部署が異なる場合、どのように合法性の確認をされているのかお知らせ下さい？

2.1.7. 合法性の確認を行っている場合、何年から確認を行っていますか？確認を始めたきっかけは何ですか？

2.1.8. 合法性の確認のためにどれくらいの追加的コストが発生しましたか？年間の追加コストはどのくらいかかっていますか？できるだけ具体的にお知らせ下さい。

- クリーンウッド法登録のためのコストではないことに注意する
- 担当者の人件費とそれ以外のコストを区別する

## 2.2. その他の木材・木材製品の調達（第二種木材関連事業）についての追加質問

### 2.2.1. 入荷先から得た、合法性を確認したという書類はどのようなものでしたか？

例：納品書に記載、別紙など。

※その書類には他にどのような情報（例：クリーンウッド登録事業者番号、森林認証などの番号、樹種、産地、合法性を確認した旨など）が記載されていましたか？

### 2.2.2. （クリーンウッド法では要求されていないが）直接のサプライヤーのさらに上流まで遡って合法性を確認することがありますか？

### 2.2.3. 第二種木材関連事業において、合法性の確認を行うことが難しい調達先や樹種、木材製品はどのようなものがありますか？

※自社が取り扱っている木材製品の中ではどのようなものがありますか？

※自社が取り扱っていない木材製品の中ではどのようなものがありますか？

### 2.2.4. 第二種木材関連事業において、取り扱っている木材・木材製品のうち合法性が確認できない／疑わしいものについて、これまで行ってきた対処はどのようなものがありますか？今後はどのような対処を行う方針を持っておりますか？

### 2.2.5. 第二種木材関連事業において合法性確認を進めた結果、サプライヤーとの関係に変化はありましたか？例：サプライヤーの変更、契約の長期化など

### 2.2.6. その他第二種木材関連事業において合法性を確認する際の問題点、課題はありますか？

## 3. 木材・木材製品の管理

3.1.1. 合法性が確認できる木材と確認に至らなかった木材の分別管理を行っていますか？  
どのように行っていますか？

例：物理的に分けている、ロット番号、バーコードなどを与えてデータで管理  
※流通のみを行っている木材・木材製品、加工も行っている木材・木材製品の双方についてお知らせ下さい。

3.1.2. 調達した木材の合法性情報のデータ管理はどのように行っていますか？

- 紙ベースか電子データ管理か？
- サプライヤーごとの管理？荷口（パッキングリスト）ごとの管理か？
- データの保存はどのように行われているか？何年前のデータまで保存されているか？
- 何年ごろからそのようなデータ管理システムを構築したのか？これまでにどのような調達の仕方の変更がなされてきたか？
- その他工夫していることがあるか？

## 4. 木材・木材製品の譲り渡し／販売

4.1.1. 2020年度の製品の種類ごとの販売／出荷量（立米、トン）。

4.1.2. 販売先に対し、カタログやホームページなどで商品の合法性に関する情報は提供していますか？

- している場合、何年から行っていますか？

4.1.3. 譲り渡しの際に、販売先に対し、個別の商品についての合法性に関する書類を発行していますか？それはどのような形態のものですか？

例：納品書や契約書に記載、別紙など

■ 以下合法性に関する書類の発行を行っている場合

4.1.4. 合法性を確認したすべての木材について発行していますか、一部のみ（販売先から請求があった製品など）について発行していますか？

※販売後に期間が経ってから販売先から合法性に関する書類の請求があることもありますか？

※第一種業務・第二種業務それぞれでの実施状況（合法性に関する書類の発行）はいかがでしょうか

4.1.5. 自社が発行した合法性に関する書類の控えはどのように何年間保管していますか？

## 5. 事業者認定・登録制度

### 5.1. 平成18年林野庁ガイドラインに基づく、合法木材供給事業者の認定

※建設・建築のみを行っている事業者は認定制度の対象外です。

#### ■認定を受けている場合

5.1.1. 何年に認定を受けられましたか？

5.1.2. 認定を受けた／受けている理由はどのようなことからでしょうか？（該当するものに○。複数選択可）

- 自社の社会的評価の向上
- 従業員の士気の向上
- 環境団体からの要請・指導
- 業界団体からの要請・指導
- 行政からの要請・指導
- 合法木材が国や地方自治体への販売の要件となっていたため
- 合法木材が国や地方自治体の補助事業の採択要件となっていたため（補助事業名を記載）
- 取引先・消費者へ自社の製品をアピールするため
- 実際に取引先・発注者から求められたため
- 仕入先から求められたため

等

5.1.3. 認定団体はどちらでしょうか？

5.1.4. 認定団体による研修などは受けておられますか？ご出席されている場合、頻度はいかがでしょうか？

#### ■認定を受けていない場合

5.1.5. 認定を受けていない理由はどのようなことからでしょうか？（該当するものに○。複数選択可）

- 自社が認定事業者制度をよく理解していないため
- 認定手続きにコスト（金銭・時間）がかかるため
- ガイドラインに基づく合法証明付きの木材・木材製品の供給量が少ないため
- ガイドラインに基づく合法証明付きの木材・木材製品に対する需要がないため
- 認定を受けても自社の社会的評価の向上や、その他メリットがあるとは考えられないため
- クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録を受けたため<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup>クリーンウッド法では、全ての木材関連事業者が合法性の確認等の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じることになり、木材関連事業者のその判断基準は登録後も変



- 森林認証を活用した合法性の証明を行っており、それで十分なため
- 事業者独自の取組による合法性の証明を行っており、それで十分なため

＜以下第一種木材関連事業の場合＞

- 取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認する手法が分からない／できないものを含む（可能性がある）ため
- 取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、確認に金銭的コスト・時間的コストがかかりすぎるため

等

## 5.2. クリーンウッド法に基づく、登録木材関連事業者への登録

5.2.1. クリーンウッド法の登録木材関連事業者制度に関する情報はどのように得られたでしょうか？（該当するものに○。複数選択可）

- 業界団体などによるセミナーへの参加
- インターネット（クリーンウッドナビなど）
- 登録木材関連事業者制度についてよく知らない

### ■登録している場合

5.2.2. 何年に登録されましたか？

5.2.3. 登録した／している理由・目的やメリットはどのようなものでしょうか（該当するものに○。複数選択可）

- 自社の社会的評価の向上
- 従業員の士気の向上
- 環境団体からの要請・指導
- 業界団体からの要請・指導
- 登録が国や地方自治体の補助事業の採択要件となっていたため（補助事業名を記載）
- 販売先・消費者へ自社の製品をアピールするため
- 実際に販売先・発注者から求められたため
- 仕入先から求められたため

等

5.2.4. 登録実施機関はどちらでしょうか？

---

わからないことに留意する。ただし、登録に当たっては行動規範の設定、登録後は年度報告や登録実施機関への協力が必要になるとともに、登録木材関連事業者の名称を使用することができる。

#### 5.2.5. 登録のためにどれぐらいの追加的コストや手間がかかったか？

※人的、金銭的、時間的コストなど、例の内容について、できるだけ具体的にお知らせ下さい。

例：

- 申請書類の作成
- 責任者や担当者の設置等の体制整備
- 行動規範等<sup>2</sup>の設定
- その他

等

#### 5.2.6. 「登録木材関連事業者」という名称の使用方法についてお知らせ下さい（該当するものに○。複数選択可）。名称使用による取引先の反応がありましたらお知らせ下さい。

- 社員や役員の名刺に記載
- 自社のHPに記載
- PR用のリーフレットやパンフレット等に記載
- 営業所や展示場等の顧客が訪れる部屋などに掲示
- 建設現場等の立て看板やのぼりに記載

等

#### 5.2.7. 登録によって上記の目的は達成されましたか？またメリットはありましたか？

#### ■登録していない場合

#### 5.2.8. 登録していない理由はどのようなことからでしょうか？

例：

- 自社がクリーンウッド法の登録制度をよく理解していないため
- 登録木材関連事業者への登録手続きにコスト（金銭・時間）がかかるため
- 合法性の確認または証明などがなされた木材・木材製品の供給量が少ないため
- 登録しても、販売先・消費者への自社の製品のアピールになるとは考えにくい
- 登録しても、自社の社会的評価の向上その他メリットが得られるとは考えにくい

<以下は第一種木材関連事業の場合>

- 取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認する手法が分からない

---

<sup>2</sup>登録実施事務規程例別記様式1（登録申請書）において、登録実施機関は申請木材関連事業者に対し「合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定（又は既存の行動規範や調達方針の見直し）を行った旨を記載するとともに、写しを添付する。」ことを求めることが記載されている。合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく木材関連事業者の登録の実施に関する事務事業の登録の申請要領において、全ての登録実施機関はこの登録実施規定例と同等以上の規定案を持つことが要求されていることから、全ての登録木材関連事業者は、行動規範を設定することが求められていることになる。

／できないものを含む（可能性がある）ため

- 取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、確認に金銭的コスト・時間的コストがかかりすぎるため

等